

# 守口市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画・生活排水処理基本計画)

～みんなの責任と協働で目指す循環型社会～



令和8年3月

大阪府 守口市



## 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画対象範囲.....	4
4 計画の期間・目標年度.....	4
<b>第2章 地域の概要</b> .....	<b>5</b>
1 自然的条件.....	5
2 社会的条件.....	7
<b>第3章 ごみ処理基本計画</b> .....	<b>11</b>
1 ごみ処理の現状.....	11
2 前計画の振り返り.....	30
3 ごみ処理に係る課題.....	41
4 現状施策を継続した場合のごみ排出量などの将来予測.....	43
5 基本理念及び基本方針.....	50
6 数値目標.....	52
7 ごみの減量化・資源化に係る取組.....	53
8 収集・運搬計画.....	64
9 中間処理計画.....	65
10 最終処分計画.....	65
11 その他ごみ処理に関し必要な事項.....	65
<b>第4章 食品ロス削減推進計画</b> .....	<b>69</b>
1 食品ロスを取り巻く社会状況.....	69
2 守口市における食品ロスの実態.....	71
3 計画の基本的事項.....	74
4 目標達成のための取組.....	75
<b>第5章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>79</b>
1 生活排水処理の現状.....	79
2 生活排水処理の課題.....	82
3 生活排水処理計画.....	83
4 収集・運搬計画.....	85
5 中間処理計画.....	86
6 災害時のし尿処理に係る計画.....	86
7 その他し尿などの処理に関し必要な事項.....	86
<b>第6章 計画の進捗管理</b> .....	<b>87</b>
<b>用語集</b> .....	<b>89</b>

○本計画で使用している主な用語について

用語	解説
収集	市が委託・許可している事業者が、各家庭や事業所からごみや資源物回収し、焼却施設に運搬すること
可燃ごみ、燃やすごみ	焼却処理を行うごみのこと
家庭系ごみ、生活系ごみ	市内の家庭から出るごみのこと
直接搬入	市民や事業者が自ら市が定める施設にごみや資源物を持ち込むこと
焼却残渣	ごみの焼却に伴い排出される残りかす（灰）
焼却残渣発生率	総ごみ排出量に占める焼却残渣量の割合
再生利用量	古紙・古布、びん・ガラス、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装などの資源ごみについて、貯留後選別し、リサイクルできるものの量
集団回収量	地域の自治会・町会・子供会などが自主的に行う、資源ごみ（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・古布・アルミ缶・鉄缶）の回収活動で集められた量。市では、回収量に応じて奨励金を交付している
リサイクル率	総ごみ排出量に占める資源化量の割合
最終処分量	廃棄物のうち、リサイクルや焼却などの処理後に残る、埋め立てられるものの総量
最終処分率	総ごみ排出量に占める最終処分量の割合

※本計画中の数値について、小数点以下の四捨五入の影響により合計と内訳が一致しない場合がある。

※本計画中の図表について、平成を「H」、令和を「R」で表記している場合がある。



## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

近年、これまでの大量生産・大量消費型の社会から循環型社会への転換を目指し、様々な取組が進められてきた。

廃棄物処理については、“リデュース（排出抑制）”、“リユース（再使用）”、“リサイクル（再生利用）”の3Rから“リデュース（排出抑制）”、“リユース（再使用）”の2Rを優先して取り組むことに重点が置かれるようになり、SDGsを契機として廃プラスチックや食品ロスに対する関心が国内外で高まり、法整備や対策が進んでいる。

このような中で、新たに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）についても見直しが行われ、脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設の広域化・集約化が求められるなど、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化している。

守口市（以下、「本市」という。）のごみ処理については、令和元年10月に大阪広域環境施設組合に加入し、令和2年4月から共同処理を行っている。同組合の一般廃棄物処理基本計画が令和8年3月に更新されるため、本市においても前一般廃棄物処理基本計画の計画期間（～令和8年度）を前倒しして新たに計画を策定することとした。

また、本市は「もりぐちゼロカーボンシティ宣言」（令和7年2月）において、2050年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しており、廃棄物処理の収集運搬、処理処分の各過程で生じる温室効果ガスの削減に向けた取組が求められている。

なお、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月施行）に基づく「食品ロス削減推進計画」については、本計画に含有するものである。

#### 【SDGs（持続可能な開発目標）】

平成27年9月の国連サミットにおいて、採択された国際目標、持続可能な世界を実現するための17のゴールなどから構成されている。

国内でも内閣府により、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、ビジョン、実施原則と共に8つの優先課題が盛り込まれている。

守口市一般廃棄物処理基本計画に関連するSDGsの主な目標は次のとおり。

【目標3】 【目標7】 【目標11】 【目標12】 【目標13】 【目標14】



# 第1章 計画の基本的事項

## 2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）と関連計画・法律との関係は、図1-1に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項（以下参照）に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、国、大阪府、本市の関連計画との整合性が図られたものとする。

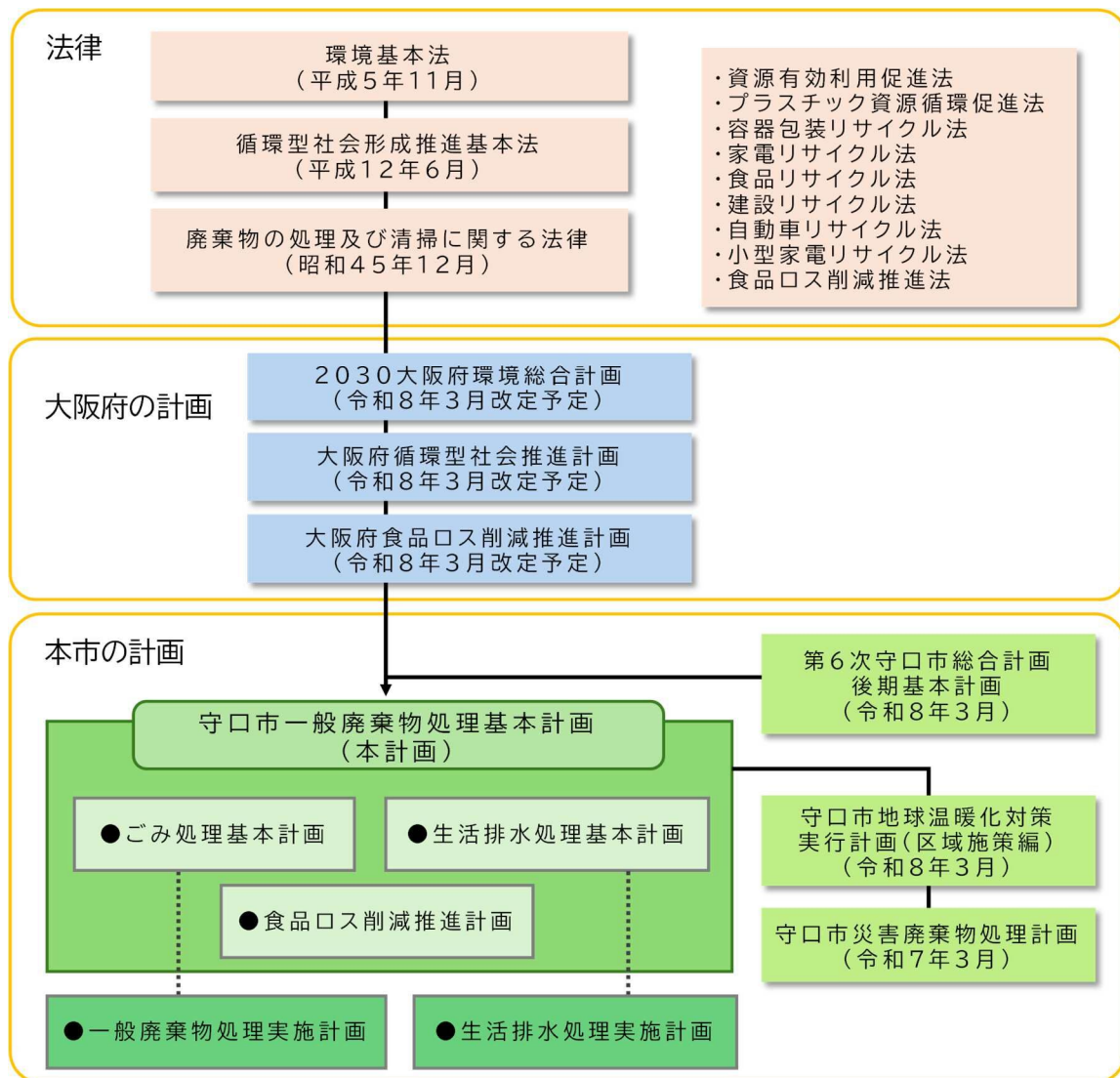


図1-1 本計画と関連計画・法律との関係



《参考》国の定める目標値と本市の現状

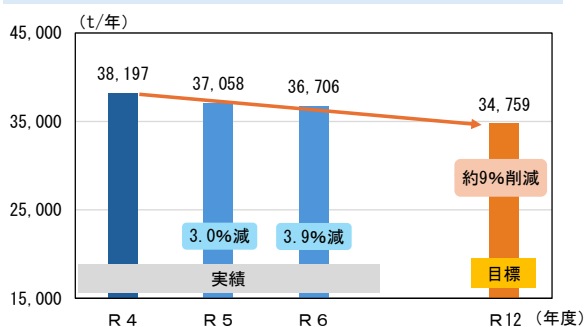
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく国の基本方針は、プラスチック関連法制定などのリサイクル制度のさらなる進展、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、令和7年2月に改定された。改定にあたっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標と整合する形となっている。

表 一般廃棄物にかかる目標値

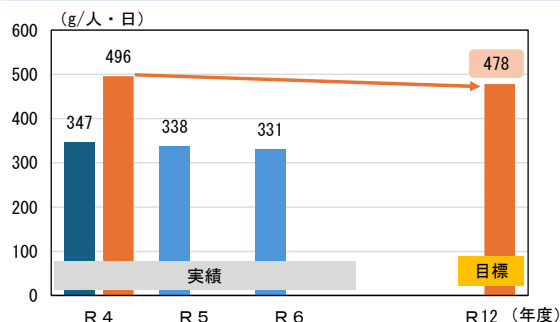
指標	基準年度【令和4年度】	目標値【令和12年度】
①一般廃棄物の排出量	—	約9%削減
②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約496g	約478g
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約20%	約26%
④1人1日あたりごみ焼却量	約679g	約580g
⑤一般廃棄物の最終処分量	—	約5%削減

①～⑤の目標値について、本市の現状と比較したものを以下に示す。

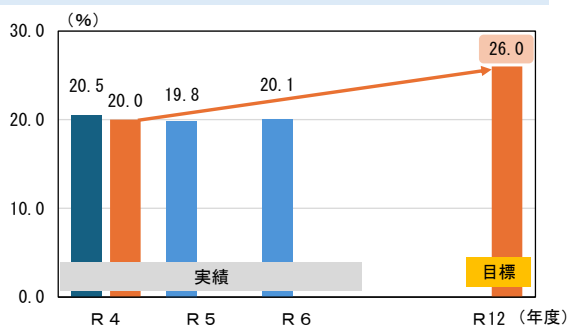
①一般廃棄物の排出量



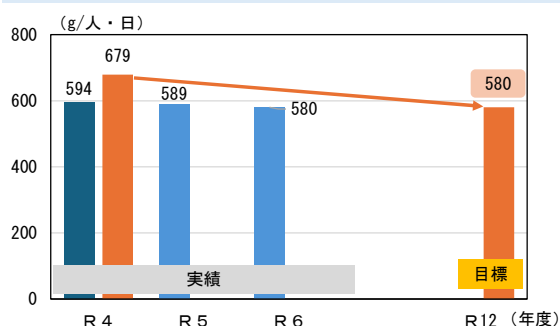
②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量



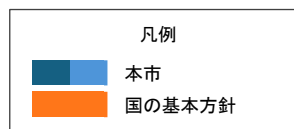
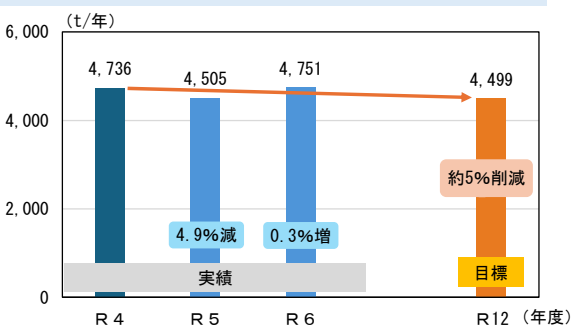
③一般廃棄物の出口側循環利用率



④1人1日あたりごみ焼却量



⑤一般廃棄物の最終処分量



### 3 計画対象範囲

計画対象範囲は、図1-2に示すとおりである。

本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とする。

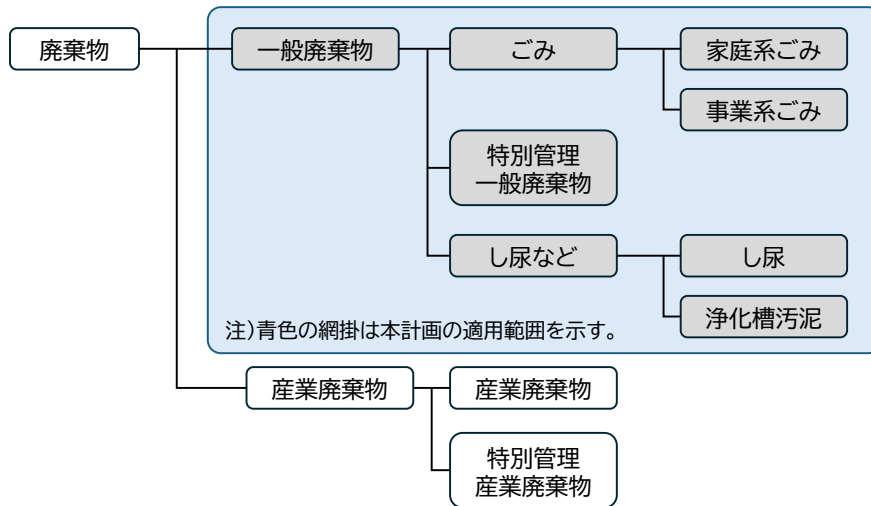


図1-2 計画対象範囲

### 4 計画の期間・目標年度

本計画の期間・目標年度は、図1-3に示すとおりである。

計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

目標年度は、令和8年度から5年後の令和12年度を中間目標年度、10年後の令和17年度を目標年度とする。

令和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		1	2	3	4	5年目	6	7	8	9	10年目
基準年度	策定年度					中間目標年度					目標年度

図1-3 計画の期間と目標年度

## 第2章 地域の概要

### 1 自然的条件

#### 1.1 位置及び地勢

本市の位置は、図2-1に示すとおりである。

本市は、大阪府の大阪平野のほぼ中央部、淀川の左岸に位置している。西及び南は大阪市に、東は門真市・寝屋川市、北は摂津市に接し、市域は12.71km<sup>2</sup>で、概ね淀川の沖積による平坦地となっている。



図2-1 本市の位置



## 第2章 地域の概要

### 1.2 気象

本市周辺の気象は、表2-1及び図2-2に示すとおりである。

表2-1 本市周辺の気象

	最高気温(°C)	最低気温(°C)	平均気温(°C)	降水量(mm)
令和3年	38.2	-4.7	16.8	1,979.0
令和4年	38.4	-3.8	16.6	1,327.5
令和5年	39.8	-4.3	17.2	1,259.0
令和6年	39.1	-2.1	17.8	1,470.5
令和7年	39.2	-3.8	17.4	1,261.5

出典：気象庁（枚方気象観測所）

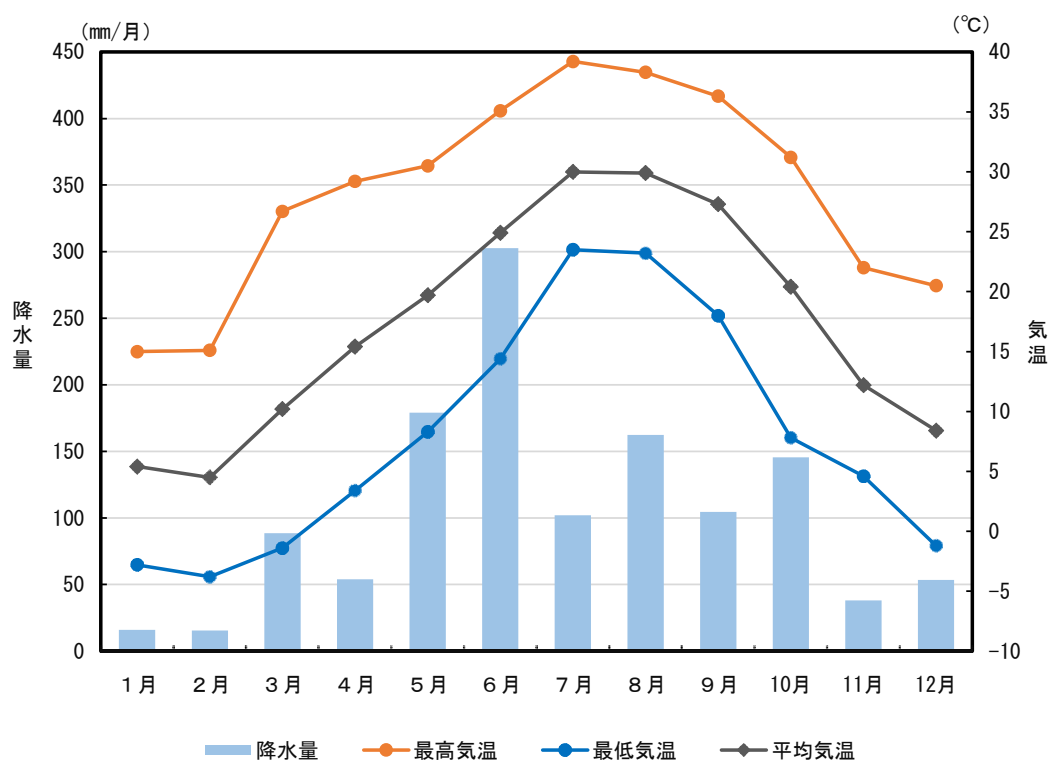


図2-2 本市周辺の気象（令和7年1月～12月）

出典：気象庁（枚方気象観測所）

## 2 社会的条件

### 2.1 人口など

#### 2.1.1 総人口

総人口は、図2-3に示すとおりである。

平成26年度に比べ、総人口は約4,200人減少しており、令和6年度には141,116人となっている。

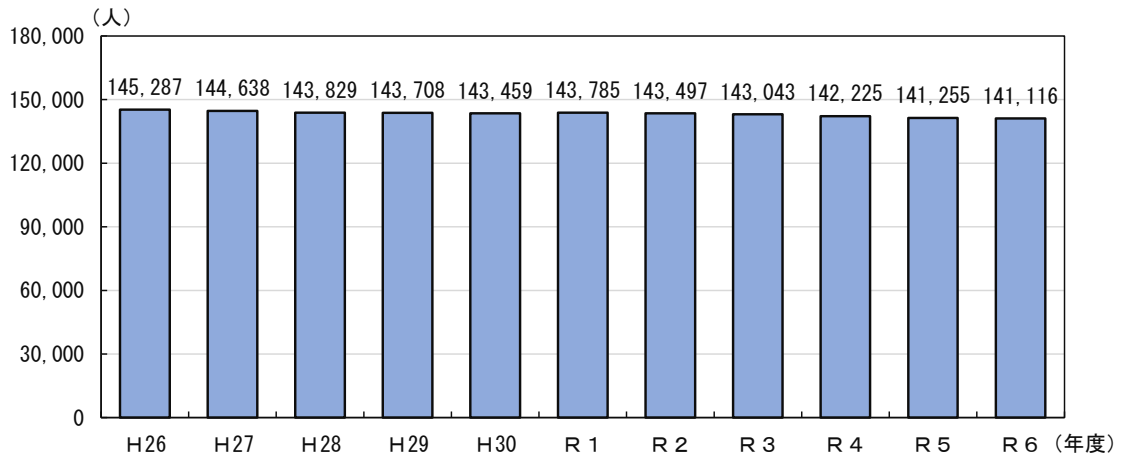


図2-3 総人口の推移

出典：市資料

#### 2.1.2 世帯数

世帯数は、図2-4に示すとおりである。

平成26年度に比べ、4,000世帯以上増加しており、令和6年度には74,278世帯となっている。

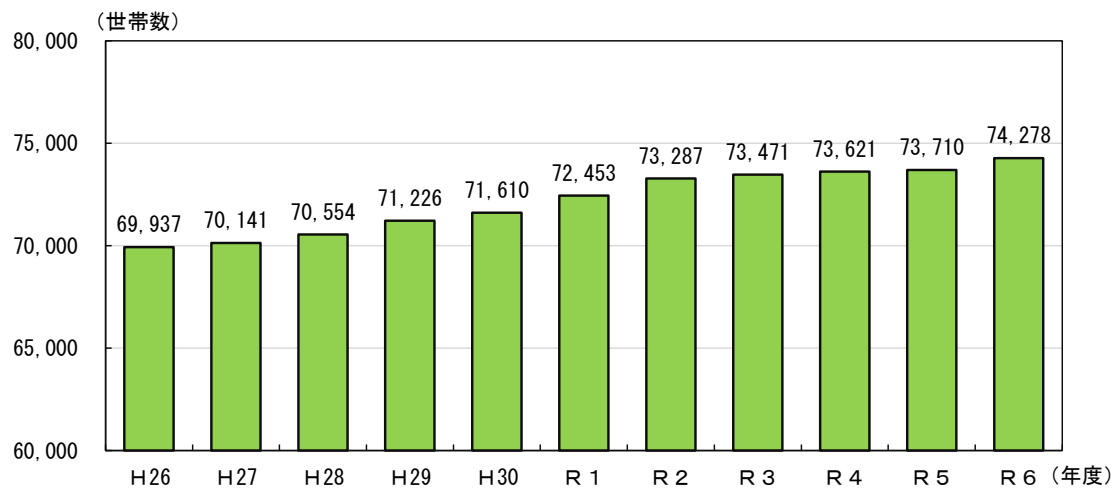


図2-4 世帯数の推移

出典：市資料

## 第2章 地域の概要

### 2.1.3 年齢構成

年齢構成は、図2-5に示すとおりである。

年齢構成は、令和6年度において50～54歳の年齢が男女共に最も多くなっている。また、平成26年度と令和6年度を比較した結果、男女の合計人数は20～24歳以下で減少、より年齢層の高い75～79歳以上で増加していることから、高齢化が進んでいるものと考えられる。

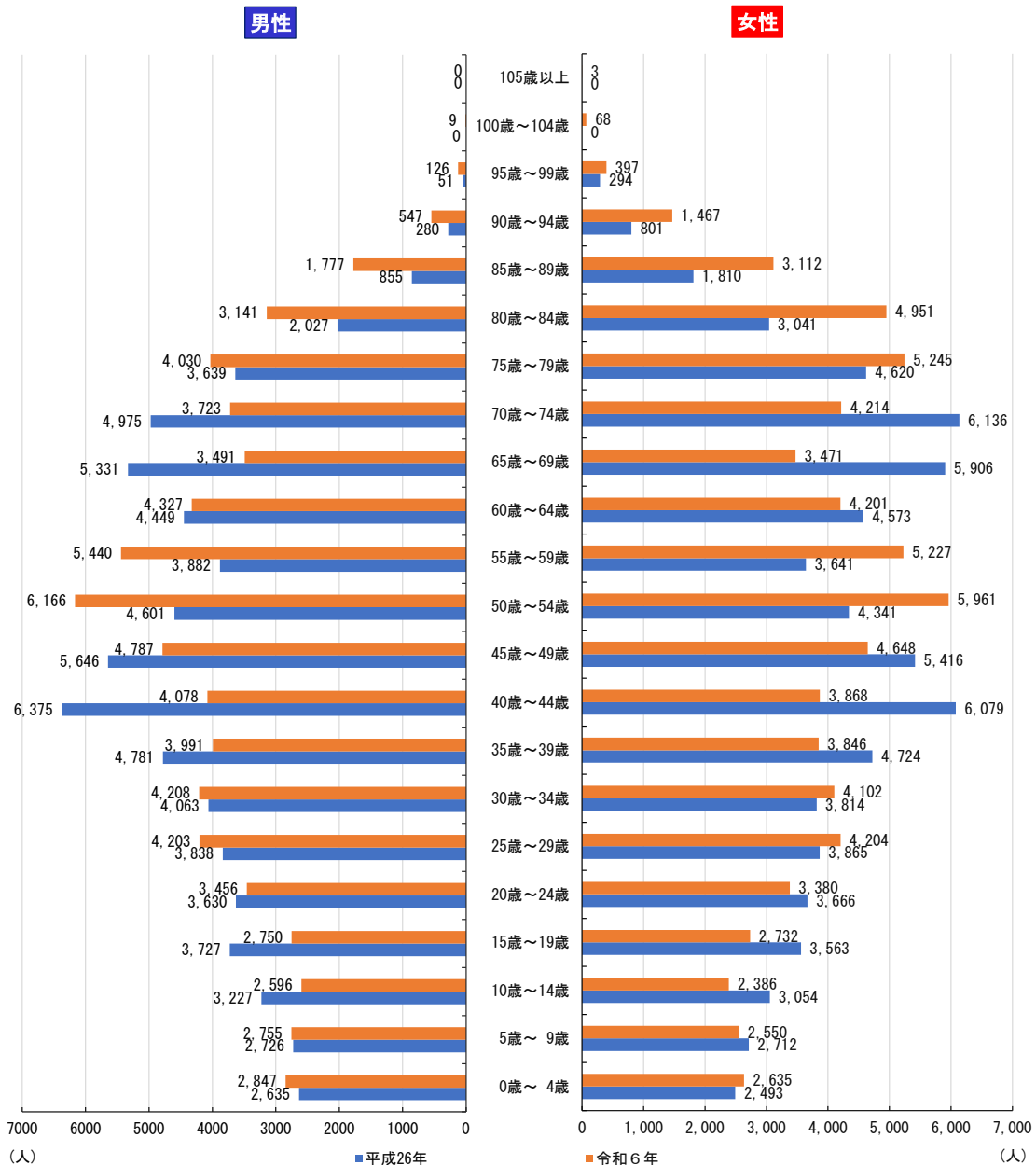


図2-5 年齢構成

※平成26年の95歳以上は、年代別データが不明のため95歳～99歳に合計値を表記

出典：市資料（各年10月1日現在 町名別、年齢別（5歳）人口）

## 2.2 産業構成

産業構成は、表2-2及び図2-6に示すとおりである。

令和2年の就業者数は、平成27年に比べて2,278人増加している。

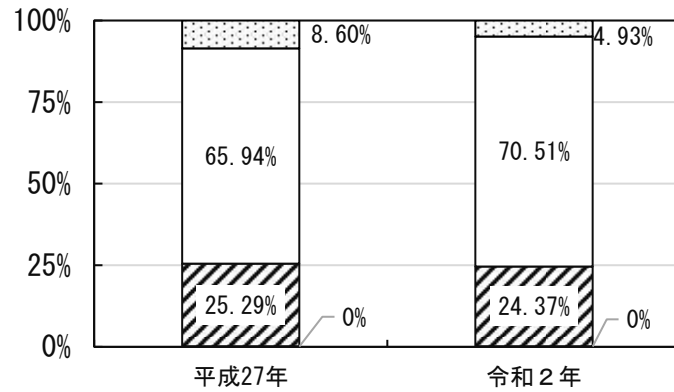
産業構成は、第3次産業の割合が高く、次いで第2次産業、第1次産業となっている。第3次産業のうち割合の最も多い業種は、卸売・小売業であり、令和2年において、全業種の約15.7%となっている。

表2-2 産業構成

産業	平成27年		令和2年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農林漁業	102	0.2	122	0.2
第1次産業計	102	0.2	122	0.2
鉱業、砕石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	5,093	8.5	5,404	8.7
製造業	10,002	16.8	9,698	15.6
第2次産業計	15,095	25.3	15,102	24.4
電気・ガス熱供給水道業	212	0.4	216	0.3
情報通信業	1,838	3.1	2,159	3.5
運輸業、郵便業	3,908	6.5	4,233	6.8
卸売・小売業	9,118	15.3	9,739	15.7
金融・保険業	1,140	1.9	1,110	1.8
不動産業、物品貸借業	1,511	2.5	1,599	2.6
学術研究、専門・技術サービス業	1,636	2.7	2,113	3.4
宿泊業、飲食店サービス業	3,548	5.9	3,641	5.9
生活関連サービス業、娯楽業	1,981	3.3	1,958	3.2
教育、学習支援業	2,001	3.4	2,312	3.7
医療、福祉	6,819	11.4	8,145	13.1
複合サービス事業	202	0.3	206	0.3
サービス業	4,325	7.2	5,087	8.2
公務	1,129	1.9	1,179	1.9
第3次産業計	39,368	65.9	43,697	70.5
分類不能の産業	5,134	8.6	3,056	4.9
合計	59,699	100	61,977	100.0

出典：経済センサス（平成27年度、令和2年度）

## 第2章 地域の概要



■ 第1次産業計 □ 第2次産業計 □ 第3次産業計 □ 分類不能の産業

図2-6 産業構成

### 2.3 土地利用状況

土地利用状況は、図2-7及び表2-3に示すとおりである。

本市の約96%は宅地であり約6.7km<sup>2</sup>となっている。

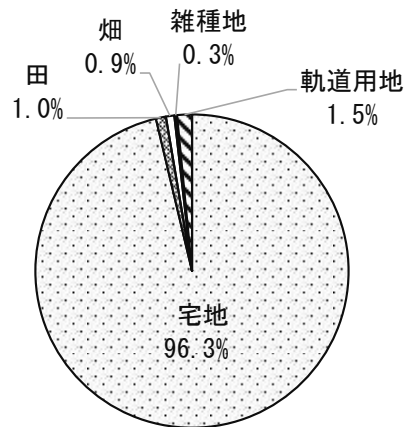


図2-7 土地利用状況（課税対象分）

表2-3 土地利用状況（課税対象分）

総面積	宅地	田	畑	雑種地	軌道用地
6,977,000 (m <sup>2</sup> )	6,718,300	72,300	60,500	19,700	106,100
構成比 (%)	96.3	1.0	0.9	0.3	1.5

※面積は課税対象の面積を示す。

出典：令和5年版 守口市統計書

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の現状

#### 1.1 ごみ排出の状況

##### 1.1.1 ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図3-1及び表3-1に示すとおりである。

生活系ごみについて、近年10年間の推移をみると、令和2、3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で外食が減った反動や集団回収から行政収集への移行があったため、やや増加したものの、令和4年度以降減少傾向が続いている。

事業系ごみは増減を繰り返しながら減少しており、特に令和2年度は減少幅が大きく、これは新型コロナウイルス感染症の影響とみられる。

集団回収については事業系ごみと同様、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度には前年度からマイナス約500tと大きく減少した。その後も減少が続き、令和6年度には2,000tを下回っている。

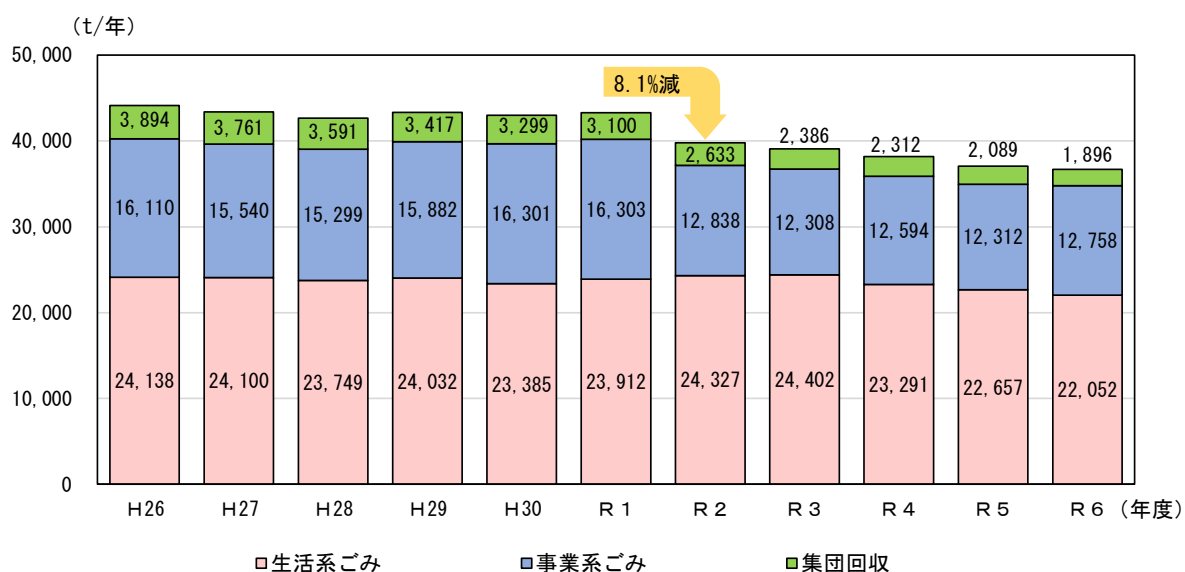


図3-1 ごみ総排出量の推移

### 第3章 ごみ処理基本計画

表3-1 ごみ総排出量の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
行政区域内人口(人)		145,287	144,638	143,829	143,708	143,459	143,785	143,758	143,043	142,225	141,255	141,116	
生活系	収集	可燃ごみ	17,363	17,087	16,774	16,961	16,277	16,475	16,816	16,793	16,261	15,701	15,393
		粗大ごみ	790	806	777	791	1,336	1,249	1,853	1,955	1,744	1,718	1,647
		資源ごみ	5,070	5,110	5,067	5,207	4,904	5,147	5,506	5,497	5,241	5,139	4,966
	直接搬入	可燃ごみ	52	42	36	29	22	25	32	23	16	18	15
		粗大ごみ	864	1,048	1,084	1,035	828	995	91	103	0	51	0
		資源(小型家電)	0	6	11	9	18	22	29	31	29	30	31
小計(a)		24,138	24,100	23,749	24,032	23,385	23,912	24,327	24,402	23,291	22,657	22,052	
事業系	許可業者	可燃ごみ	15,099	14,551	14,229	14,885	15,356	15,299	12,299	11,808	12,057	11,727	12,129
		粗大ごみ	64	79	78	33	19	17	22	29	24	33	25
		資源ごみ	14	9	9	6	7	3	0	0	0	0	0
	直接搬入	可燃ごみ	934	903	983	958	919	985	513	458	496	519	527
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	4	13	17	33	77
		小計(b)	16,110	15,540	15,299	15,882	16,301	16,303	12,838	12,308	12,594	12,312	12,758
(c) ごみ排出量(t/年) (= (a)+(b))		40,250	39,641	39,048	39,915	39,686	40,215	37,165	36,710	35,885	34,969	34,810	
(d) 集団回収(t/年)		3,894	3,761	3,591	3,417	3,299	3,100	2,633	2,386	2,312	2,089	1,896	
		紙類	3,027	2,894	2,732	2,547	2,399	2,216	1,840	1,618	1,555	1,380	1,233
		紙パック	15	11	9	7	7	4	3	3	3	2	2
		紙製容器包装	533	526	520	533	551	528	508	492	497	463	433
		金属類	87	88	93	93	97	101	96	82	83	77	74
		布類	231	242	236	237	246	251	186	191	174	167	155
(e) ごみ排出量(t/年) (= (c)+(d))		44,142	43,402	42,639	43,331	42,985	43,315	39,798	39,096	38,197	37,058	36,706	

#### ごみ焼却処理事業の広域化

ごみの焼却処理事業については、大阪市、八尾市、松原市で一部事務組合「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、平成27年4月から事業を開始している。

令和元年10月1日には本市が加入し、同組合の名称は「大阪広域環境施設組合」に変更され、翌令和2年4月から4市で共同処理を行っている。



1.1.2 生活系ごみ

(1) 総排出量

生活系ごみ総排出量は、図3-2に示すとおりである。

生活系ごみは、収集による排出が9割以上を占めている。過去11年間の推移をみると、令和2年度の収集区分の見直しや直接搬入の大半を占める粗大ごみの料金の取扱いの変更により、大きく減少している。

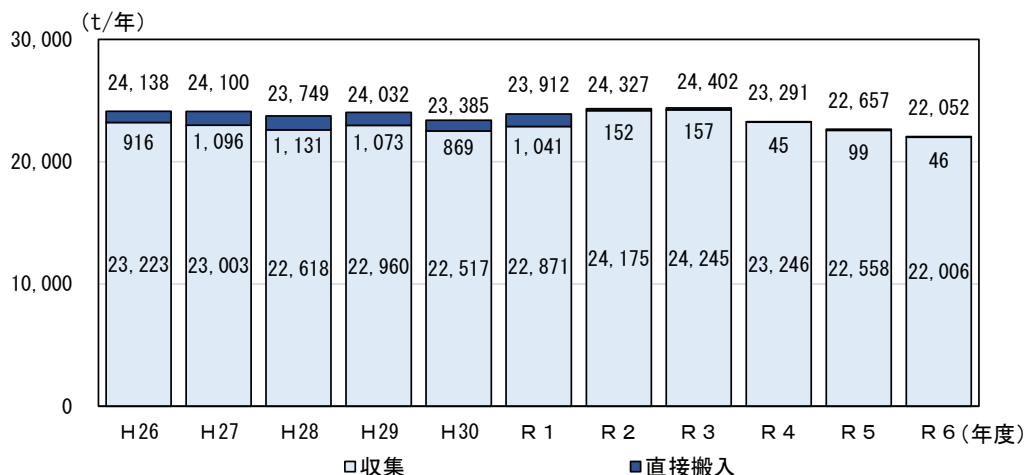


図3-2 生活系ごみ排出量の推移

(2) 収集

生活系ごみの収集量は、図3-3に示すとおりである。

生活系ごみの収集量の約7割は可燃ごみであり、過去11年間の推移をみると、可燃ごみと粗大ごみはそれぞれ令和2年度、令和3年度までは増加し、その後減少している。資源ごみはコロナ禍により一部の集団回収実施団体が行政回収に切り替えたため、資源ごみの回収量が一時的に増加している。

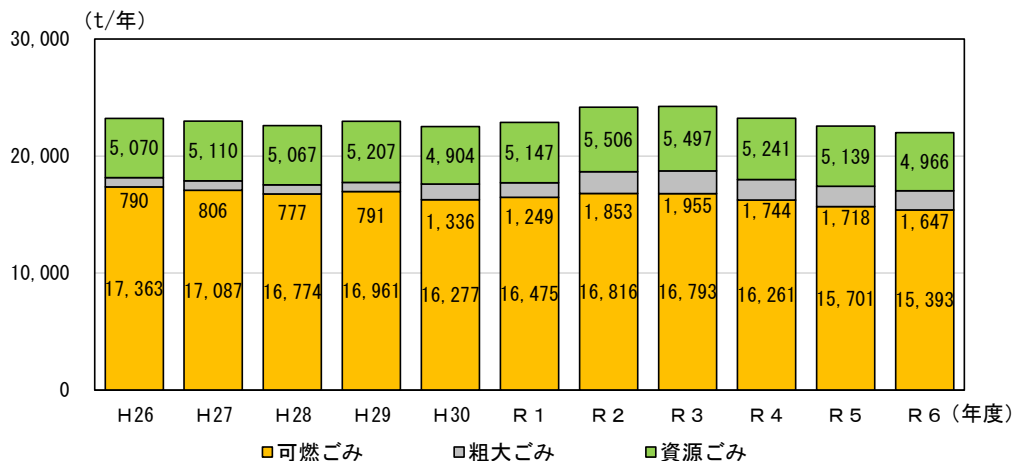


図3-3 生活系ごみ収集量の推移

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 1.1.3 事業系ごみ

事業系ごみ総排出量は、図3-4に示すとおりである。

事業系ごみは、収集による排出が9割以上を占めている。過去11年間の推移をみると、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症により、飲食業の休業やリモートワークなどの影響で、収集・直接搬入ともに大きく減少した。

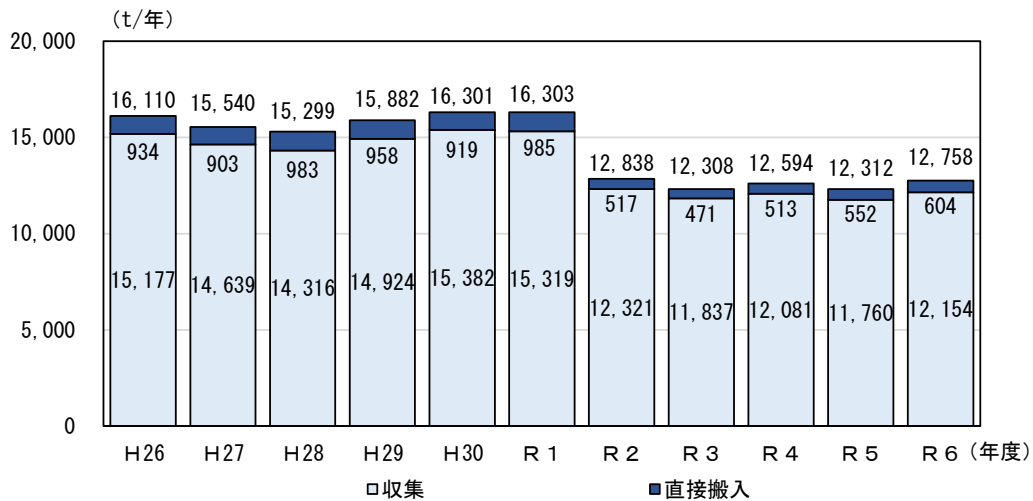


図3-4 事業系ごみ排出量の推移

#### 1.1.4 集団回収量

集団回収量の推移は、図3-5に示すとおりである。

過去11年間の推移をみると、集団回収のうち多くを占める紙類の減少とともに、回収量全体も減少しており、平成26年度から令和6年度にかけて約2,000t減少している。

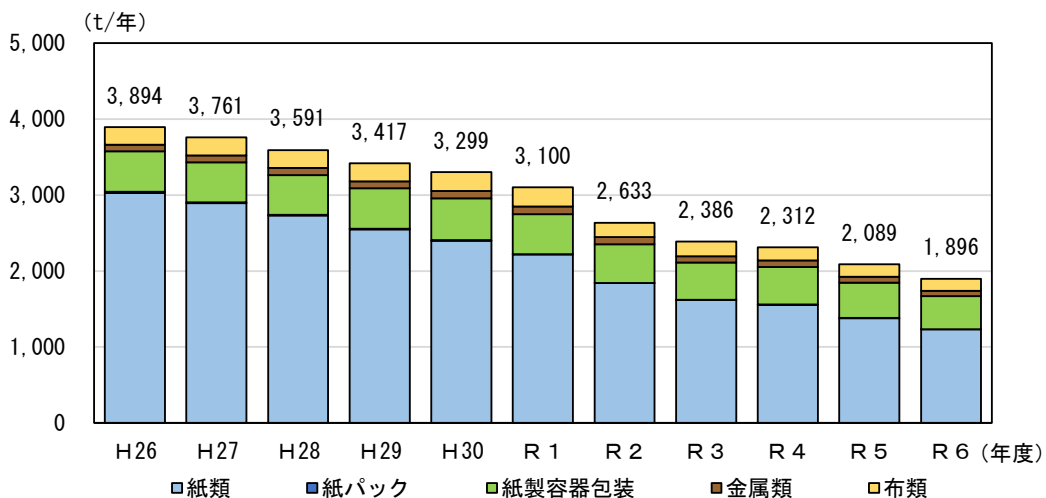


図3-5 集団回収量の推移

### 1.1.5 1人1日あたりのごみ排出量

#### (1) 総排出量

1人1日あたりのごみ総排出量は、図3-6に示すとおりである。

過去11年間の推移をみると、令和元年度まではおおよそ820g/人・日で推移していたが、令和2年度に大きく減り、その後も減少傾向が続いている。令和5年度では全国平均より約130g/人・日、大阪府平均より約160g/人・日低い水準となっている。

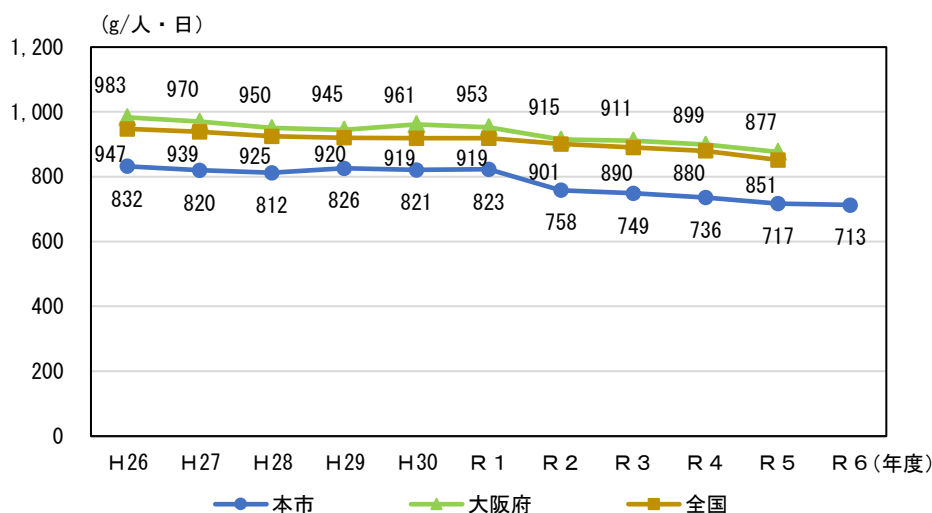


図3-6 1人1日あたりのごみ総排出量の推移

#### (2) 生活系ごみ（集団回収含まない）

1人1日あたりの生活系ごみ排出量（集団回収含まない）は、図3-7に示すとおりである。

令和5年度では全国平均より約125g/人・日、大阪府平均より約30g/人・日低い水準となっている。

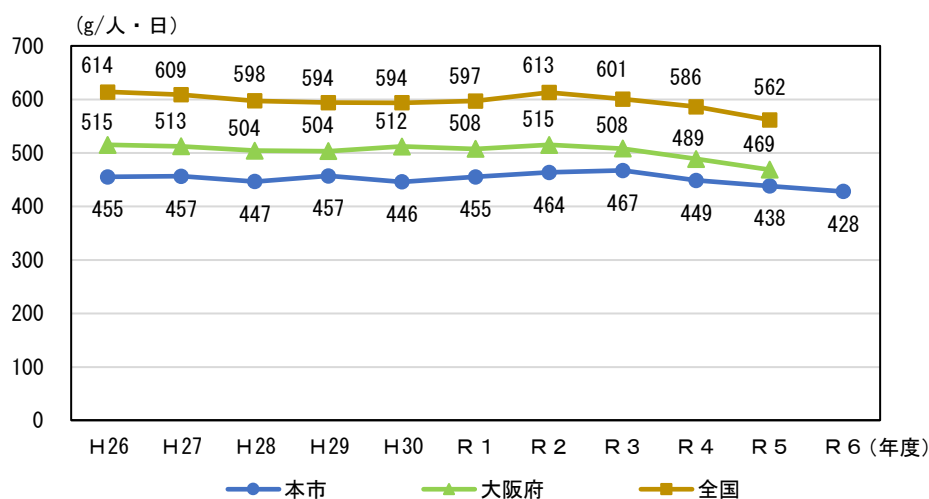


図3-7 生活系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ

1日あたりの事業系ごみ排出量は、図3-8に示すとおりである。

過去11年間の推移をみると、許可業者、直接搬入ともに令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策によって事業活動が減退したため、排出量も減少した。その後は増減を繰り返しながら横ばい傾向となっている。令和2年度からの直接搬入の大部分は、樹木の剪定・草葉である。

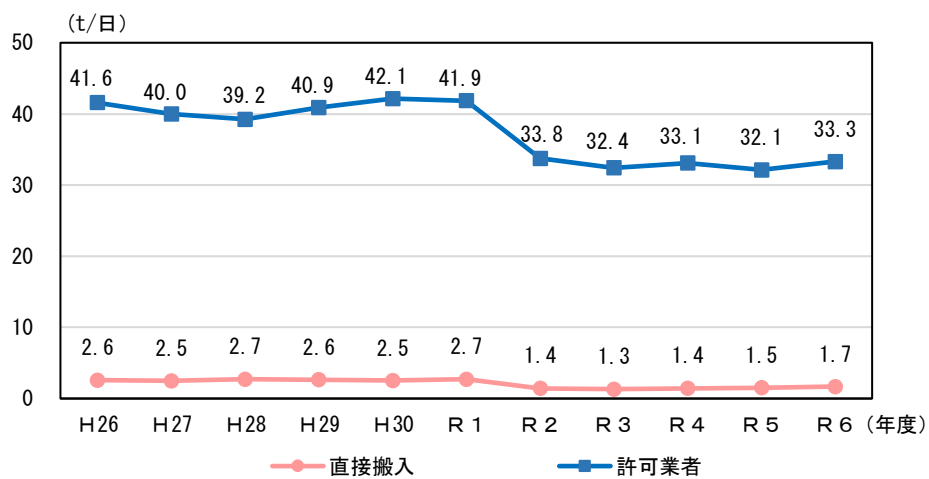


図3-8 事業系ごみ排出量の推移



## 1.1.6 類似自治体との比較

類似自治体については、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（環境省）を用いて、人口規模や産業構造などの指標に基づき、傾向が類似している自治体を系統分けしたものである（類似自治体の抽出の考え方は総務省による）。

本市の類似自治体は、表3-2のとおり43都市（本市含む）となっている。

表3-2 類似自治体の一覧

番号	都道府県	自治体名	人口（人）	番号	都道府県	自治体名	人口（人）
1	北海道	釧路市	158,287	23	神奈川県	海老名市	140,170
2	北海道	苫小牧市	167,143	24	神奈川県	座間市	132,075
3	茨城県	土浦市	141,409	25	富山県	高岡市	164,448
4	茨城県	ひたちなか市	155,948	26	岐阜県	大垣市	155,752
5	埼玉県	狭山市	148,982	27	岐阜県	各務原市	142,403
6	埼玉県	戸田市	142,114	28	愛知県	瀬戸市	127,568
7	埼玉県	入間市	144,945	29	愛知県	稲沢市	133,697
8	埼玉県	朝霞市	144,871	30	三重県	伊勢市	120,662
9	埼玉県	新座市	165,876	31	三重県	松阪市	157,646
10	埼玉県	久喜市	150,824	32	滋賀県	草津市	139,550
11	埼玉県	三郷市	141,990	33	大阪府	守口市	141,255
12	千葉県	木更津市	136,419	34	大阪府	箕面市	139,120
13	千葉県	野田市	153,614	35	兵庫県	川西市	154,159
14	千葉県	成田市	131,929	36	鳥取県	米子市	145,251
15	千葉県	我孫子市	130,950	37	山口県	宇部市	158,794
16	東京都	武蔵野市	148,070	38	山口県	岩国市	127,221
17	東京都	青梅市	129,537	39	山口県	周南市	136,516
18	東京都	小金井市	124,719	40	福岡県	飯塚市	125,095
19	東京都	東村山市	151,683	41	鹿児島県	霧島市	124,194
20	東京都	国分寺市	128,685	42	沖縄県	沖縄市	141,942
21	東京都	多摩市	147,904	43	沖縄県	うるま市	126,331
22	神奈川県	秦野市	161,278				

注）一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度、環境省）

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### (1) 1人1日あたりのごみ総排出量

類似自治体における1人1日あたりのごみ総排出量は、図3-9及び表3-3に示すとおりである。類似自治体の中でも、本市はごみ総排出量の少ない自治体であり、平均より約110g/人・日少なくなっている。

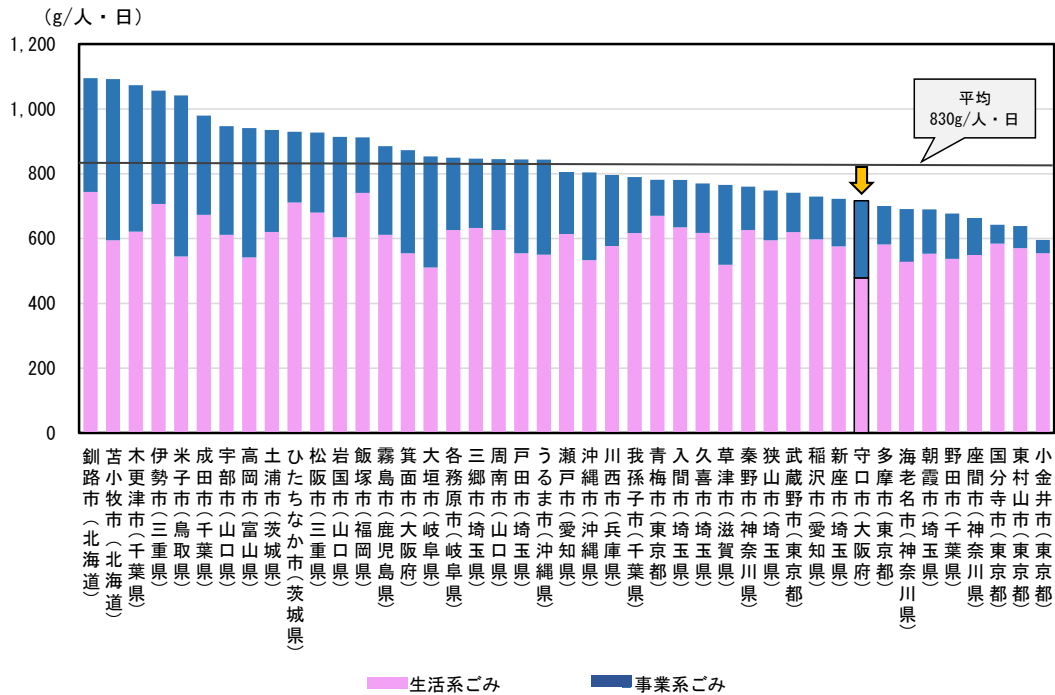


図3-9 類似自治体の1人1日あたりのごみ総排出量

表3-3 類似自治体の順位

順位	自治体名	排出量 (g/人・日)	順位	自治体名	排出量 (g/人・日)
1	小金井市	595.2	23	うるま市	843.5
2	東村山市	639.0	24	戸田市	844.2
3	国分寺市	642.2	25	周南市	844.9
4	座間市	661.8	26	三郷市	846.4
5	野田	677.2	27	各務原市	849.8
6	朝霞市	690.0	28	大垣市	853.3
7	海老名市	690.9	29	箕面市	872.6
8	多摩市	700.5	30	霧島市	884.9
9	守口市	716.8	31	飯塚市	912.0
10	新座市	722.8	32	岩国市	913.5
11	稲沢市	729.7	33	松阪市	927.3
12	武蔵野市	741.7	34	ひたちなか市	929.8
13	狭山市	748.4	35	土浦市	935.0
14	秦野市	760.7	36	高岡市	941.3
15	草津市	766.0	37	宇部市	947.4
16	久喜市	769.9	38	成田市	979.5
17	入間市	780.5	39	米子市	1,041.6
18	青梅市	781.5	40	伊勢市	1,056.3
19	我孫子市	790.0	41	木更津市	1,073.4
20	川西市	796.8	42	苫小牧市	1,092.5
21	沖繩市	804.0	43	釧路市	1,095.0
22	瀬戸市	805.4		平均	830.1

注) 一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度、環境省)

(2) 1人1日あたりの生活系ごみ排出量

類似自治体における1人1日あたりの生活系ごみ排出量(集団回収を含まない)は、図3-10及び表3-4に示すとおりである。類似自治体の中で、本市は最も排出量の少ない自治体であり、平均より約130g/人・日少なくなっている。

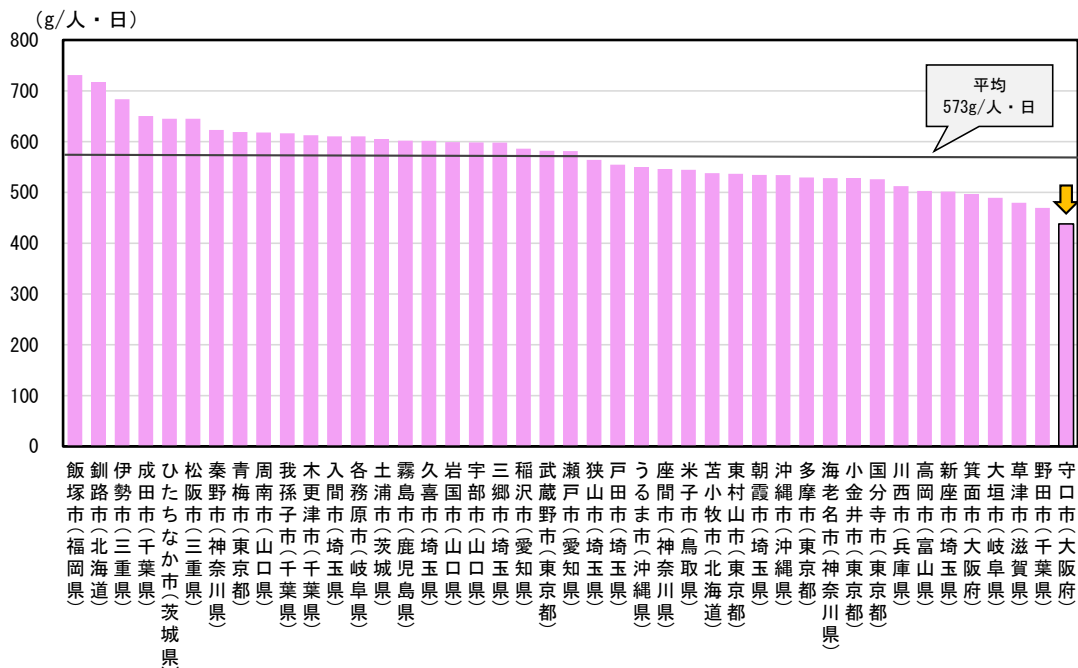


図3-10 類似自治体の1人1日あたりの生活系ごみ排出量

表3-4 類似自治体の順位

順位	自治体名	排出量 (g/人・日)	順位	自治体名	排出量 (g/人・日)
1	守口市	438.2	23	武蔵野市	582.0
2	野田市	469.3	24	稲沢市	586.0
3	草津市	479.6	25	三郷市	598.0
4	大垣市	489.6	26	宇部市	598.6
5	箕面市	497.5	27	岩国市	598.7
6	新座市	501.6	28	久喜市	601.6
7	高岡市	502.8	29	霧島市	601.9
8	川西市	512.5	30	土浦市	603.7
9	国分寺市	525.9	31	各務原市	610.3
10	小金井市	527.8	32	入間市	610.6
11	海老名市	528.1	33	木更津市	612.2
12	多摩市	529.4	34	我孫子市	616.6
13	沖繩市	533.8	35	周南市	618.1
14	朝霞市	534.7	36	青梅市	618.9
15	東村山市	536.4	37	秦野市	622.9
16	苫小牧市	537.7	38	松阪市	644.9
17	米子市	544.7	39	ひたちなか市	645.1
18	座間市	545.8	40	成田市	650.3
19	うるま市	550.3	41	伊勢市	683.3
20	戸田市	554.4	42	釧路市	717.4
21	狭山市	563.9	43	飯塚市	730.9
22	瀬戸市	581.3		平均	573.0

注) 一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度、環境省)

第3章 ごみ処理基本計画

(3) 1人1日あたりの事業系ごみ排出量

類似自治体における1人1日あたりの事業系ごみ排出量は、図3-11及び表3-5に示すとおりである。事業系ごみ排出量は自治体により差があるが、本市は類似自治体の中でほぼ平均に近い数値である。

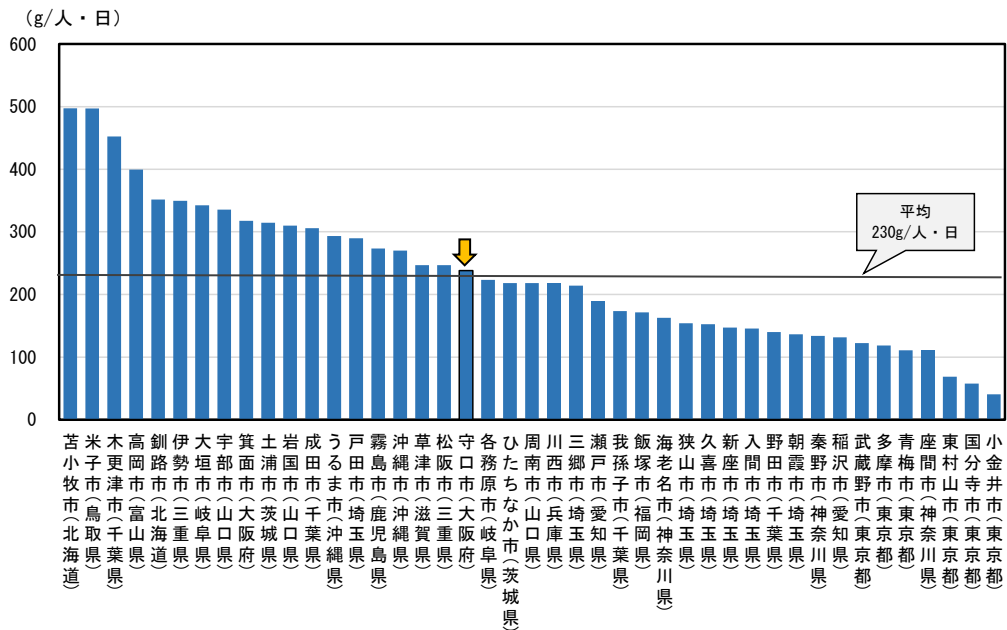


図3-11 類似自治体の1人1日あたりの事業系ごみ排出量

表3-5 類似自治体の順位

順位	自治体名	排出量 (g/人・日)	順位	自治体名	排出量 (g/人・日)
1	小金井市	40.5	23	ひたちなか市	218.3
2	国分寺市	57.9	24	各務原市	223.2
3	東村山市	68.6	25	守口市	238.1
4	座間市	110.9	26	松江市	246.8
5	青梅市	111.1	27	草津市	247.0
6	多摩市	118.8	28	沖縄市	270.2
7	武蔵野市	122.2	29	霧島市	273.4
8	稲沢市	131.5	30	戸田市	289.8
9	秦野市	133.8	31	うるま市	293.1
10	朝霞市	136.6	32	成田市	305.7
11	野田市	139.9	33	岩国市	309.9
12	入間市	145.8	34	土浦市	314.8
13	新座市	147.3	35	箕面市	317.7
14	久喜市	152.5	36	宇部市	335.7
15	狭山市	153.9	37	大垣市	342.5
16	海老名市	162.8	38	伊勢市	349.5
17	飯塚市	171.6	39	釧路市	351.6
18	我孫子市	173.4	40	高岡市	399.3
19	瀬戸市	188.6	41	木更津市	452.5
20	三郷市	214.1	42	米子市	496.9
21	川西市	217.9	43	苦小牧市	497.4
22	周南市	218.1		平均	230.0

注) 一般廃棄物処理実態調査結果 (令和5年度、環境省)

(4) 集団回収

類似自治体における集団回収量は、図3-12 及び表3-6に示すとおりである。類似自治体の中で、本市は集団回収量が比較的多い自治体であり、平均より約 13g/人・日多い。

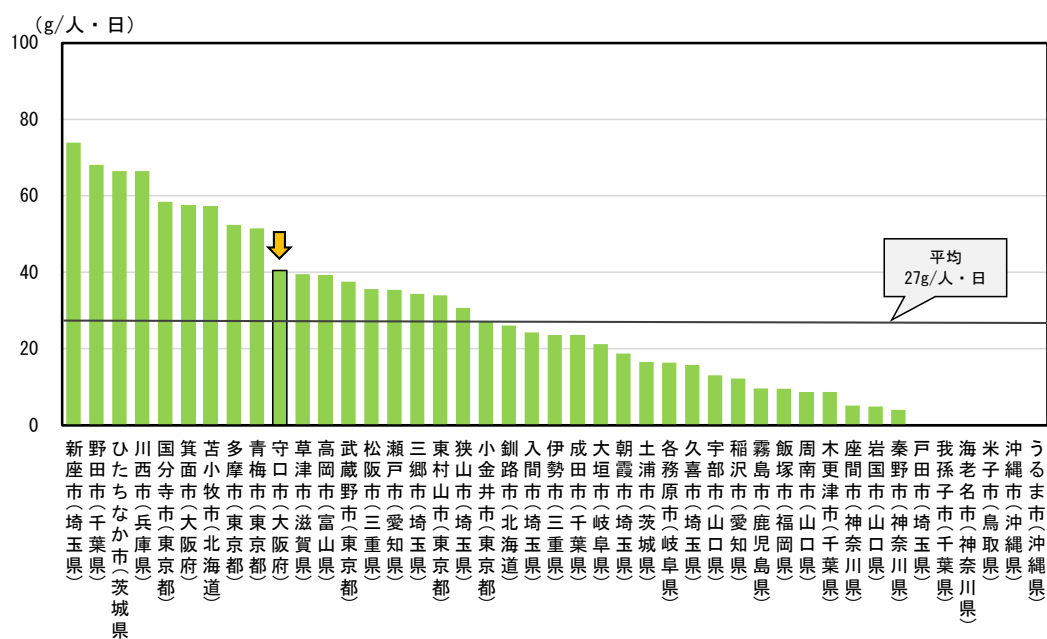


図3-12 類似自治体の1人1日あたりの集団回収量

表3-6 類似自治体の順位

順位	自治体名	排出量 (g/人・日)	順位	自治体名	排出量 (g/人・日)
1	新座市	73.9	23	成田市	23.5
2	野田市	68.0	24	大垣市	21.2
3	ひたちなか市	66.4	25	朝霞市	18.7
4	川西市	66.4	26	土浦市	16.5
5	国分寺市	58.4	27	各務原市	16.3
6	箕面市	57.4	28	久喜市	15.7
7	苫小牧市	57.4	29	宇部市	13.0
8	多摩市	52.4	30	稲沢市	12.1
9	青梅市	51.5	31	霧島市	9.6
10	守口市	40.4	32	飯塚市	9.5
11	草津市	39.4	33	周南市	8.7
12	高岡市	39.1	34	木更津市	8.7
13	武蔵野市	37.5	35	座間市	5.1
14	松阪市	35.5	36	岩国市	4.8
15	瀬戸市	35.4	37	秦野市	4.0
16	三郷市	34.3	38	戸田市	0.0
17	東村山市	33.9	39	我孫子市	0.0
18	狭山市	30.6	40	海老名市	0.0
19	小金井市	26.9	41	米子市	0.0
20	釧路市	26.1	42	沖繩市	0.0
21	入間市	24.2	43	うるま市	0.0
22	伊勢市	23.5		平均	27.1

注) 一般廃棄物処理実態調査結果 (令和5年度、環境省)

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 1.2 ごみ処理の流れ

##### 1.2.1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図3-13、本市のごみ処理施設の位置図は図3-14に示すとおりである。

燃やすごみ（可燃ごみ）は、令和2年度以降大阪広域環境施設組合で焼却処理を行っている。

粗大ごみは、ストックヤードで選別後、民間処理施設で処理し、金属製資源については資源化業者に引き渡している。

資源ごみは、ストックヤードで一時仮置きした後、資源化業者に引き渡している。

危険・困難ごみのうち、乾電池・二次電池（リチウムイオン電池など）、蛍光灯、中身の入ったスプレー缶は、危険ごみとして無料で回収しており、園芸用の土・砂、ビーズクッション、羽毛布団は困難ごみとして有料で回収している。

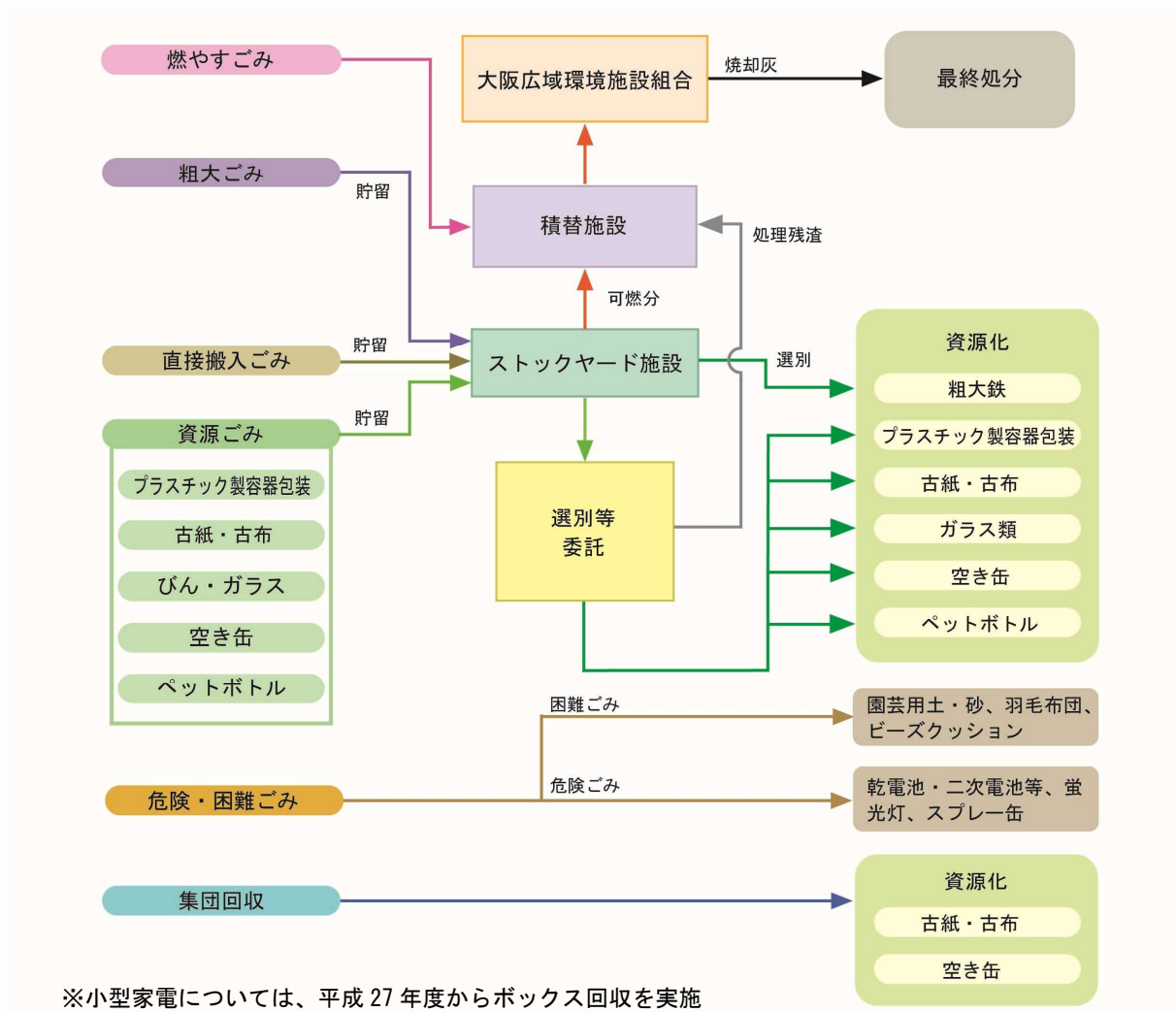


図3-13 ごみ処理フロー（令和8年4月）



図3-14 ごみ処理施設の位置図（令和8年4月）

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 1.3 ごみ質の状況

##### 1.3.1 生活系燃やすごみ

令和6年度に実施した生活系燃やすごみのごみ質分析調査の結果は、図3-15に示すとおりである。約68%は正しく分別されているが、古紙やプラスチック製容器包装などの資源化可能なものが約30%混入しており、粗ごみなどの不適物が約2%となっている。

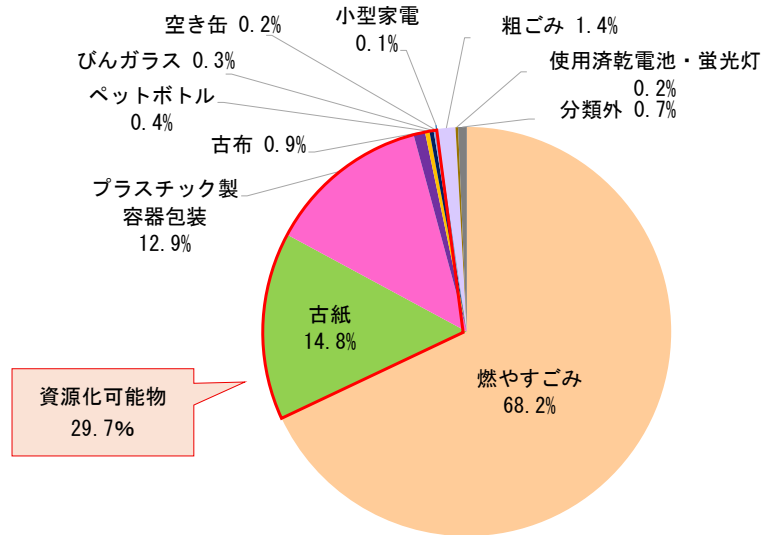


図3-15 ごみ質分析調査結果（生活系燃やすごみ）

##### 1.3.2 事業系可燃ごみ

令和6年度に実施した事業系可燃ごみのごみ質分析調査の結果は、図3-16に示すとおりである。

「厨芥・木・竹・草・わら類」が28.1%と最も多く、次いで紙類（26.3%）、プラスチック類（23.0%）となっている。

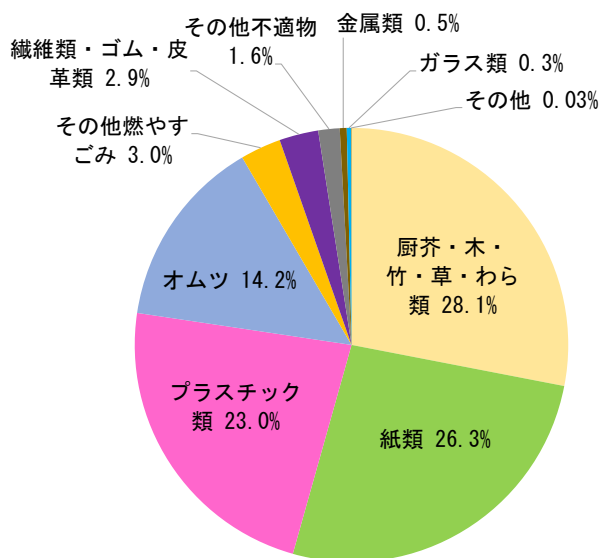


図3-16 ごみ質分析調査結果（事業系可燃ごみ）

1.4 中間処理・最終処分の状況

1.4.1 焼却処理量など

焼却処理量などの推移は、図3-17に示すとおりである。

令和2年度以降は共同処理を行っている大阪広域環境施設組合の数値を採用している。焼却処理量（燃やすごみと破碎処理などにおいて発生する可燃性残渣の合計）は減少傾向にあるものの、焼却残渣量は組合の焼却残渣発生率の平均値を用いて算出しているため、平均値の変化の影響を受けている。

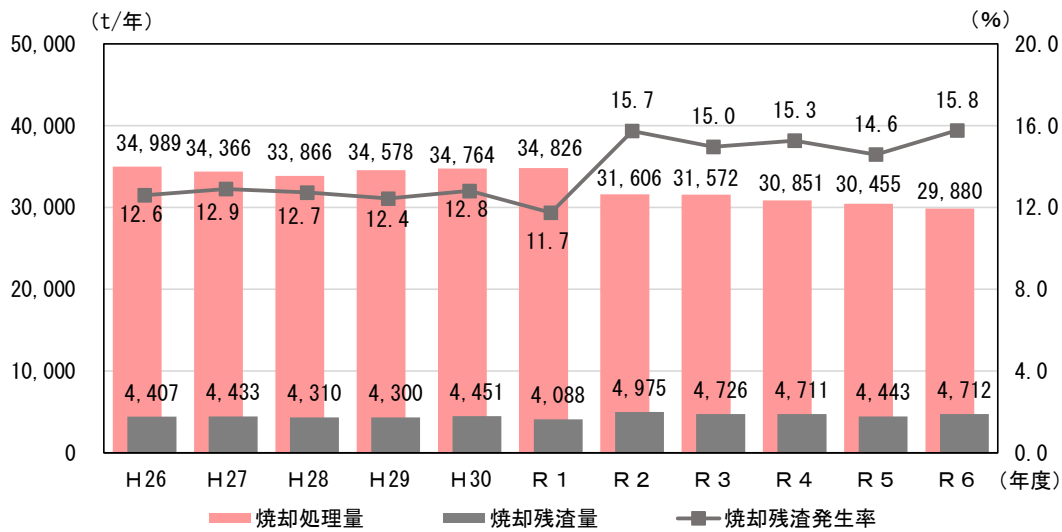


図3-17 焼却処理量などの推移

1人1日あたりの焼却処理量の推移は、図3-18に示すとおりである。年々減少傾向にあり、令和6年度は580g/人・日となっている。

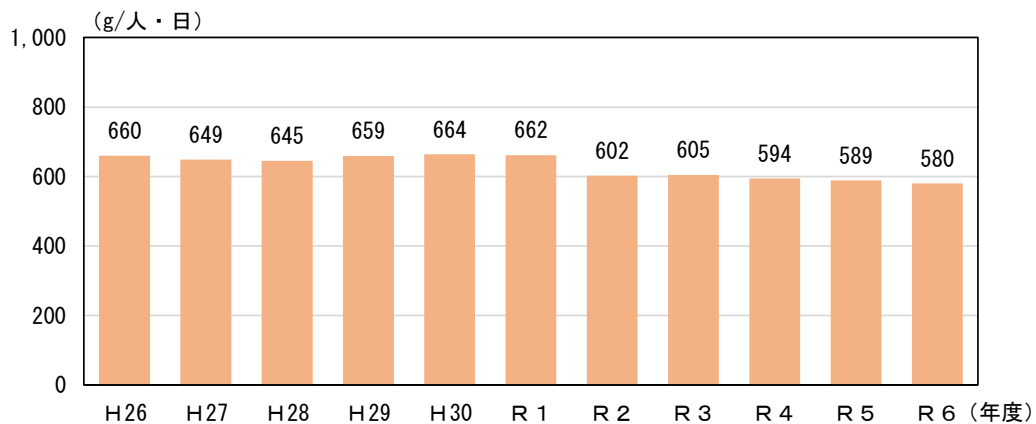


図3-18 1人1日あたりの焼却処理量の推移

### 1.4.2 資源化量

資源化量などの推移は、図3-19に示すとおりである。

資源化量は減少傾向となっているが、総排出量も減少しているため、リサイクル率は横ばいとなっている。

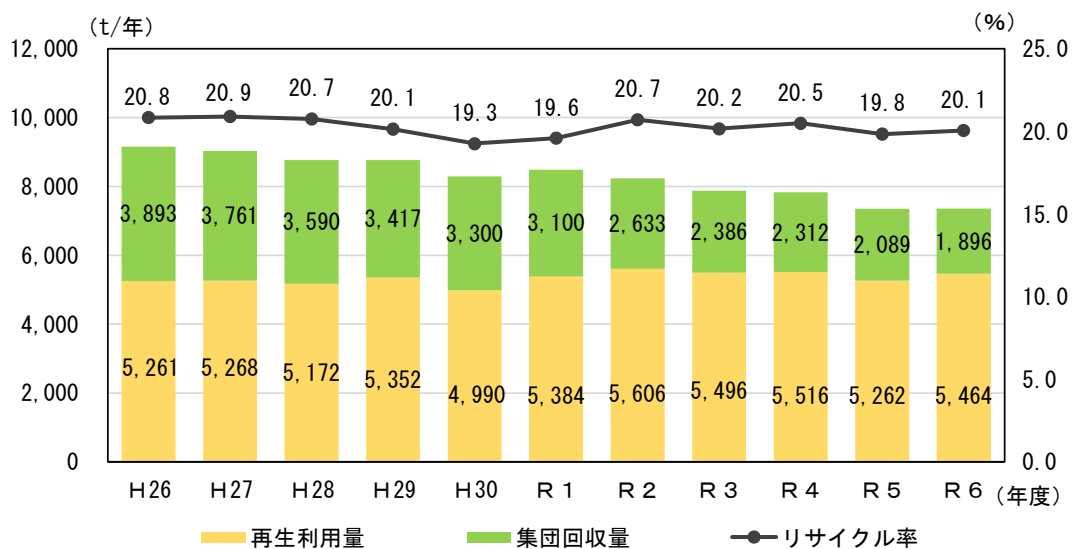
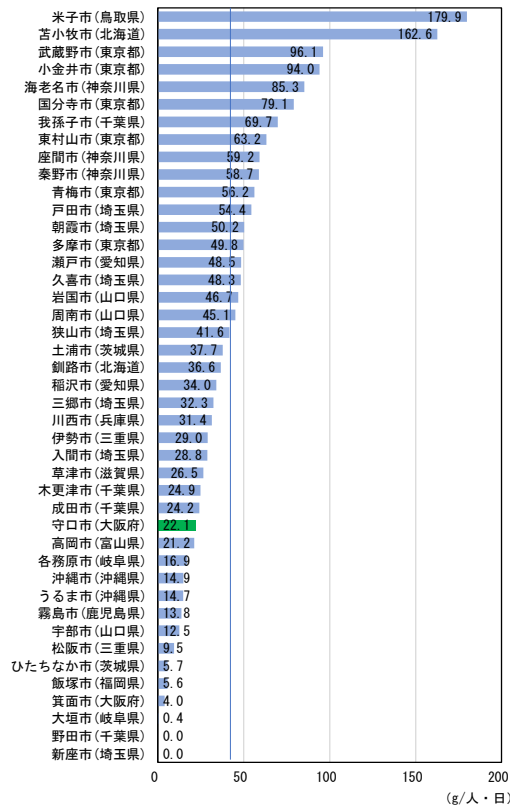


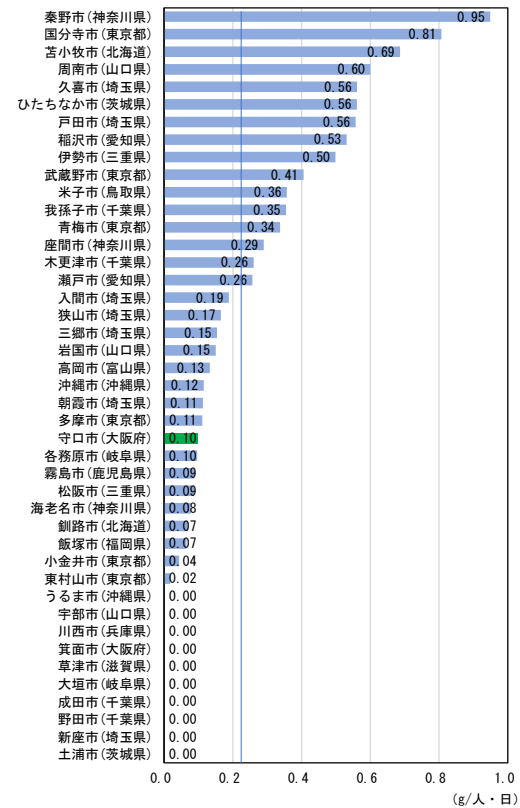
図3-19 資源化量などの推移

《参考》資源物（品目別回収量の比較（直接資源化量＋中間処理後再生利用量））

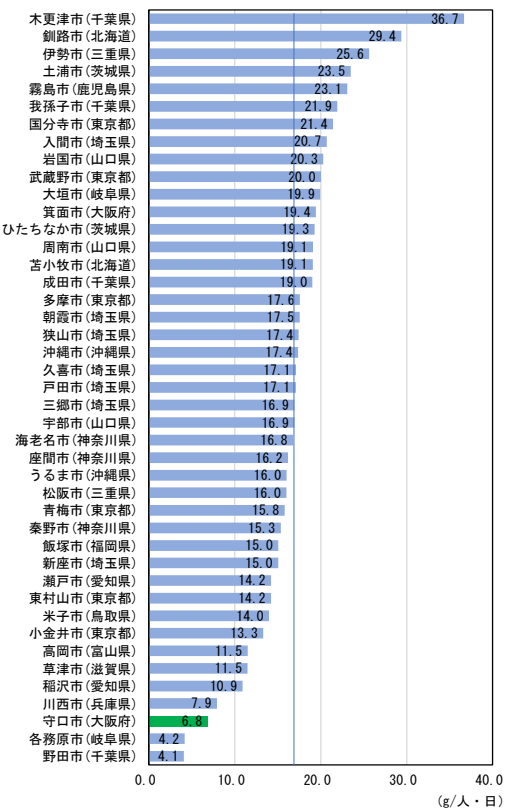
■紙類



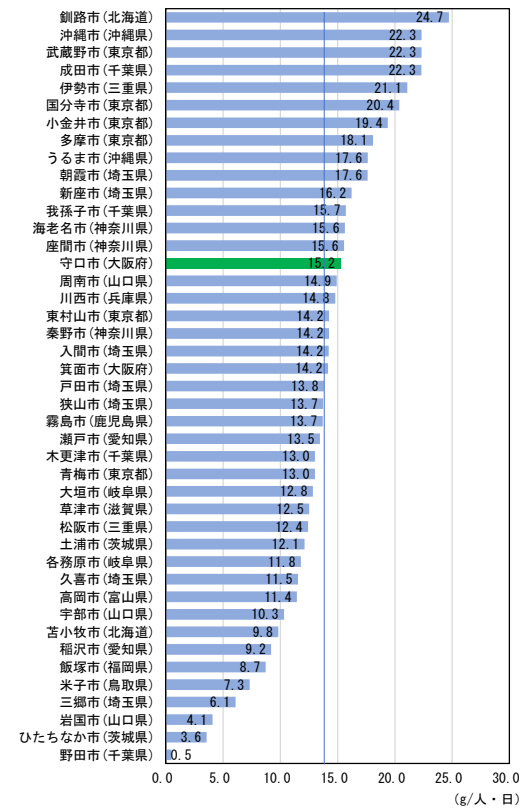
■紙パック



■金属類



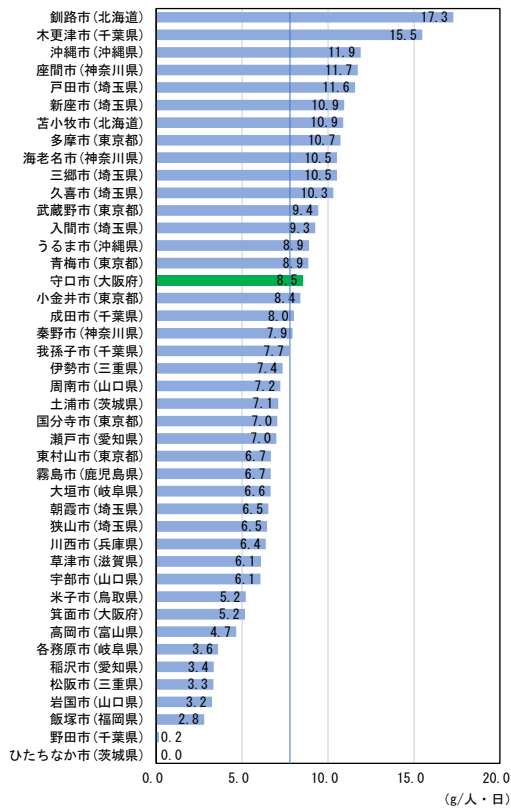
■ガラス類



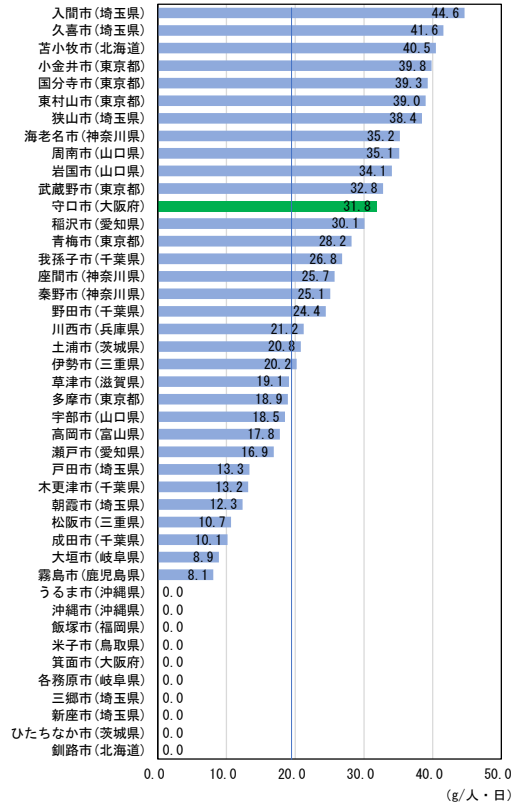
出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度、環境省）

### 第3章 ごみ処理基本計画

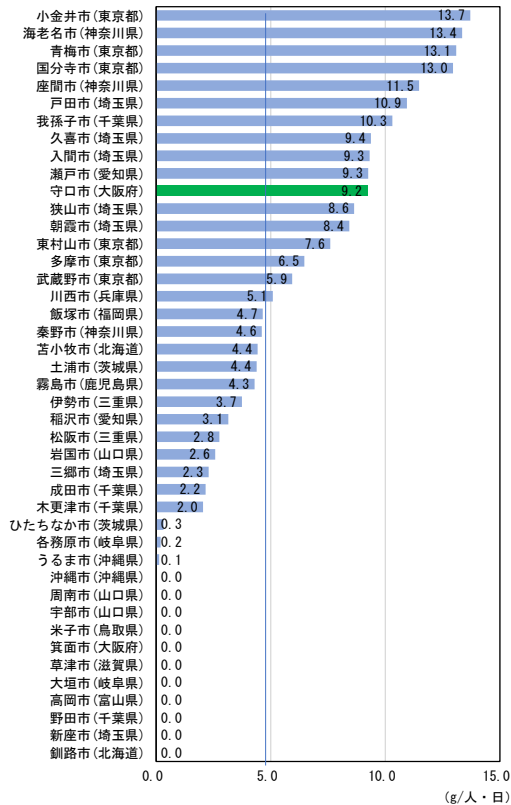
#### ■ ペットボトル



#### ■ プラスチック製容器包装



#### ■ 布類



分別への協力、  
ありがとうございます。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度、環境省）

## 1.4.3 最終処分量

最終処分量などの推移は、図3-20に示すとおりである。

最終処分量・最終処分率ともに、令和2年度以降は大阪広域環境施設組合において共同処理を開始したため、令和元年度までと計算方法が異なり、数値に差がある。

令和2年度以降は増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっている。

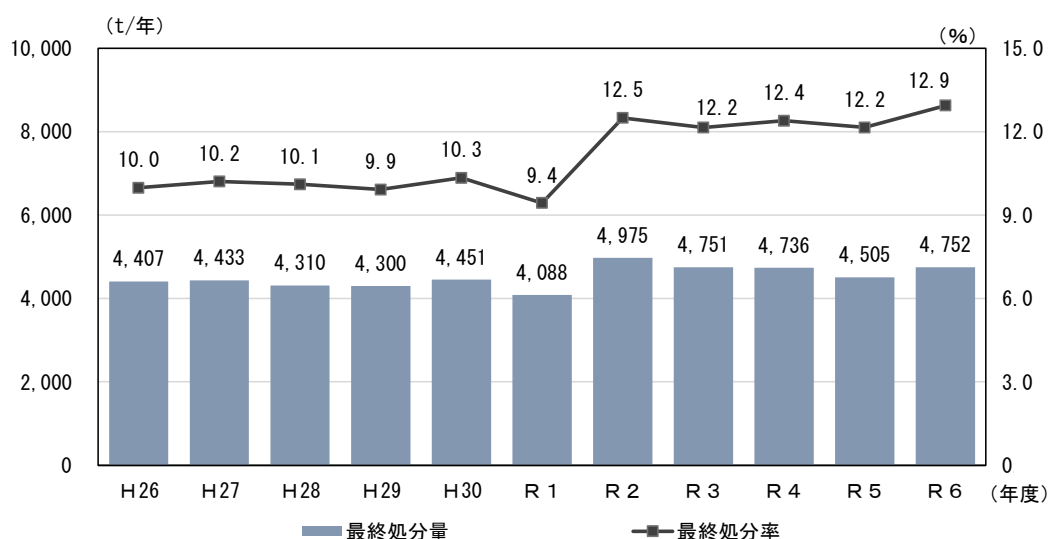


図3-20 最終処分量などの推移

## 最終処分場について

本市及び大阪広域環境施設組合での中間処理を経て発生する不燃物や焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で埋立処分をしている。

大阪湾広域臨海環境整備センターでは、大阪湾に4つの埋立処分場を設置し、関西2府4県169市町村の廃棄物を受け入れており、各市町村の廃棄物は、9か所ある搬入施設（基地）に運ばれた後、基地からは船で各処分場に運搬される。

また、環境の保全に対する様々な対策が取られており、基地では搬入された廃棄物の目視検査のほか、必要に応じて展開検査などを実施している。処分場においては飛散防止シートや場内での散水などにより廃棄物の飛散を防止するとともに、周辺の大気質や悪臭、騒音などのモニタリング調査を実施し、周辺環境への影響が生じないように、対策が行われている。

2 前計画の振り返り

2.1 目標達成状況

前計画期間の最終年度（令和8年度）の数値を、実績が確定した令和6年度と比較し、達成状況について以下に示した。

2.1.1 ごみ総排出量

達成

ごみ総排出量の目標達成状況は、図3-21に示すとおりである。

令和2年度に令和3年度の間目標（41,363 t）、令和8年度の目標（40,705 t）を達成して以降、各年度の目標値を大きく下回っている。

要因としては、令和元年度末から拡大した新型コロナウイルス感染症による社会活動の抑制が考えられる。また、リモートワークなどの新たな働き方が定着したため、排出量が以前の水準に戻っていない。

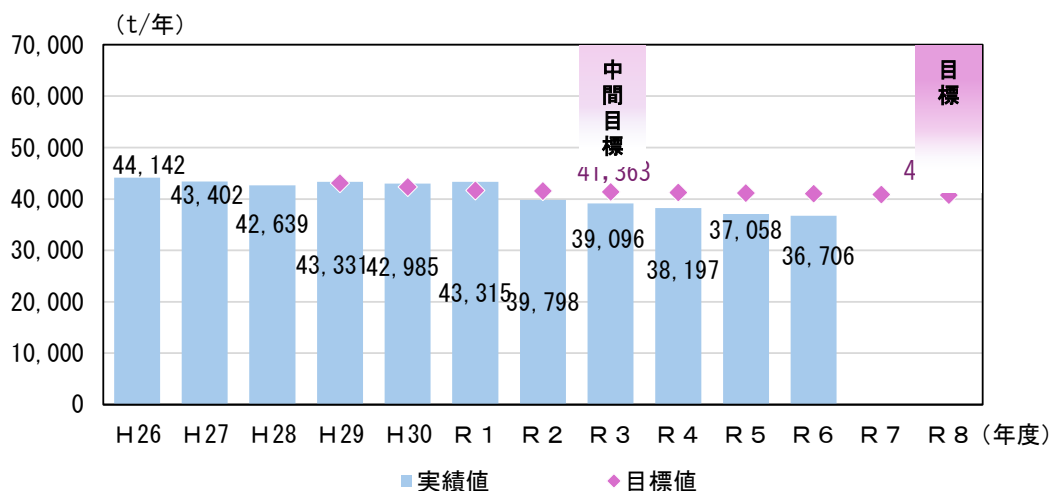


図3-21 ごみ総排出量の目標達成状況

2.1.2 リサイクル率

不達成

リサイクル率の目標達成状況は、図3-22に示すとおりである。

リサイクル率の目標は、中間目標年度・目標年度いずれも21%程度となっており、実績としては20~21%前後を維持しているものの不達成であった。

要因としては、集団回収を含む資源化量の約半分を占める古紙類が、書類や書籍などのデジタル化や活字離れにより減少したこと、またペットボトルや発泡トレーの店頭回収の利用拡大、レジ袋の有料化などのライフスタイルの変化に伴い、資源ごみの回収量が減少したため、リサイクル率が向上しなかったと考えられる。

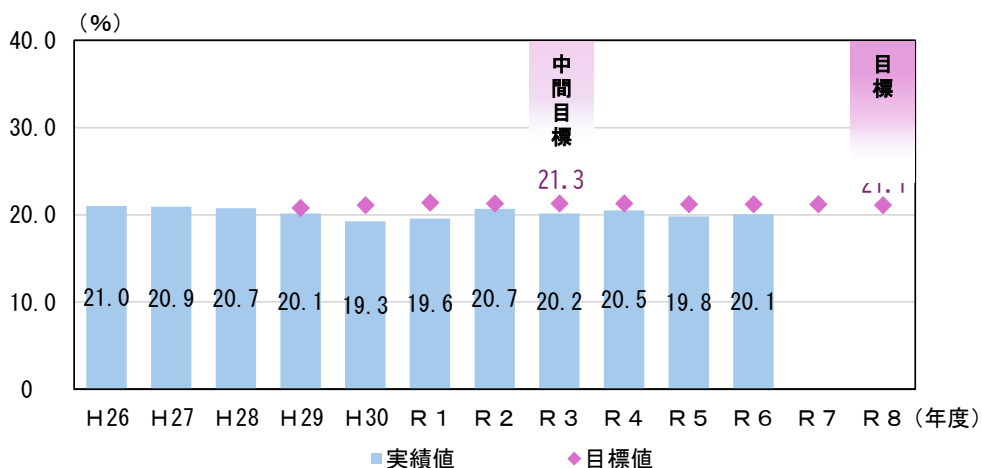


図3-22 リサイクル率の目標達成状況

2.1.3 焼却処理量

達成

焼却処理量の目標達成状況は、図3-23 に示すとおりである。

ごみ総排出量と同じく、令和2年度に令和3年度の間目標、令和8年度の目標を達成して以降、各年度の目標値を下回っている。

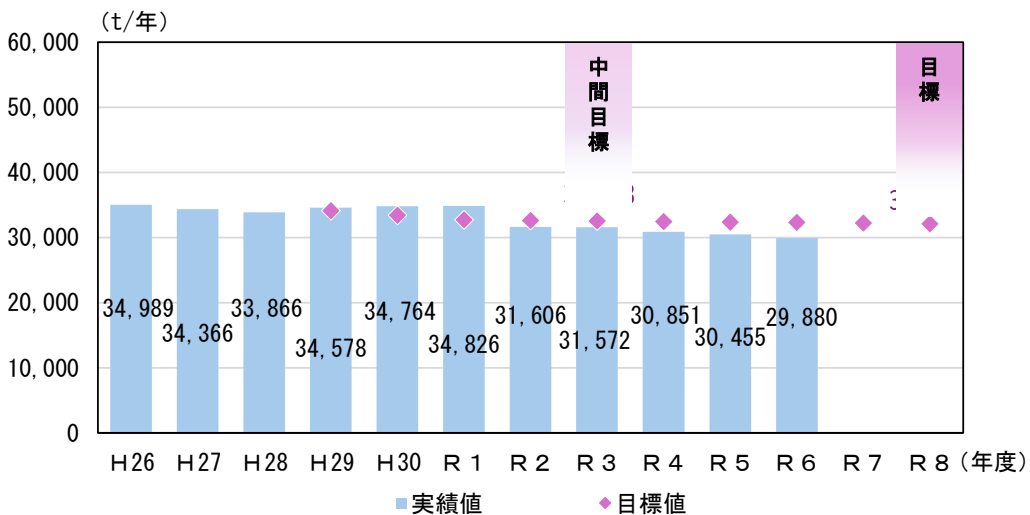


図3-23 焼却処理量の目標達成状況

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 2.2 施策の実施状況

前計画における施策の評価については、表3-7に示すとおりである。

ほとんどの取組は実施できているが、「事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視」や「協働する体制づくり」など、一部で施策を実行できていない、あるいはその成果が十分得られていない取組がある。「ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入」についても未実施となっている。

表3-7 前計画における施策の評価

番号	主な取組内容	評価
1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進	○
2	マイバッグ持参や簡易包装の推進	○
3	生ごみの減量化の推進	○
4	事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視	△
5	店頭回収設置店の紹介	○
6	資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介	○
7	搬入検査の実施	○
8	環境教育・環境学習の充実	○
9	事業系ごみ処理手数料の設定	○
10	分別品目見直しに係る検討	○
11	多量排出事業者への指導強化	○
12	分別の徹底	○
13	新たな情報発信ツールの導入	○
14	ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入	×
15	集団回収の推進	○
16	協働する体制づくり	△
17	拠点回収事業の拡充	○
18	高齢化社会に向けた収集運搬の検討	○
19	より効率的な収集運搬計画の検討	○
20	新施設整備の検討	○
21	最終処分量の削減	○
22	不法投棄対策	○
23	特別管理一般廃棄物の適正処理	○
24	処理困難物の適正処理	○
25	災害廃棄物対策	○

○：実施済み      △：一部実施済み/効果が不十分      ×：未実施

2.2.1 排出抑制の推進

( )内の取組番号は前計画に記載の取組

《ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信》

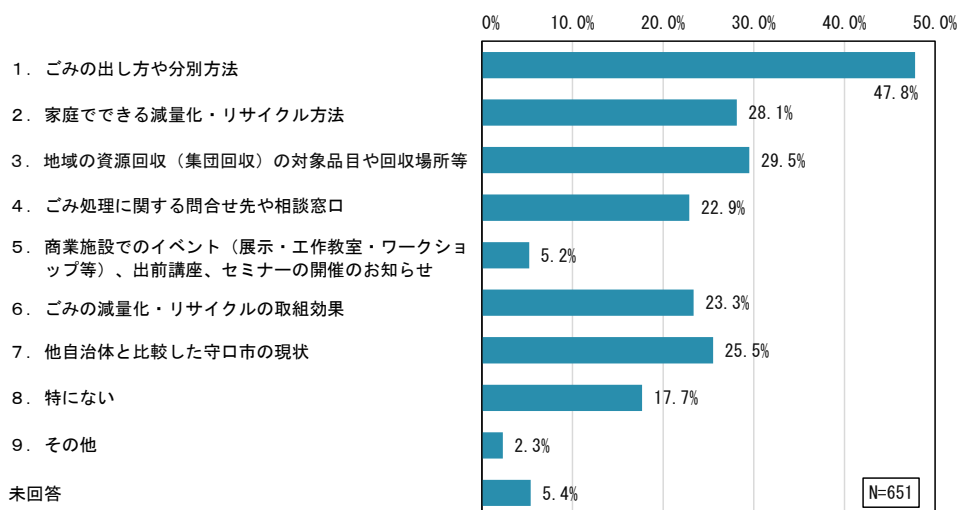
広報もりぐち、市ホームページ、市SNS（LINE、Xなど）での啓発のほか、商業施設やコミュニティセンターでのごみ減量啓発イベントなどを通して、ごみの減量化に向けた情報発信を行っている。また、市ホームページでは、令和4年度から資源物の店頭回収、引取りを行っている事業所を紹介し、利用を促進している（取組6）。

事業者に対しては、排出者責任に基づく適正処理の義務について周知し、「事業系ごみ減量・リサイクルの手引き」を配布している。なお、多量排出事業者については、減量計画書の提出を要請しており、定期的に現地確認を行っている（取組4、11）。

市民アンケート調査では、市に公開・提供してもらいたい情報として、「ごみの出し方や分別方法」、「地域の資源回収（集団回収）の対象品目や回収場所等」、「家庭でできる減量化・リサイクル方法」が多く挙げられており、市民の取組意欲を促進するためにも、これらの情報を積極的に発信していく必要がある。

また、事業所アンケート調査では、「収集運搬業者やリサイクル業者に関する情報提供」、「チラシや冊子等でごみの減量化・リサイクルの方法を紹介」、「ごみの減量化・リサイクルの取組に関する経済的メリットが得られる仕組みの構築」などが上位となっており、事業者の取組を促す情報の提供などが必要となっている。

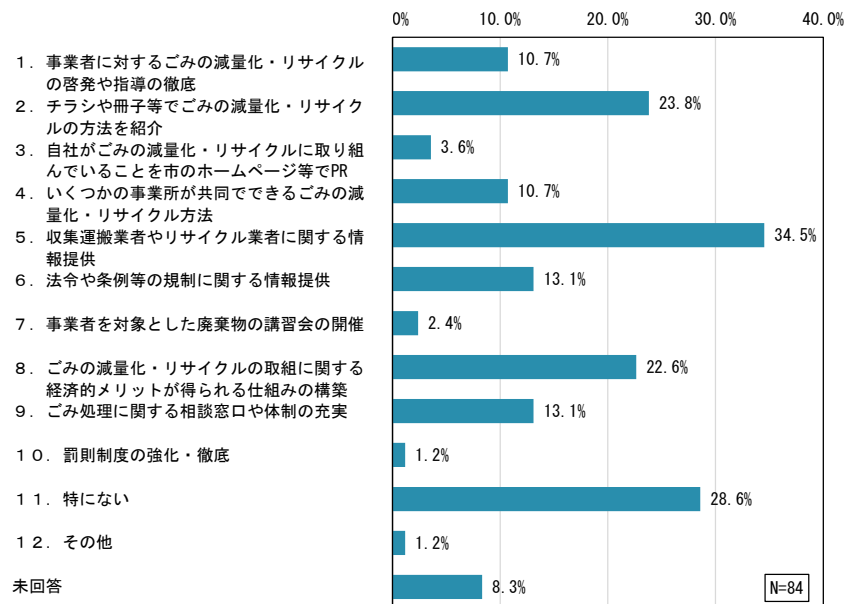
<市に公開・提供してもらいたい情報（市民）>



### 第3章 ごみ処理基本計画

〈ごみの減量化・リサイクルを推進するにあたり、知りたいことや

行政に期待すること（事業者）〉



#### 《ごみの減量化に向けた意識の向上》

令和7年4月からは分別品目及び収集回数の変更を行い、わかりやすい分別に向けた取組を行っている。また、ごみの減量、分別意識の向上のため、平成30年度から生活系燃やすごみの1回の排出は2袋を上限としている。事業者に対しては、搬入検査を不定期に実施し、適正な処理と分別・減量に対する意識の向上を図っている（取組7、10、19、24）。

#### 2.2.2 資源化の推進

##### 《資源化に向けたわかりやすい情報の発信》

ごみの減量化と同様、広報もりぐち、市ホームページ、市SNS（LINE、Xなど）での啓発のほか、商業施設やコミュニティセンターでのイベントなどを通して、分別の徹底に向けた情報を発信している。

また、収集の際に分別が出来ていない場合、「収集できませんシール」を貼付し、取り残しと排出者への分別ルール of 徹底を周知している（取組12）。

##### 《資源化に向けた意識の向上》

より多くの市民、事業者へ情報を発信するため、本市では広報もりぐち、市ホームページやSNSなどを通じた周知啓発を行っている。

また、外国人向けに「ごみの分別の手引き」や「ごみの分別と出し方・収集日程表」の英語版を作成し、市ホームページに掲載している（取組 13）。

#### 《資源化に向けた仕組みづくり》

集団回収については、登録団体が集めた、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、その他紙などの古紙、古布、アルミ缶、スチール缶を対象に、奨励金（4円/kg）を交付している。登録団体は、市内で活動する自治会、町会、子供会、婦人会、老人会などで、令和6年度現在 178 団体となっている（取組 15）。

新たな取組として、令和3年1月からは小型家電認定事業者と連携し、小型家電の宅配便による自宅回収も開始している。

リユースに関しては、令和5年10月に「おいくら」及び「ジモティー」とリユースに関する協定を締結し、大型のもの、重量のあるものについてリユース（売却）の利便性を高め、市ホームページや広報もりぐちなどで市民に啓発し、リユース意識の向上を図っている（取組 16）。

また、令和6年7月から高齢者のみの世帯、障がいのある方のみで構成する世帯で、自宅前にごみ収集車が通っておらず、ごみの持ち出しが困難な方々を対象として、週1回収業者がごみの収集を行うふれあい収集を実施している（取組 18）。

### 2.2.3 適正な処理・処分の推進

#### 《中間処理計画》

本市の可燃ごみは、令和2年度から大阪広域環境施設組合で焼却処理を行っている。

粗大ごみ、資源ごみは、ストックヤードで選別・一時保管後、民間処理施設で処理などを行い、資源化を行っている。

旧焼却施設の跡地利用については、施設を解体して、新たな資源物ストックヤードの整備事業に着手している（取組 20）。

#### 《最終処分計画》

本市の焼却残渣については、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）に処分を委託している。最終処分場は有限であるため、焼却残渣の削減を図るとともに、同じくフェニックスセンターに委託している自治体と連携し、国や大阪府などに対し広域的な最終処分場の確保について要請を行っている（取組 21）。

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 《その他》

不法投棄については、令和6年度の発生（受付）件数は124件となっており、不法投棄対策会議を通じて、本市関係各課、河川事務所、土木事務所、警察署などの関係機関と連携・対応している（取組22）。

また、災害廃棄物対策については、守口市災害廃棄物処理計画を策定しており、平時における備えや協力支援体制の整備を行っている。令和7年3月には「大阪府災害廃棄物処理計画」及び「守口市地域防災計画」との整合性を図るため、計画の見直しを行った。なお、火災廃棄物については、令和4年度から家財に加えて火災家屋自体も一定量まで無償で受入れを開始している（取組24）。

### 2.3 ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図3-24、表3-8に示すとおりである。

平成26年度から令和元年度までは微増し、大阪広域環境施設組合において共同処理を開始した令和2年度からは、本市の加入に伴う、焼却施設の処理能力拡大の分担金を要するために増加した。

また、類似自治体における1人あたりの年間処理経費の順位は図3-25、表3-9に示すとおりである。

本市の1人あたりの年間処理経費は、類似自治体の中で平均をやや下回る水準となっている。

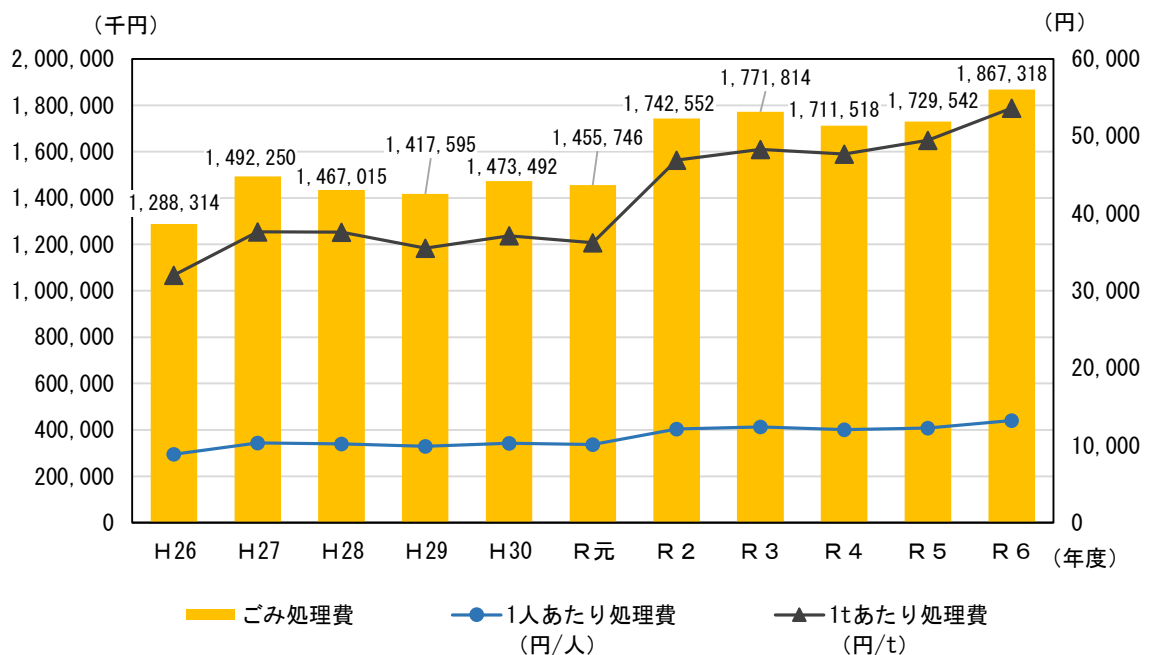


図3-24 ごみ処理経費の推移

表3-8 ごみ処理経費の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	
処理費用 (千円)	人件費	638,210	572,227	544,755	479,464	376,252	346,160	
	処理費	収集運搬費	8,597	6,375	5,973	5,056	5,633	4,400
		中間処理費	235,599	232,430	224,386	213,875	157,710	76,265
		最終処分費	0	0	0	0	0	694
	委託費	収集運搬費	314,658	391,075	394,975	429,937	510,230	551,915
		中間処理費	52,716	241,478	249,847	242,019	361,892	417,937
		最終処分費	38,534	48,665	47,079	47,244	61,775	55,586
		その他	0	0	0	0	0	2,789
	車両等購入費	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金	—	—	—	—	—	—	
ごみ処理費	1,288,314	1,492,250	1,467,015	1,417,595	1,473,492	1,455,746		
人口(人)	145,287	144,638	143,829	143,708	143,459	143,785		
1人あたり処理費 (円/人)	8,867	10,317	10,200	9,864	10,271	10,124		
ごみ排出量(t)	40,250	39,641	39,048	39,915	39,686	40,215		
1tあたり処理費 (円/t)	32,008	37,644	37,570	35,515	37,129	36,199		

		R2	R3	R4	R5	R6	
処理費用 (千円)	人件費	184,455	163,340	139,166	109,279	100,380	
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	9,603	2,334	2,610	21,548	21,241
		最終処分費	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	643,163	643,684	677,938	687,588	691,873
		中間処理費	287,650	306,764	301,941	329,381	352,517
		最終処分費	3,603	2,161	2,705	3,634	4,153
		その他	20,700	21,952	1,016	1,016	971
	車両等購入費	0	0	0	0	0	
	組合分担金	593,378	631,579	586,142	577,096	696,183	
ごみ処理費	1,742,552	1,771,814	1,711,518	1,729,542	1,867,318		
人口(人)	143,758	143,043	142,225	141,255	141,116		
1人あたり処理費 (円/人)	12,121	12,387	12,034	12,244	13,233		
ごみ排出量(t)	37,165	36,710	35,885	34,969	34,810		
1tあたり処理費 (円/t)	46,887	48,265	47,695	49,459	53,643		

(出典) 一般廃棄物処理実態調査結果



### 第3章 ごみ処理基本計画

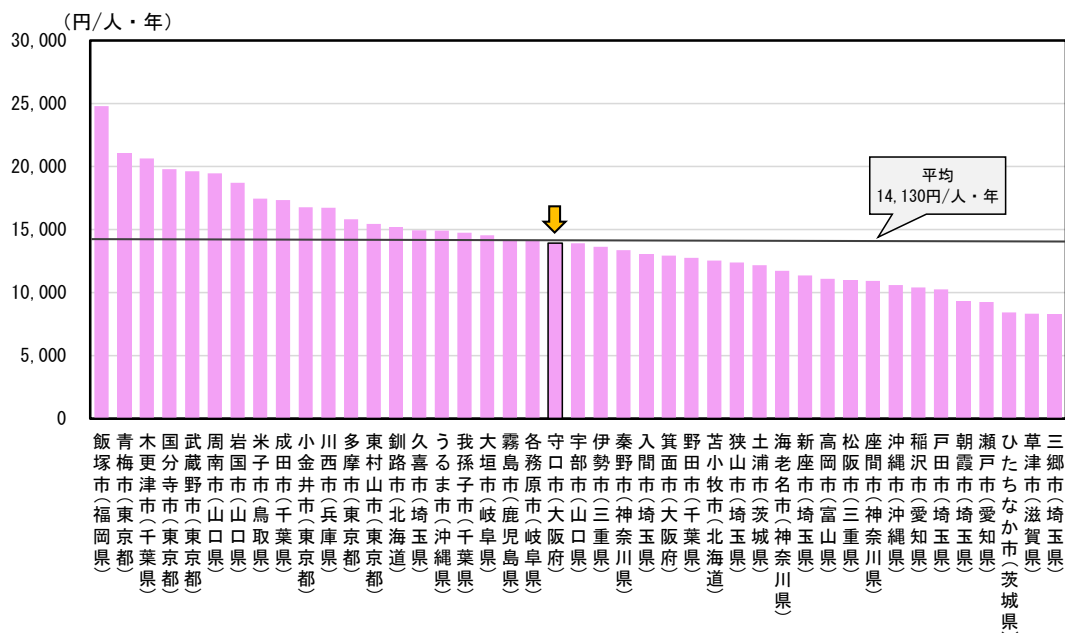


図3-25 類似自治体のごみ処理経費の推移

表3-9 類似自治体における1人あたりの年間処理経費

順位	自治体名	1人あたりの年間処理経費 (円/人・年)	順位	自治体名	1人あたりの年間処理経費 (円/人・年)
1	三郷市	8,267	23	守口市	13,923
2	草津市	8,320	24	各務原市	14,119
3	ひたちなか市	8,422	25	鹿児島市	14,147
4	瀬戸市	9,259	26	大垣市	14,542
5	朝霞市	9,335	27	我孫子市	14,728
6	戸田市	10,236	28	うるま市	14,912
7	稲沢市	10,395	29	久喜市	14,928
8	沖縄市	10,588	30	釧路市	15,143
9	座間市	10,932	31	東村山市	15,442
10	松阪市	11,011	32	多摩市	15,801
11	高岡市	11,071	33	川西市	16,723
12	新座市	11,352	34	小金井市	16,761
13	海老名市	11,714	35	成田市	17,321
14	土浦市	12,175	36	米子市	17,438
15	狭山市	12,381	37	岩国市	18,715
16	苫小牧市	12,537	38	周南市	19,449
17	野田市	12,761	39	武蔵野市	19,620
18	箕面市	12,932	40	国分寺市	19,768
19	入間市	13,031	41	木更津市	20,641
20	秦野市	13,352	42	青梅市	21,076
21	伊勢市	13,626	43	飯塚市	24,784
22	宇部市	13,903		平均	14,130

注) 一般廃棄物処理実態調査結果 (令和5年度、環境省)

※ 1人あたりの年間処理経費は、本市と環境省の整理方法が異なるため、表3-8に示す値とは一致しない。

2.4 類似都市との比較

一般廃棄物処理の実施状況について、「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行った。評価の指標は、表3-10に示すとおりである。

表3-10 評価の指標

評価指標		算出式	
循環型 社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日あたりごみ総排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量 ÷ 365 (or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 <sup>3</sup>
	リサイクル率	廃棄物からの資源回収率 (RDF※など除く) (%)	資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100
経済性	費用対効果	人口1人あたり年間処理経費 (円/人・年)	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 (円/t)	(処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

※RDFは、ごみ固形化燃料 (Refuse Derived Fuel) の略称で、生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを粉碎・乾燥させ生石灰を混合し、圧縮・固化したものを。

評価は、評価指標を数値化し、本市と類似自治体の平均値をレーダーチャートで比較することにより実施した。結果は、図3-26、表3-11に示すとおりである。

偏差値<sup>注)</sup>が50を超えた「人口1人1日あたりごみ総排出量」と「人口1人あたり年間処理経費」は、すなわち、人口1人1日あたりごみ総排出量、1人あたり年間処理経費が類似都市に比べて少ない。

一方、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「最終処分減量に要する費用」は偏差値が50以下となっている。すなわち、本市はリサイクル率がやや低く、最終処分されるごみの量が多く最終処分減量に要する費用も高くなっている。

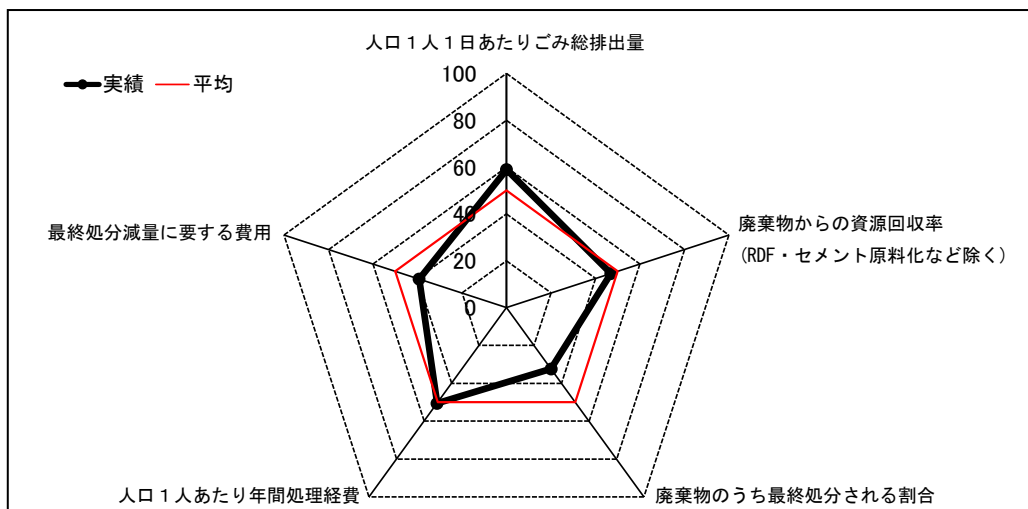


図3-26 類似自治体の平均を基準とした評価の結果

注) 各評価指標について偏差値で評価 (類似自治体平均を50とする)

表3-11 類似自治体の平均を基準とした評価の結果

	人口1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF等 除く) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口1人あたり年 間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要 する費用 (円/t)
平均	0.83	22.2	4.8	14,130	46,155
最大	1.095	44.9	13.4	24,784	71,728
最小	0.595	9.4	0	8,267	23,706
本市	0.717	19.7	12.2	13,923	58,426
偏差値	58.9	46.9	32.4	50.6	39.3

《評価結果（レーダーチャート）の見方》

■全般

指標毎に、抽出した類似自治体の平均値が50となっており、レーダーチャートでは、偏差値が高くなるほど（数値が大きいほど）良好な状態を示している。

<人口1人1日あたりごみ総排出量>

人口1人1日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、50以上となっているため、人口1人1日あたりごみ総排出量は類似自治体平均よりも少ないといえる。

<廃棄物からの資源回収率>

廃棄物からの資源回収率（RDF除く）は、高いほど外側に広がる。本市の場合、50以下となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似自治体平均よりも低いといえる。

<廃棄物のうち最終処分される割合>

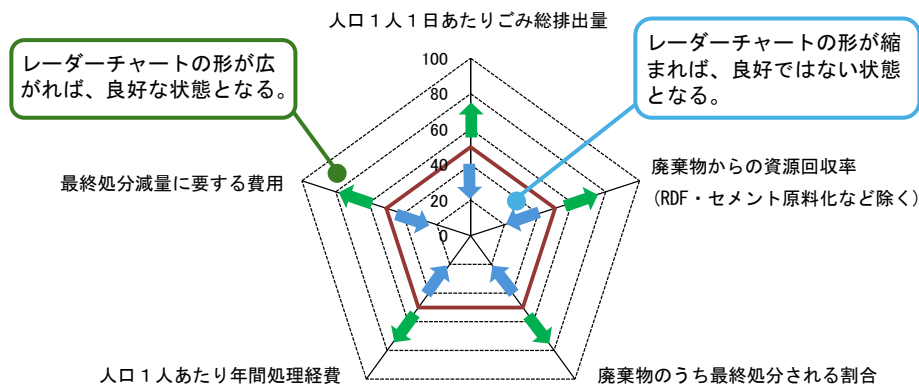
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、50以下となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似自治体平均よりも高いといえる。

<人口1人あたり年間処理経費>

人口1人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、50以上となっているため、人口1人あたり年間処理経費は類似自治体平均よりも低いといえる。

<最終処分減量に要する費用>

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、50以下となっているため、最終処分減量に要する費用は類似自治体平均よりも高いといえる。



### 3 ごみ処理に係る課題

#### 3.1 排出抑制

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、716.8g/人・日（令和5年度）であり、全国平均（851.4g/人・日）、大阪府平均（876.9g/人・日）及び類似自治体の平均（830.1g/人・日）を下回っている。

また、第5次循環型社会形成推進基本計画に示されている1人1日あたりの家庭ごみ排出量（集団回収量及び資源ごみ、直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの）を除いた1人1日あたりの排出量は、「令和12年度までに約478g/人・日」とされており、本市は令和6年度の時点で331.1g/人・日であることから、すでに達成している。

本市の生活系ごみの1人1日あたりの排出量は、類似自治体と比較しても少ない反面、事業系ごみの1人1日あたりの排出量は、類似自治体の中でもやや多くなっている。したがって、現在の施策を継続しながら2R（排出抑制・再使用）を推進するとともに、特に、事業系ごみの排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要がある。

本市における外国人人口は増加傾向にあり、ごみの分別や排出抑制などを促進するための周知啓発を積極的に展開する必要がある。

また、SNSをはじめ様々な媒体を活用してごみに係る周知啓発の充実・拡大を図るとともに、市民・事業者・NPOなどの団体などの各主体との協働により、ごみ排出量の抑制、再使用に取り組む必要がある。

#### 3.2 資源化

第5次循環型社会形成推進基本計画を受けて改訂された国の基本方針では、令和12年度までにリサイクル率を約26%に引き上げることが目標の1つに掲げられている。しかし、電子書籍の普及による新聞・雑誌の購読・購入数の減少やびん、ペットボトル容器の軽量化、集団回収の実施団体数及び回収量の減少などの影響もあり、令和6年度における本市のリサイクル率は20.1%と近年は横ばい傾向となっている。

本市では、プラスチック製容器包装、びん・ガラス、空き缶、ペットボトル、古紙・古布などの資源化回収を行っているものの、ごみ質分析結果をみると、燃やすごみには本来資源化できる古紙・古布などが約3割含まれており、分別の向上及び燃やすごみから資源化するごみの区分を増やすなどの取組が必要である。

#### 3.3 収集・運搬

本市は、戸別収集による燃やすごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、びん・ガラス、ペットボトル、古紙・古布、粗大ごみ、危険・困難ごみの分別収集を行ってい

### 第3章 ごみ処理基本計画

る。今後も戸別収集による収集運搬を実施するとともに、排出量などの変化を踏まえ、回収頻度や分別品目について見直しを検討していく必要がある。なお、新しいストックヤードが整備される令和11年度（予定）からプラスチック製品の回収を予定しており、実施に向けた収集体制の検討などを行っていく。

また、本市では介護が必要な高齢者及び障がいを持つ方に対してふれあい収集を実施しており、社会の変化に応じて対象世帯の見直しも検討する必要がある。

#### 3.4 中間処理

本市で処理するべき可燃性ごみは、令和2年度から大阪広域環境施設組合で焼却処理しており、前計画における令和8年度の目標値も令和6年度に達成している。

なお、1人1日あたりの焼却量は580（g/人・日）であった。

粗大ごみは、ストックヤードで選別後、民間処理施設で処理しており、ペットボトルなどの資源ごみは、ストックヤードにおいて一時保管し、民間事業者処理を委託している。

安定かつ効率的な処理の継続と、ごみ処理における温室効果ガスの削減の実現に向け、焼却処理量の削減に努める必要がある。

#### 3.5 最終処分

本市の最終処分量は、近年横ばい傾向が続いている。現在、埋立処分を委託している大阪湾広域臨海環境整備センターも処分可能量は有限であり、本市において新たな最終処分場を確保することも困難であるため、最終処分量を削減することが不可欠である。ごみの排出抑制及び再使用、リサイクルの推進を図ることで、焼却処理量及び最終処分量の削減が必要である。

#### 3.6 その他

環境保全や環境美化の観点から、ごみ不法投棄やポイ捨て防止策を強化するとともに、資源ごみの持ち去り、カラスなど動物によるごみの散乱などの抑制に向けた取組を検討する必要がある。

また、特別管理一般廃棄物や処理困難物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法を確立する必要がある。

さらに、地震及び近年増加している風水害などにおいて、一時的に発生する多量の災害廃棄物を安全かつ迅速に処理するため、処理体制を構築するとともに、平時からの備えや発災時の分別・排出方法などについて市民や事業者にあらかじめ周知し、災害に強いまちづくりに努める必要がある。

4 現状施策を継続した場合のごみ排出量などの将来予測

4.1 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図3-27に示すとおりである。

人口は、「守口市人口ビジョン」において、住民基本台帳における実績をもとに予測した値を採用した。

生活系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1人1日あたりの排出量）の将来予測をごみ種別（図中青色）に行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。

事業系ごみは、トレンド推計法により許可収集・直接搬入それぞれの可燃ごみ（図中青色）について年間排出量の将来予測を行い、その予測結果を推計値とする。

集団回収は、トレンド推計法により排出原単位（1人1日あたりの排出量）の将来予測を種別（図中青色）に行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。

なお、図中のグレーで示すごみ・資源については、量や変動が少ないことから、令和6年度の実績値が継続するものとして推計した。

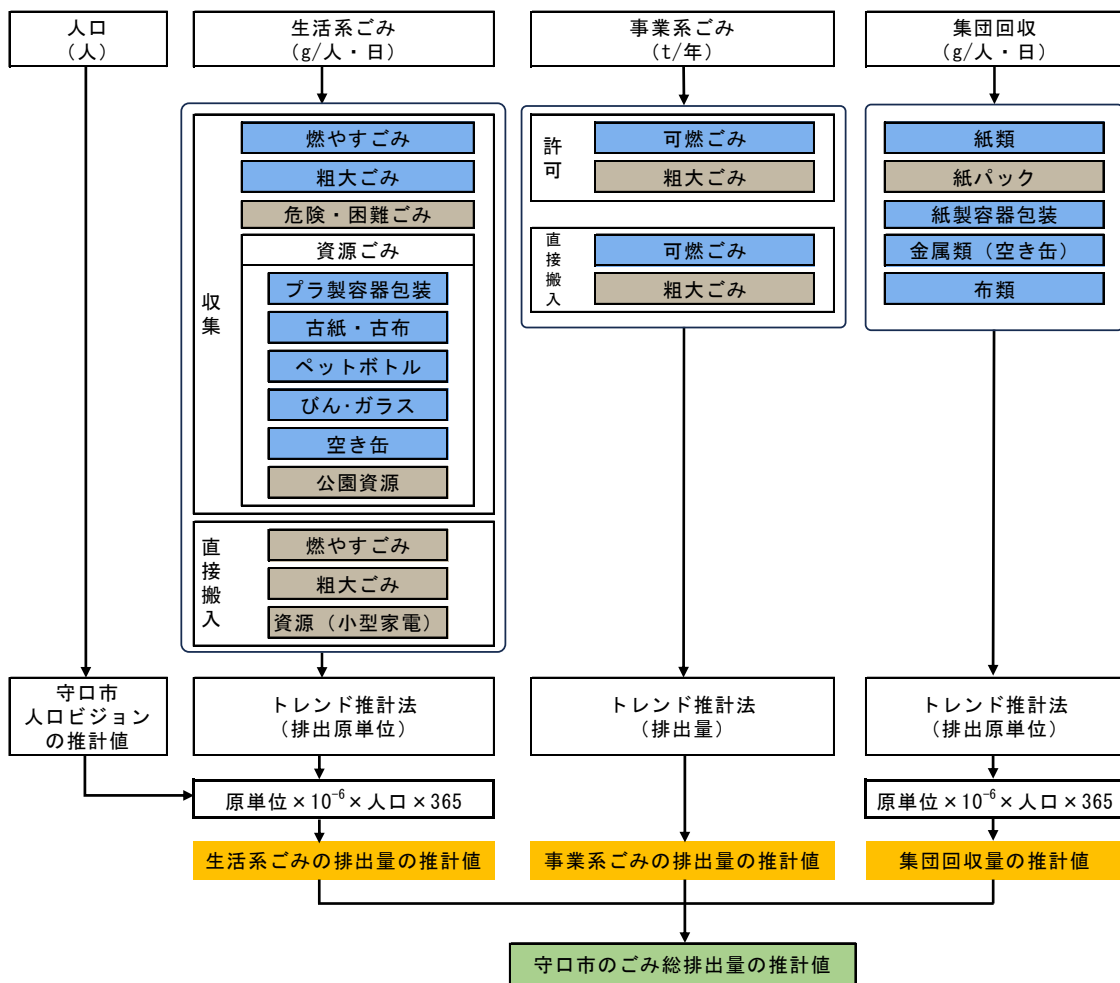


図3-27 将来予測の手順

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 4.2 将来予測の結果

##### 4.2.1 人口

将来の人口は、図3-28 に示すとおりである。

人口は、目標年度の令和17年度には131,087人となることが予測される。令和6年度に比べ、約10,000人減少する見込みである。

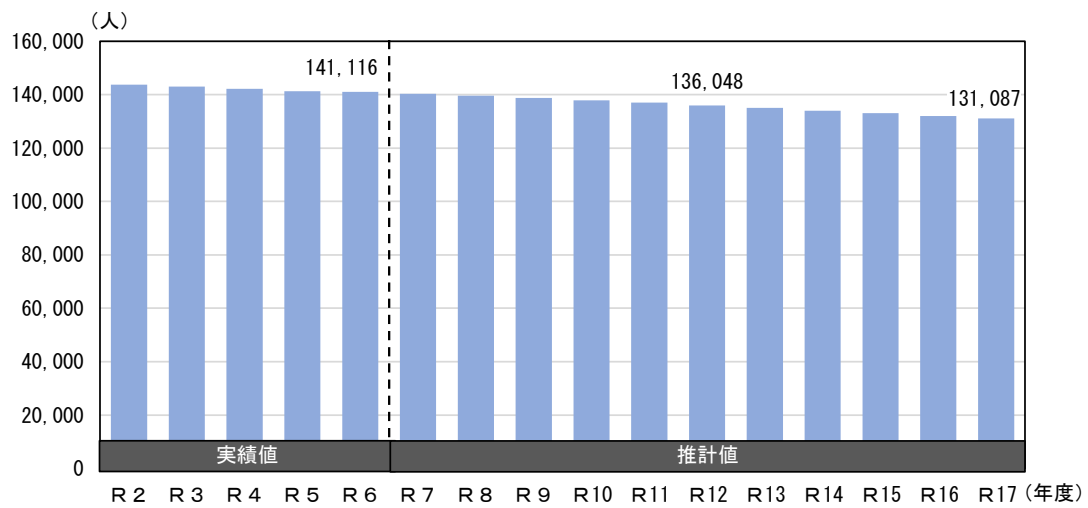


図3-28 将来の人口

4.2.2 生活系ごみ

生活系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-29及び表3-12に示すとおりである。可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、排出原単位・人口の減少が想定されるため、いずれも減少することが見込まれる。

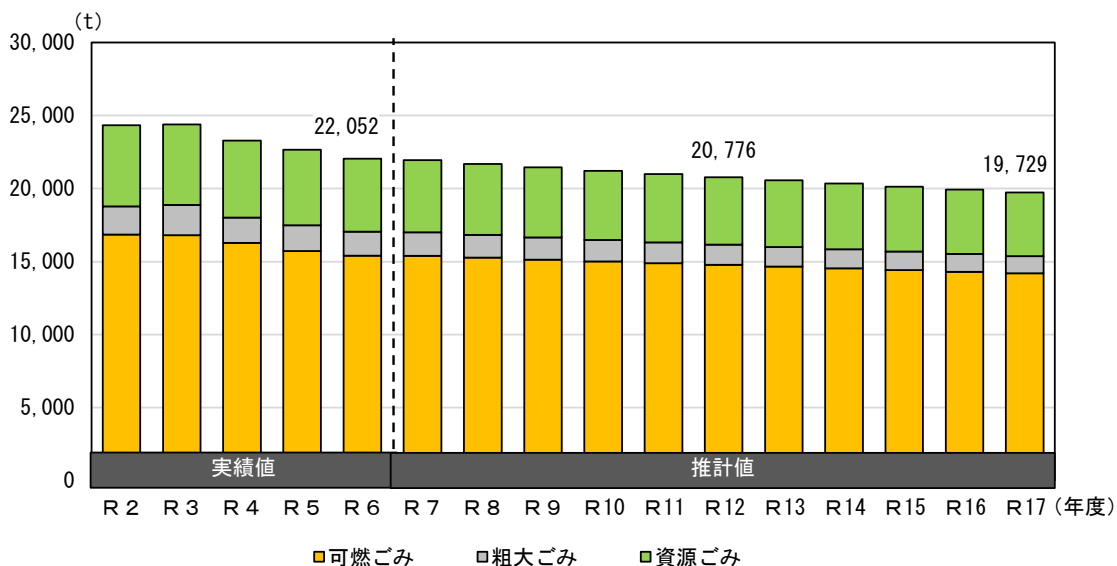


図3-29 生活系ごみ排出量の将来予測

表3-12 生活系ごみ排出原単位及び排出量の将来予測

	令和6年度 実績値	令和12年度推計値 中間目標年度	令和17年度推計値 目標年度
排出原単位 (g/人・日)			
可燃ごみ	299.1	297.6	296.7
粗大ごみ	32.0	27.8	24.6
資源ごみ	97.0	93.0	91.1
合計	428.1	418.4	412.3
排出量 (t/年)			
可燃ごみ	15,408	14,779	14,194
粗大ごみ	1,647	1,378	1,176
資源ごみ	4,997	4,618	4,359
合計	22,052	20,776	19,729



### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 4.2.3 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-30及び表3-13に示すとおりである。

令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響によりごみ量が大きく減少し、その後もほぼ横ばいから減少傾向となっている。

今後について、可燃ごみは排出量・排出原単位の減少が見込まれる。なお、粗大ごみは排出量そのものが少なく、近年大きな変動がないことから、一定量を見込んでい

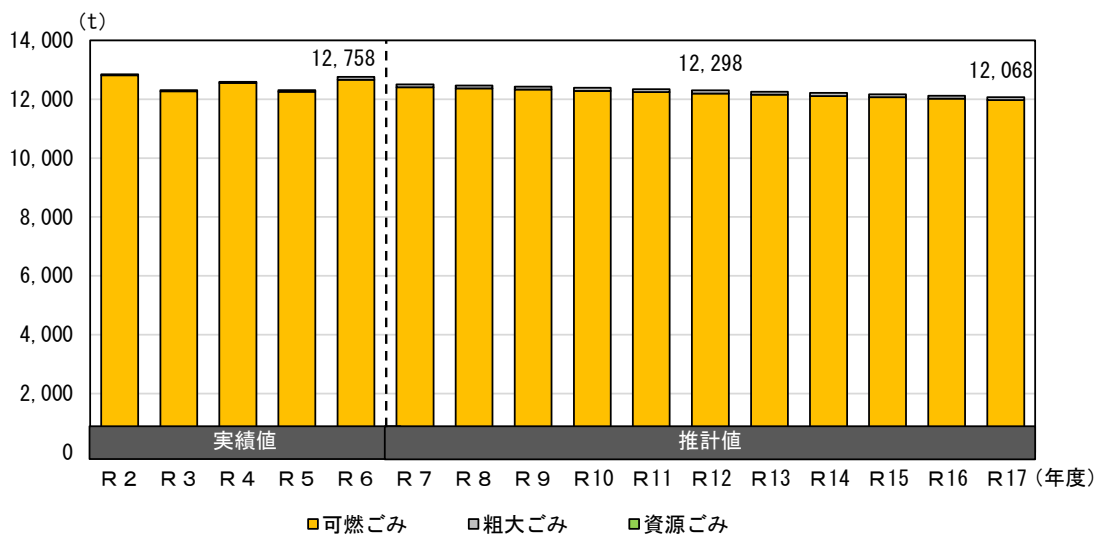


図3-30 事業系ごみ排出量の将来予測

表3-13 事業系ごみ排出原単位及び排出量の将来予測

	令和6年度 実績値	令和12年度推計値 中間目標年度	令和17年度推計値 目標年度
排出原単位 (t/日)			
可燃ごみ	34.7	33.4	32.8
粗大ごみ	0.3	0.3	0.3
合計	35.0	33.7	33.1
排出量 (t/年)			
可燃ごみ	12,656	12,196	11,966
粗大ごみ	102	102	102
合計	12,758	12,298	12,068

#### 4.2.4 集団回収

集団回収量の将来予測の結果は、図3-31及び表3-14に示すとおりである。  
 近年減少傾向が続いていることから、今後においても減少する見込みとなっている。  
 なお、紙パックは排出量そのものが少なく、近年大きな変動がないことから、一定量を見込んでいる。

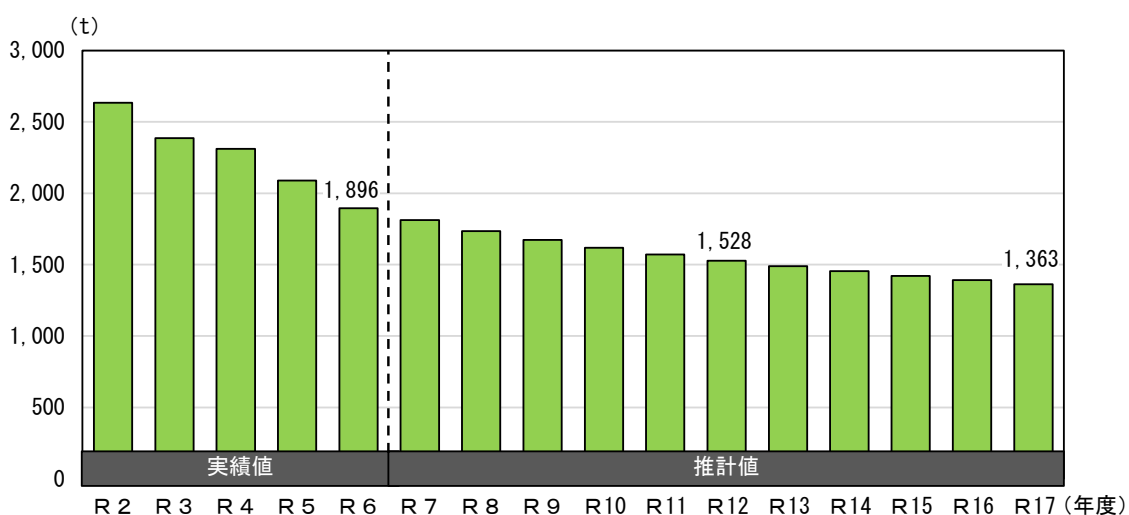


図3-31 集団回収量の将来予測

表3-14 集団回収量の将来予測

	令和6年度 実績値	令和12年度推計値 中間目標年度	令和17年度推計値 目標年度
排出原単位 (g/人・日)			
紙類	23.9	19.4	17.8
紙パック	0.03	0.03	0.03
紙製容器包装	8.4	7.3	6.8
金属類	1.4	1.3	1.2
布類	3.0	2.7	2.6
合計	36.8	30.8	28.5
排出量 (t/年)			
紙類	1,233	964	851
紙パック	2	1	1
紙製容器包装	433	363	327
金属類	74	64	59
布類	155	135	124
合計	1,896	1,528	1,363

4.2.5 ごみ総排出量

以上をふまえたごみ総排出量の将来予測の結果は、図3-32、33 及び表3-15に示すとおりである。

1人1日あたりのごみ排出量、1人1日あたりの総ごみ排出量は減少傾向となっており、排出形態別、ごみ種別の各排出量も減少傾向が続く見込みとなっている。

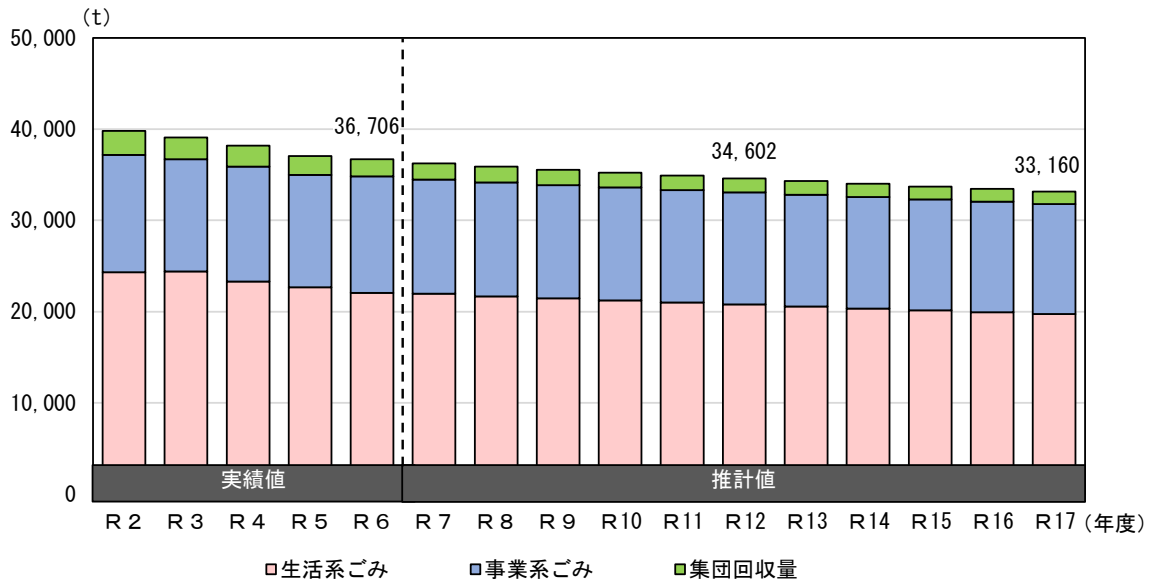


図3-32 ごみ総排出量の将来予測（排出形態別）

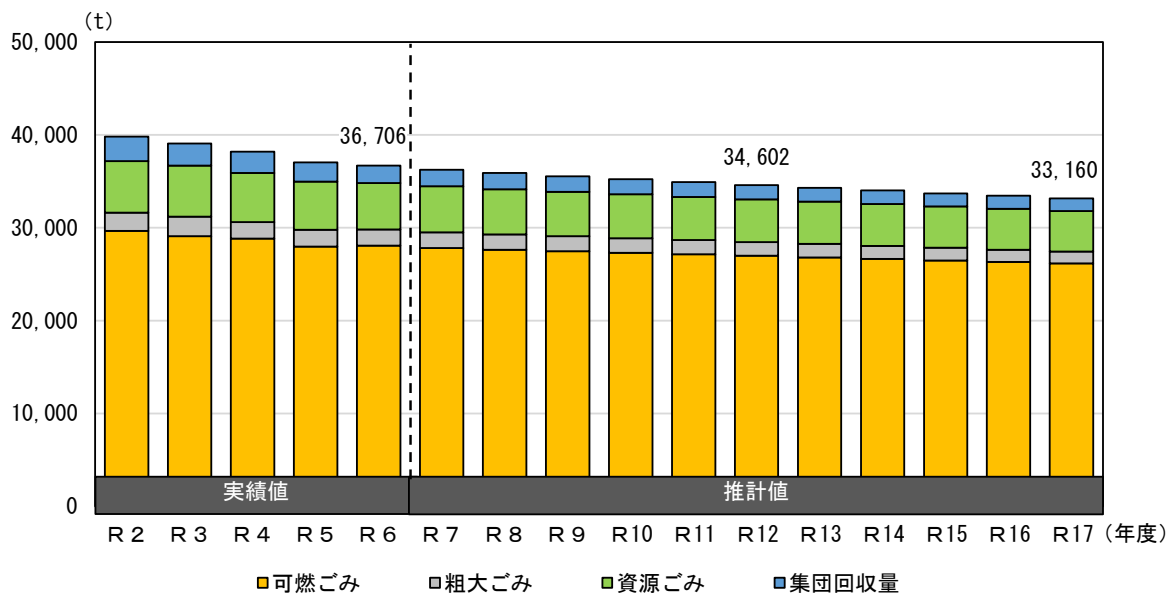


図3-33 ごみ総排出量の将来予測（ごみ種別）

表3-15 ごみ総排出量の将来予測

	令和6年度 実績値	令和12年度推計値 中間目標年度	令和17年度推計値 目標年度
人口(人)	141,116	136,048	131,087
ごみ排出量(t/年)			
可燃ごみ	28,064	26,975	26,161
粗大ごみ	1,749	1,480	1,278
資源ごみ	4,997	4,618	4,359
合計	34,810	33,074	31,797
集団回収量(t/年)	1,896	1,528	1,363
総ごみ排出量(t/年)	36,706	34,602	33,160
1人1日あたり ごみ排出量(g/人・日)	675.8	666.0	664.6
1人1日あたり ごみ総排出量(g/人・日)	712.6	696.8	693.0

## 5 基本理念及び基本方針

### 5.1 基本理念

将来にわたって本市の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々多様化する廃棄物の処理を適正に行い資源化を推進するため、引き続き「みんなの責任と協働で目指す循環型社会」をごみ処理基本計画の基本理念とする。

### 5.2 基本方針

本市のごみ処理の現状と課題をふまえ、ごみ処理基本計画の基本方針を以下のとおり定める。

#### 基本方針1 排出抑制の推進

循環型社会を目指すためには3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が不可欠であり、特に2R（リデュース・リユース）を一層進めることが求められている。

本市では、家庭や事業所で取り組みやすい減量化の方法などをまとめた冊子や外国人向けに分別や減量化の方法を周知するパンフレットなどの作成、様々な媒体を活用した情報発信など、啓発及び環境学習を推進する。

特に、事業系ごみについては、類似自治体と比較して排出量がやや多いことから、分別意識を高めることでごみの排出抑制を推進する。

なお、生活系ごみについては、類似自治体の中でも非常に排出量が低くなっていることから、これまで取り組んできた施策を継続するとともに、より一層の排出抑制を目指し、食品ロスなどの削減にも取り組んでいく。



## 基本方針2 資源化の推進

本市では、平成19年度からプラスチック製容器包装の収集を実施、平成24年度からペットボトルを拠点収集から戸別収集に変更した。さらに平成27年度からは使用済小型家電製品、平成28年度から蛍光管及び乾電池の拠点回収事業を開始し、リサイクル率は約21%で推移してきた。

生活系ごみにおいて、本計画策定のために行ったアンケート調査では、「プラスチック製容器包装」や令和7年4月に区分を変更した「危険・困難ごみ」、「粗大ごみ（大型ごみ・粗ごみ）」について分別が分かりにくいと回答した市民も多かったことから、市の広報もりぐち、市ホームページなど、様々な媒体を活用し、継続的な周知啓発を行っていく。

事業系ごみについては、排出量が多い紙類やダンボール、生ごみなどを中心に、資源化の事例などの情報発信を行い、資源化に取り組みやすい仕組みづくりを推進していく。

## 基本方針3 適正な処理・処分の推進

本市は、大阪広域環境施設組合に参画し、令和2年度から可燃ごみの共同処理を行っている。大阪広域環境施設組合では、7工場を工場など配置計画に従って順次整備、更新しており、長期にわたる安定的な処理体制を継続していく。

また、もりぐちゼロカーボンシティ宣言において、2050年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指していることから、ごみの処理・処分段階における温室効果ガス発生量を抑制するためにも、処理・処分量の減量と適正化に努めることが必要である。

そのほか、不法投棄などの不適正な処理を防止するため、警察と積極的な情報交換を行うとともに、市民と連携し、センサーライトの設置や防犯カメラの活用など、不法投棄をされにくい環境づくりの啓発に取り組んでいく。

## 6 数値目標

### 6.1 目標項目の設定

ごみの排出・処理処分に係る目標を設定する項目として、国の基本方針及び現行計画の指標などに基づき、以下を掲げる。

なお、リサイクル率については、前提である「ごみとなるものを減らす」ことに重点を置き、2R（リデュース、リユース）を優先することで、必ずしもリサイクル率が向上することに繋がらない、あるいは取組の効果を的確に反映できない可能性があるため、本計画では参考指標として数値を確認する。

表3-16 目標項目の設定

項目	考え方
総ごみ排出量 (t/年)	市内で発生するごみの全量を表し、全体のごみ排出量の推移を確認し、取組の効果などを確認する。
1人1日あたり総ごみ排出量 (g/人・日)	総ごみ排出量を1人1日あたりの排出量に換算することで身近で分かりやすい指標とする。 総ごみ排出量を人口と年間日数で除して計算する。
焼却処理量 (t/年)	ごみの減量、資源化の取組の成果を表す項目の1つである。脱炭素社会に向けて、処理工程における温室効果ガス排出量や処理コストの削減が求められている。
1人1日あたり焼却処理量 (g/人・日)	焼却処理量を1人1日あたりの排出量に換算することで身近で分かりやすい指標とする。 焼却処理量を人口と年間日数で除して計算する。
最終処分量 (t/年)	処分量削減や分別などの成果を表す項目の1つである。大阪湾フェニックスセンターは有限であり、市内の代替用地の確保も困難なため、本市においてもできる限り減量し、現施設をより長く使用できるよう努める必要がある。

### 6.2 数値目標

ごみ排出量の数値目標は、表3-17に示すとおりである。

表3-17 数値目標

項目	実績値	中間目標値	目標値
	令和6年度 (2024)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)
総ごみ排出量 (t/年)	36,706	34,452	32,868
1人1日あたり総ごみ排出量 (g/人・日)	712.6	693.8	687.0
焼却処理量 (t/年)	29,880	28,183	26,829
1人1日あたり焼却処理量 (g/人・日)	580.1	567.6	560.7
最終処分量 (t/年)	4,752	4,311	4,100

## 7 ごみの減量化・資源化に係る取組

## 7.1 施策体系

施策の体系については、表3-18に示すとおりである。

3つの基本方針に基づき、基本施策と27の取組を設定する。

表3-18 施策体系

基本方針	基本施策	取組番号	主な取組
排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用、リユースの推進
		2	生ごみの減量化の推進
		3	事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視
		4	店頭回収設置店及び資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介
	ごみの減量化に向けた意識の向上	5	搬入検査の実施
		6	環境教育・環境学習の充実
		7	事業系ごみ処理手数料の設定
		8	分別品目見直しに係る検討
		9	多量排出事業者への指導強化
資源化の推進	資源化に向けたわかりやすい情報の発信	10	分別の徹底
	資源化に向けた意識の向上	11	新たな情報発信ツールの導入
		12	ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入
	資源化に向けた仕組みづくり	13	集団回収の推進
		14	協働する体制づくり
		15	拠点回収事業の拡充、継続
		16	ふれあい収集の継続
17		より効率的な収集運搬計画の検討	
適正な処理・処分の推進	中間処理計画	18	ストックヤード（旧焼却施設跡地）の整備
	最終処分計画	19	最終処分量の削減
	その他	20	不法投棄対策
		21	特別管理一般廃棄物の適正処理
		22	処理困難物の適正処理
		23	災害廃棄物対策
		24	広域処理の責務
		25	再生可能資源の活用（Renewable）
		26	守口市総合基本計画との整合
		27	特定原付など新たな製品がごみとなった場合の処理体制の確保

## 7.2 主な取組の内容

### 基本方針1 排出抑制の推進

#### ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信

##### 取組1 使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用、リユースの推進

市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入するなど、ごみになるものを受け取らない生活を推進する。さらに、リユースショップやフリマサイトなどのWEBサービスを活用するなど、物を大切にする生活を心掛けるよう呼びかける。



##### 取組2 生ごみの減量化の推進

分別方法などの広報もりぐち及び市ホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、個別のごみ分別チラシなどを作成し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供する。また、家庭や事業所で実施することができる生ごみの減量化方法についても、広報もりぐちなどを活用し、情報提供する。

また、家庭や事業所において水切りネットなどを設置し、生ごみなどの水切りを行っていく。

なお、食品ロスの削減にむけては、食品ロス削減推進計画（第4章）に沿って、市民や事業所への情報提供や周知啓発などに取り組む。



取組3 事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視

＜情報発信＞

事業系ごみについては、事業者自身が排出者責任に基づき適正に処理を行う義務がある。ごみ・資源物の分別排出に関しては、事業者に対して手引きの配布、訪問説明、協力依頼及び指導を行う。資源化については、資源回収業者などの情報を提供し、再生資源業者などと連携した自主ルートによる資源化システムの構築やオフィス町内会など事業者同士が連携して資源化を進められるシステムの育成を目指す。

また、事業者団体などとの会議開催を通じ、減量化事例などの情報共有を行うとともに、分別排出などごみ減量化意識の醸成を図る。

＜制度化＞

制度としては、減量計画書提出の制度化などの改訂内容を含め、手引きの内容を継続して見直し、計画的な配布による周知啓発を行う。さらに、開発指導要綱に基づく分別資源保管スペースの確保などの指導徹底、廃棄物管理責任者の届け出などを求める制度設計を検討する。

＜適正処理の監視＞

産業廃棄物や資源物の混入を防ぎ適正な処理を行うため、許可業者や直接搬入事業者に対し、持ち込まれる廃棄物の監視、指導などを徹底する。

（「事業系ごみ減量・リサイクルの手引き」令和元年改訂版）



取組4 店頭回収設置店及び資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介

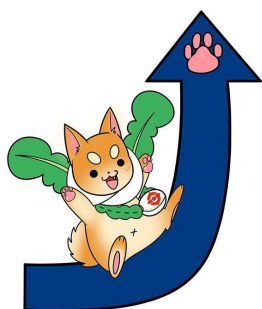
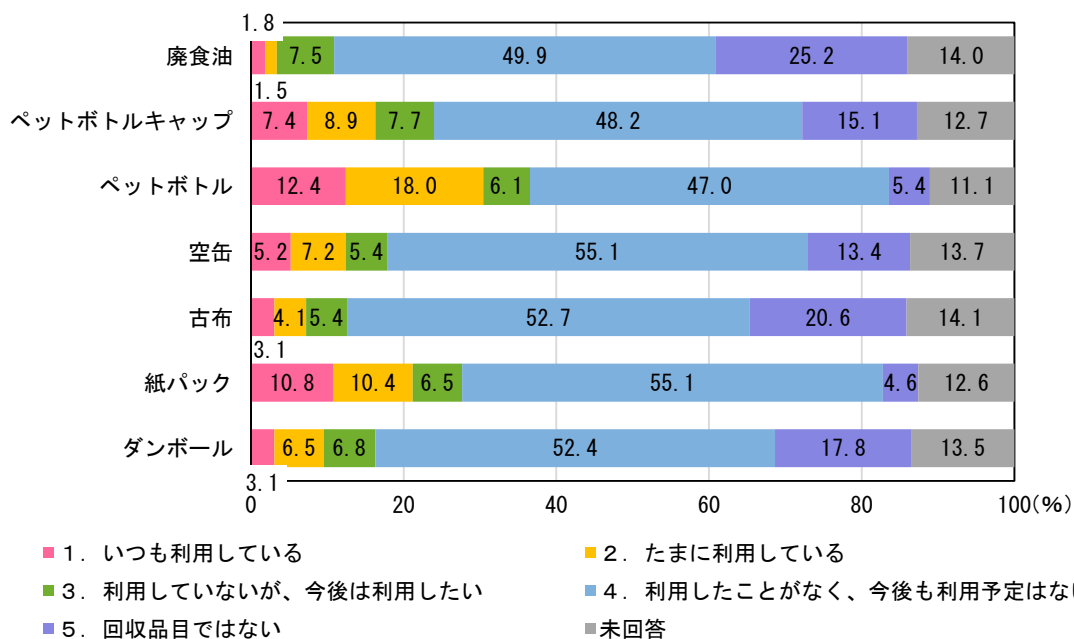
本市内で店頭回収事業を行っている事業者を市ホームページなどで積極的に紹介することにより、市民の利用を促し、資源ごみのリサイクルにつなげる。なお、店頭回収設置店については、定期的に行政が回収量などの把握を行う。

本計画に係る市民アンケート結果は、下図に示すとおりである。

また、本市内で資源ごみ引取り可能な民間事業所を紹介することにより、市民の利用を促し、資源ごみの資源化につなげる。

家庭から排出される廃食用油については、店頭回収の促進とバイオディーゼル燃料などへの活用に向けて、令和8年2月に民間事業者と協定を締結した。市民に向けて事業の周知や情報発信を行い、市内の店舗などへは回収ボックスの設置を促進し、市民の環境意識の向上、温室効果ガス排出量の削減及び循環型社会の実現を目指す。

<スーパーなどでの店頭回収の利用状況>



## ごみの減量化に向けた意識の向上

### 取組5 搬入検査の実施

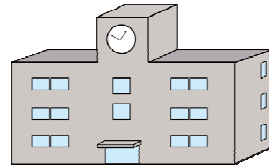
中間処理施設の適正かつ安定した稼働や事業系ごみにおける産業廃棄物の排除を目的に定期的に施設に搬入するごみ収集車両の搬入検査を実施する。

### 取組6 環境教育・環境学習の充実

小学生を対象として作成している副読本の内容の充実を図る。

また、環境学習の一環として、学校教育においてごみの減量・リサイクルについて学習する機会を取り入れ、子どもたちからごみや分別・リサイクルについての正しい知識を身につけることを目指し、教育委員会と連携した小学校・中学校などに対する出前講座など啓発活動の充実を図る。

市民向けの出前講座や、商業施設でのイベント（展示・工作・ワークショップなど）、セミナーなどを積極的に開催し、ごみの減量・リサイクルだけでなく、脱炭素社会・循環型社会についての理解を深める機会の提供に努める。



### 取組7 事業系ごみ処理手数料の設定

排出者責任に基づく事業系ごみの処理費用負担の在り方については、社会の動向や近隣自治体の動向把握と連携を図りながら、処理手数料の設定と改定について、検討を行っていく。

### 取組8 分別品目見直しに係る検討

本市では、令和7年4月にごみの分別区分や収集回数の見直しを実施した。今後についても、更なるごみ減量化・資源化の取組や市民サービスの向上に向けて分別品目の見直しに係る検討を行っていく。

### 取組9 多量排出事業者への指導強化

条例に基づく減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の届出の義務付けを検討する。

また、指導強化を進めるとともに、優良事業者への表彰制度の創設を検討するなど、表彰を通じて事業者に対する先進的な取組事例の公表や情報提供を行い、事業者が排出するごみの減量、事業者責任及び適正処理に対する意識向上を図る。

基本方針2 資源化の推進

資源化に向けたわかりやすい情報の発信

取組10 分別の徹底

本市では、各種資源ごみの分別収集を実施しており、令和7年4月にはごみの分別区分や収集回数の見直しを実施している。

ごみ組成調査の結果から、燃やすごみの中には資源化可能なプラスチック製容器包装や古紙・古布がまだ多く含まれていることがわかっている。これらを適切に分別し、ごみの減量化、資源化につなげるため、分別の徹底について広く市民、事業者へ呼びかけるとともに、様々な機会を利用して分別方法のPRなどを行う。

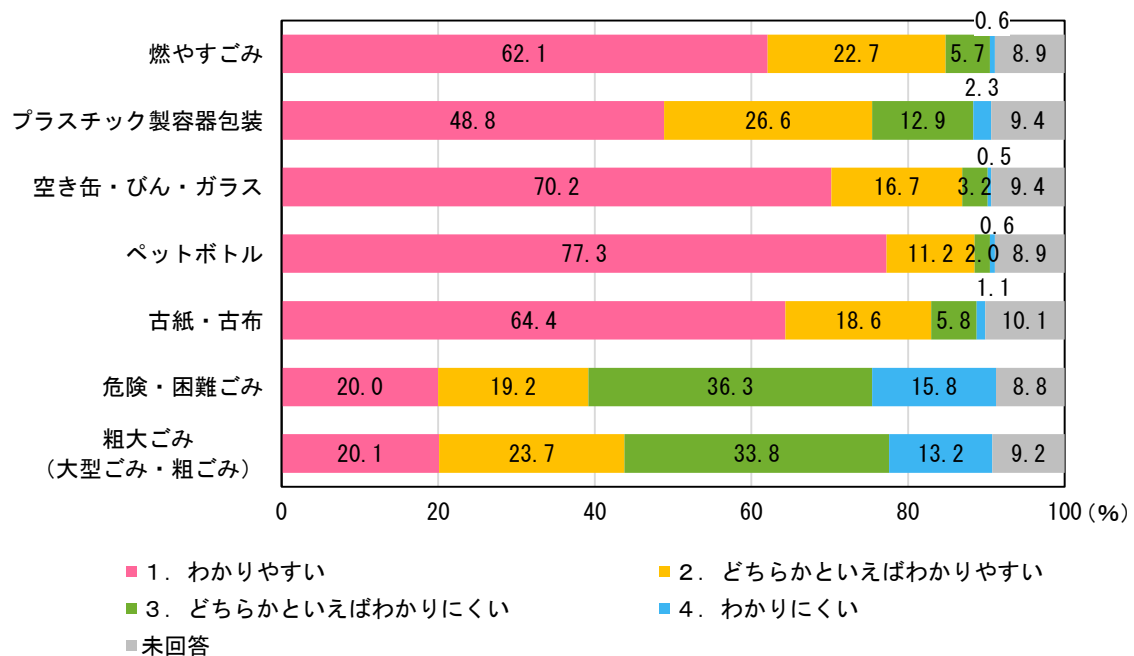
本市が作成している「ごみの排出手引き（保存版）」及び「事業所ごみ減量の手引き」の配布、広報もりぐちや市ホームページなどでの啓発、出前講座などによる分別区分・方法の周知徹底・指導を行う。

なお、収集の際に分別ができていない場合、「収集できませんシール」を貼付し取り残しを実施する。また、行政は必要に応じて排出者に対して指導を行うものとする。

分別のわかりやすさに関する市民アンケート結果は、下図に示すとおりである。

危険・困難ごみや粗大ごみでは、「どちらかといえばわかりにくい」、「わかりにくい」の割合が多くなっている。

<分別の分かりやすさ（ごみ種別）>



## 資源化に向けた意識の向上

### 取組1-1 新たな情報発信ツールの導入

本市では、令和5年3月から市公式LINEや市ホームページでの情報発信をしている。市公式LINEでは、ごみの分別方法や地区別の収集日に関する情報に加え、収集日の通知設定や大型ごみなどの申込みをすることができる。

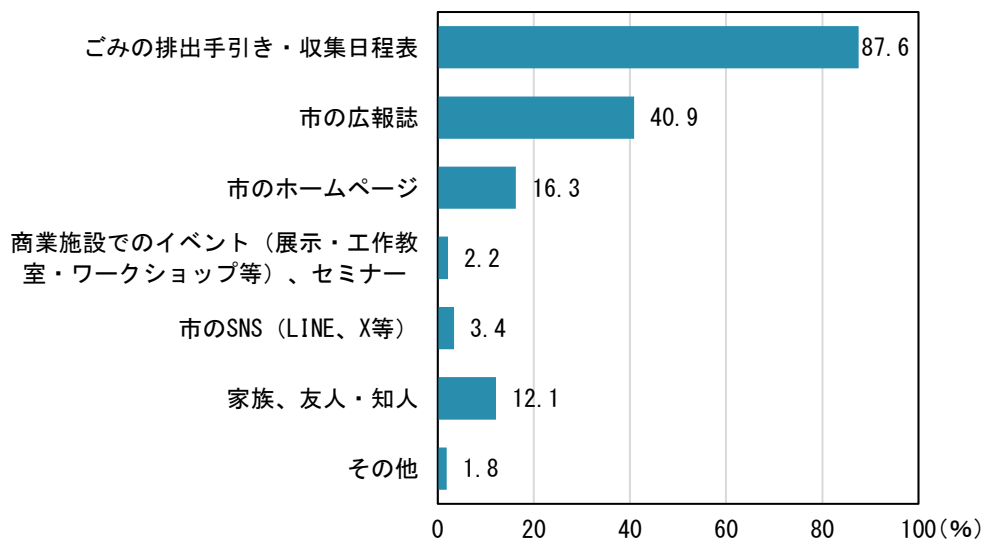
また、令和7年度の収集に関する変更に合わせて、「ごみの分別と出し方・収集日程表」及び「ごみの分別の手引き」を新たに作成した。なお、「ごみの分別と出し方・収集日程表」については、外国人向けに英語で作成し、配布及び市ホームページに掲載している。

今後も広報もりぐちや市公式LINEの機能、発信する情報の充実を図るとともに、有効と考えられる新たな情報発信ツールなどの導入を検討する。

情報を得ている媒体に関する市民アンケート結果は、下図に示すとおりである。

「ごみの排出手引き・収集日程表」が多く、次いで「市の広報誌」、「市のホームページ」となっている。

#### <情報を得ている媒体>



### 取組1-2 ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入

本市では、ごみ減量化・リサイクルの取組を行っている事業者に対して表彰を行い、市ホームページなどでその事業者のPRを行っていく。

## 資源化に向けた仕組みづくり

### 取組13 集団回収の推進

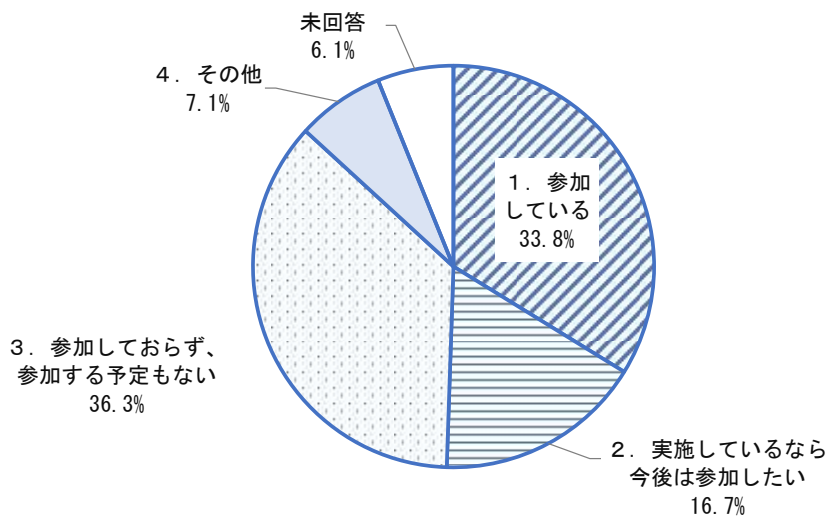
現在、自治会や町内会、子ども会などで行われている再生資源集団回収は、年々回収量が減少傾向にある。集団回収の強化は、資源物の排出機会の維持・増加のために不可欠であり、まだ集団回収に参加していない地域や市民に対して、資源リサイクルの重要性や必要性を説明する。

また、再生資源集団回収実施団体に対する奨励金事業の拡充の検討、事業の周知を徹底し、さらなる回収、資源化を推進する。

集団回収の参加状況に関する市民アンケート結果は、下図に示すとおりである。

「実施しているなら今後は参加したい」という回答が16.7%あり、参加者の拡大の可能性がある。

<集団回収の参加状況>



### 取組14 協働する体制づくり

基本理念である『みんなの責任と協働で目指す循環型社会』を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たし、協働により取り組んでいく必要がある。

様々な取組を実施するとともに、ごみ問題に取り組む市民団体・事業者団体・消費者団体・NPOなどへの活動支援及び連携により、市民及び市民団体や事業者とのネットワークを広げ、市民・事業者・行政それぞれの取組を促進していく。

小売業者、再資源化業者については、ごみの減量、再使用、リサイクルの推進に関する協定の締結などによる運用を目指す。

### 取組15 拠点回収事業の継続

本市では、平成27年度以降、使用済小型家電、蛍光灯及び乾電池の拠点回収事業を市役所、守口市クリーンセンター及び各地域のコミュニティセンターにおいて行っており、引き続き情報の発信を行っていく。

また、今後、品目の見直し及び回収拠点場所の検討を行っていく。

### 取組16 ふれあい収集の継続

本市では、高齢化社会におけるごみ排出などに必要な支援として、令和6年7月からふれあい収集を実施している。ふれあい収集では、自宅前の道路が狭いなどの理由でごみの戸別収集ができない家屋に居住し、かつ高齢で要介護状態または障がいなどの理由により、ごみ置き場までごみを持ち出すことが困難な单身などの世帯を対象に戸別にごみ収集を行っている。

今後については、さらに高齢者は増加すると考えられるため、制度対象者の条件やサービス内容の見直しを適宜行い、ごみの排出や分別がスムーズに進むよう取り組んでいく。

### 取組17 より効率的な収集運搬計画の検討

本市では、ごみの分別品目の見直し及び排出量の変化に伴い、より効率的な収集運搬計画の検討を行っていく。

## 基本方針3 適正な処理・処分の推進

### 中間処理計画

#### 取組18 スtockヤード（旧焼却施設跡地）の整備

旧焼却施設の跡地利用については、施設を解体して、新たな資源物ストックヤードの整備事業に着手している。

また、新しいストックヤードが整備される令和11年度（予定）からプラスチック製品の回収を予定しており、実施に向けた収集体制の検討などを行っていく。

### 最終処分計画

#### 取組19 最終処分量の削減

大阪湾広域臨海環境整備センターをできるだけ長く使えるよう、最終処分量を削減するためには、焼却残渣の削減が必要である。焼却残渣の削減については、収集から中間処理に至るそれぞれの施策を確実に行うことによって達成することができる。

また、大阪湾広域臨海環境整備センターへ最終処分を委託している自治体と連携して、国、大阪府などに対し、公共関与による広域的な最終処分場の確保を要望していく。

## その他

### 取組20 不法投棄対策

分別排出と適正処理を促進させるため、不適正処理である不法投棄の防止に努める。

今後も継続して、広報もりぐち、市ホームページなどで土地所有者や建物管理者などへの不法投棄防止の啓発を行っていく。また、発生した不法投棄については、警察など関係機関と連携して、排出者への指導に努める。

### 取組21 特別管理一般廃棄物の適正処理

本市では、ばいじん、燃えがらなど、水銀使用製品について適正に処理を行っていく。

### 取組22 処理困難物の適正処理

本市では、事業者による回収・取引を推進するとともに、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法などにより処理を行っていく。

また、個別物品については、新たな法整備などを考慮し、一般廃棄物処理実施計画において定める。

### 取組23 災害廃棄物対策

地震、風水害などによる大規模災害では、一時的に大量な廃棄物が発生することが予想される。本市では、災害廃棄物処理計画を令和7年3月に改定し、発災時の体制や、災害廃棄物の仮置場の選定条件の整理、周辺の自治体や府との受援・支援体制について示しており、今後、国の方針の改定や被害想定の変更などがなされた場合は、災害廃棄物処理計画の見直しを行う。

また、迅速で適正な処理を実施し、早期復興を実現に向けて、排出者である市民や事業者に対する災害廃棄物の排出方法などの周知啓発、収集運搬や処理に必要な人員や車両・設備機器などの確保について平時から取り組んでいく。

### 取組24 広域処理の責務

本市は、大阪広域環境施設組合において可燃ごみを共同処理しており、他の組合構成市と連携してごみの減量などに取り組むとともに、長期における安定的な処理体制の確保に向けて、円滑な施設運営に協力していく。

また、今後、減量に関する目標の達成が難しい場合には、幅広い対応を検討する必要がある。

#### 取組25 再生可能資源の活用 (Renewable)

Renewable (リニューアブル) とは、再生可能な資源を活用する取組であり、自然エネルギーで発電する再生可能エネルギーの利用や、バイオマスプラスチックの使用などが挙げられる。本市においても、天然資源の消費抑制、資源循環の形成を目指し、再生可能な資源を使用した製品の使用促進、情報の周知などを積極的に行う。

#### 取組26 守口市総合基本計画との整合

本計画においては、計画の方向性などについて、国の方針とともに本市の上位計画である守口市総合基本計画との整合を図る。社会の動向や守口市総合基本計画の改定が行われた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行う。

#### 取組27 特定原付など新たな製品がごみとなった場合の処理体制の確保

特定原付 (特定小型原動機付自転車) など、新たな製品が廃棄される場合の処理方法や問い合わせ先などについて市民へ周知する。また、大阪広域環境施設組合、周辺自治体、大阪府と連携し、安全な処理体制の確保に努める。

## 8 収集・運搬計画

### 8.1 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

### 8.2 収集方式

収集方式は、表3-19に示すとおりである。なお、令和7年4月からごみの区分と収集頻度を変更している。

収集形態については、民間委託を推進しており、今後ごみの排出量などの状況に応じて計画的に収集体制の充実に努めていく。

表3-19 収集方式

ごみの区分	収集頻度	収集方式	収集形態
燃やすごみ	2回/週	各戸収集	委託
粗大ごみ	2回/月	各戸収集	委託
びん・ガラス	2回/月	各戸収集	委託
空き缶	2回/月	各戸収集	委託
古紙・古布	2回/月	各戸収集	委託
プラスチック製容器包装	1回/週	各戸収集	委託
ペットボトル	2回/月	各戸収集	委託
犬・猫等の動物の死体	随時	各戸収集	委託
多量排出ごみ	随時	各戸収集	委託
使用済小型家電	随時	拠点回収	委託
特定家庭用機器廃棄物	随時	各戸収集	委託
不法投棄ごみ	随時	—	委託
危険・困難ごみ	年4回程度	各戸収集	委託
事業所ごみ	随時	—	許可



### 8.3 その他

本市は戸別収集を基本としているが、収集車両が進입困難な箇所については拠点ごとの収集としている。しかしながら高齢化社会の進行に伴い、ごみステーションまでごみを出すことが困難な高齢者世帯増加すると見込まれることから、市内の狭い道路沿いに居住し、ごみ出しの困難な世帯などを対象に、各家庭の玄関先まで行きごみの収集を行うふれあい収集している。今後については、ふれあい収集の継続・拡大を検討するとともに、軽ダンプによる収集の導入など、収集方策について研究する。

## 9 中間処理計画

本市のクリーンセンター第4号炉焼却施設は、令和2年4月に廃止しており、跡地の活用として、資源物のストックヤードを拡張・整備する。

## 10 最終処分計画

現在、大阪広域環境施設組合の焼却工場で発生する焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託している。本市内には、最終処分場を整備するための土地がないことから、今後も現状と同様に大阪湾広域臨海環境整備センターへ埋立処分を委託する。

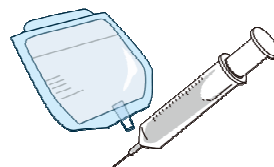
## 11 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 11.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

#### 11.1.1 感染性一般廃棄物

医療関係機関などから排出される感染性廃棄物については、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行う。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関などの協力により適正処理を推進するとともに、市民に対し耐貫通性のある容器に入れて治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行い、医療機関による自主回収へ誘導する。



### 11.1.2 水銀

使用済み乾電池、蛍光灯は令和7年4月より「危険ごみ」で収集している（年4回程度）。そのほかにも、市内各公共施設の使用済み小型家電の回収ボックス設置場所でも拠点回収を実施している。

## 11.2 処理困難物の適正処理

本市で取扱いができないもの（処理困難物）は、最終処分場や参画する大阪広域環境施設組合の焼却施設への搬入はできない。これらの処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者へ指導する。

## 11.3 不適正処理対策

違法な不用品回収業者に対し、府及び関係団体などと連携しながら指導を行う。

また、違法な不用品回収業者を利用して廃棄物の回収・処分を行わないよう市民に対し、周知徹底を行う。

## 11.4 不法投棄対策

不法投棄は、減少傾向にある、また、投棄者の特定も困難であるが、ごみの不法投棄や不法焼却などの不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為である。

本市では、不法投棄を防止するため以下の対策を検討する。

- 地域の町内会などと一体となった啓発活動により、看板などの設置に努める。
- 住民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める。
- 不法投棄に対して捜査権限を有する警察及び庁内関係部署との対策会議を設置し連携して積極的な情報交換及び対策の検討及び実施を行う。
- 庁内関係部署との情報共有化ミーティングを設置し、情報共有及び対策を行う。

## 11.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本市から発生する廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再生利用などを図りながら、迅速かつ適正に処理するため、「守口市地域防災計画」（令和3年3月改訂）及び「守口市災害廃棄物処理計画」（令和7年3月）に従って対応する。

災害時には、生活ごみやし尿に加え、避難所ごみ、片付けごみが発生する。これらの迅速かつ適正な処理は、地域の早期復興のために極めて重要であり、「守口市災害廃棄物処理計画」の基本方針として以下を定めている。

①迅速かつ円滑な対応

地域復興・道路復旧に伴い、災害廃棄物の処理は時々刻々変化するものであり状況に応じて、迅速かつ円滑に対応する。

②計画的・効率的な対応

災害による道路の寸断、一時的に発生する多量の災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正な配置や処理施設の活用・設置などにより災害廃棄物を効率的に処理する。また、災害廃棄物の処理は、関係機関との連携により、計画的に行う。

③環境に配慮した処理

災害時においても、環境に十分配慮し、災害廃棄物の処理を行う。

特に家屋など建築物解体の際のアスベストの飛散防止対策、住民や団体による野焼きの防止、処理施設におけるダイオキシン類対策、大気汚染対策、水質汚濁対策などにも十分配慮する。

④リサイクルの推進

災害時に発生する災害廃棄物の分別・資源化を推進し、廃棄物の処分負担を極力軽減するよう、徹底した分別排出を実施し、リサイクルの推進を図る。

⑤安全作業の確保

災害時の清掃業務は通常業務とは異なり、危険物の混入や多量の処分が想定さ



### 第3章 ごみ処理基本計画

## 第4章 食品ロス削減推進計画

### 1 食品ロスを取り巻く社会状況

#### 1.1 背景

食品ロスや貧困、地球環境について国際的な関心が高まる中、平成 27 年の国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標」(SDGs) のターゲットの1つとして、“2030 年までに世界全体の1人あたりの食料の廃棄を半減させること”が掲げられた。

日本の食品ロス推計量をみると、約 464 万 t (令和5年度) で減少傾向である。推計量の約半分は家庭からの排出(約 233 万 t)とされており、事業系食品ロス(約 231 万 t)よりわずかに多く、国民1人あたり約 102g/日となっている。家庭における食品ロスの発生要因としては、料理の作りすぎなどによる「食べ残し」のほか、未開封のまま捨てる「直接廃棄」、野菜の皮などを厚くむいて可食部分まで捨ててしまうなどの「過剰除去」に大きく分類される。

また、食品ロスは食品の製造・輸送・販売、廃棄処理過程における余分なCO<sub>2</sub>の排出にもつながっており、“もりぐちゼロカーボンシティ宣言”で掲げている脱炭素社会、持続可能な循環型社会の実現のためには、食品ロスの発生抑制に取り組んでいく必要がある。

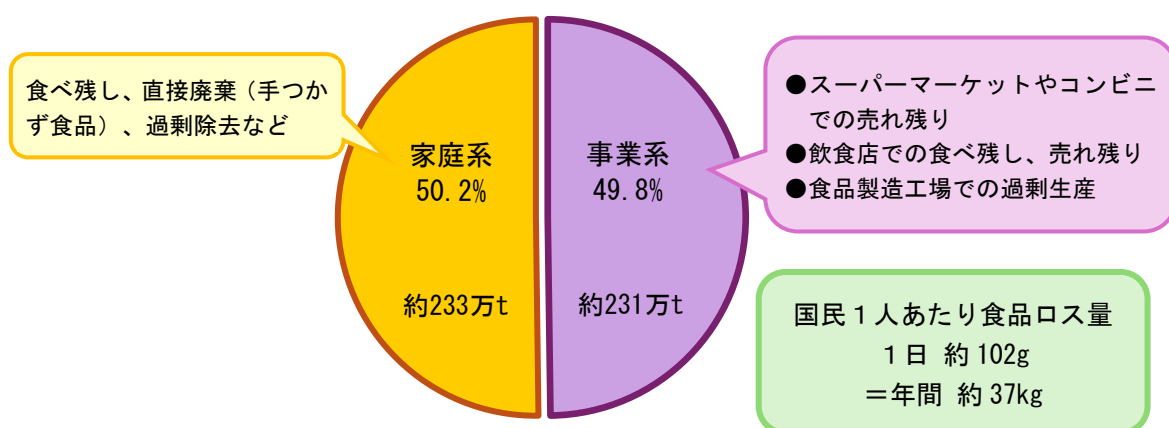


図4-1 日本の食品ロス推計量(令和5年度)

## 1.2 国の動向

国においては、省庁を超えて消費者や自治体向けの情報発信を行うほか、「食品寄附ガイドライン」（令和6年12月、食品寄附等に関する官民協議会）、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（令和6年12月、消費者庁・厚生労働省）、「食品表示期限の設定のためのガイドライン」（令和7年3月、消費者庁食品表示課）などの策定・改正により、消費者や事業者の意識向上、商習慣の見直し、各主体の連携を推進している。

また、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第二次基本方針）」（令和7年3月閣議決定）においては、図4-2に示す目標が定められており、今後もさらなる削減が求められている。

なお、2050（令和32）年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度削減目標の実現に向けた、国民運動「デコ活」のアクションの1つとして《感謝の心 食べ残しゼロ》が掲げられており、国民や消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を推進している。

- 2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに
  - 家庭系食品ロス：50%削減の早期達成
  - 事業系食品ロス：60%削減
  - 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：80%

図4-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針における目標

## 1.3 大阪府の動向

大阪府では、国の第二次基本方針に合わせ、「大阪府食品ロス削減推進計画」（令和8年3月）を改定している。目標値を見直すとともに、取組の方向性として、「家庭における食品の使いきりの推進」と「食品の売りきり・食べきりの推進」による発生抑制を行い、それでも発生するものについては、「未利用食品の有効活用」を行うことを明記している。計画目標と推進体制などについては図4-3に示すとおりである。

- 将来目標
  - ①（2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに）
    - 家庭系：50%減 事業系：60%減
  - ②2030年度までに、食品ロス削減のための取組（複数）を行う府民の割合：90%
- 3つの施策の柱
  - ◇家庭における食品の使いきりの推進 ◇食品の売りきり・食べきりの推進
  - ◇未利用食品の有効活用
- 推進体制
  - ネットワーク懇話会などの構築、取組の展開と事業者などへの発信、庁内関係部局との連携及び市町村担当者会議などの活用による「オール大阪」での取組の推進

図4-3 大阪府食品ロス削減推進計画の目標と基本的施策

## 2 守口市における食品ロスの実態

### 2.1 食品ロス実態調査結果

#### 2.1.1 食品ロスの割合

本市における食品ロス実態調査（令和2、6年度）における燃やすごみに含まれる食品ロスの割合は図4-4に示すとおりである。

令和6年度における「食品廃棄物」の割合は、令和2年度の23.4%から21.7%へ減少した。「食品廃棄物」の内訳をみると、食品ロスに該当する「手つかず」・「食べ残し」の割合は35.1%から26.5%となっており、特に「手つかず」の割合が減少している。

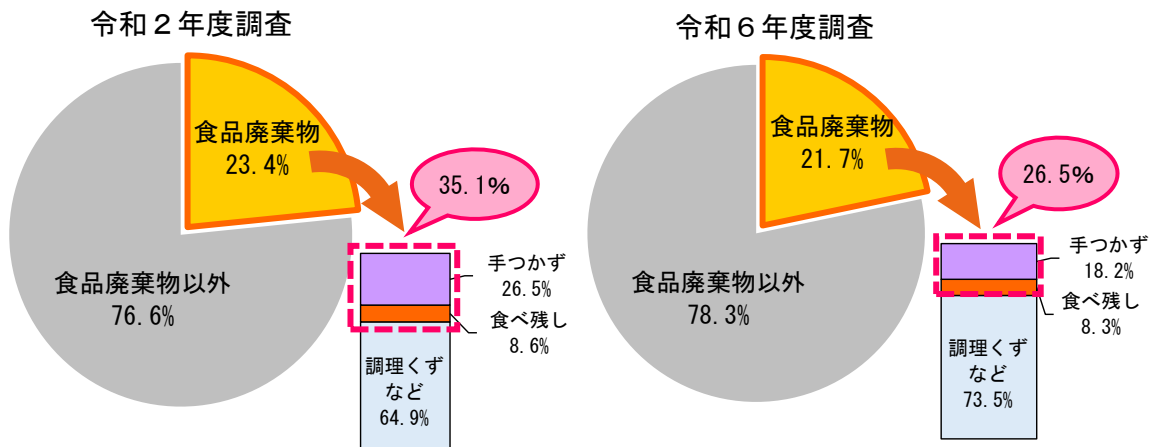


図4-4 食品ロスの発生割合（令和2、6年度調査結果）

#### ごみ質分析調査結果について

令和6年度に実施した家庭系ごみ生活系可燃ごみのごみ質分析調査では、食品ロスとして様々な食品が確認されました。野菜や果物、総菜からペットボトルなど手が付けられていないものも多くありました。



食べ残し



直接廃棄（100%残存）



直接廃棄（50%以上残存）



直接廃棄（50%未満残存）

### 2.1.2 食品ロスの内訳

令和6年度調査の結果をみると、最も多いのは「食べ残し」（約32%）、次いで「野菜」（約15%）、「穀類」（約14%）となっている。令和2年度調査と比べ、多くの割合を占める品目は変わらないものの、「野菜」の割合は10ポイント以上減少し、「その他」が増加している。「その他」には、魚介・肉類や大豆、乳製品、飲料が含まれており、廃棄の内容が多岐にわたっていると想定される。

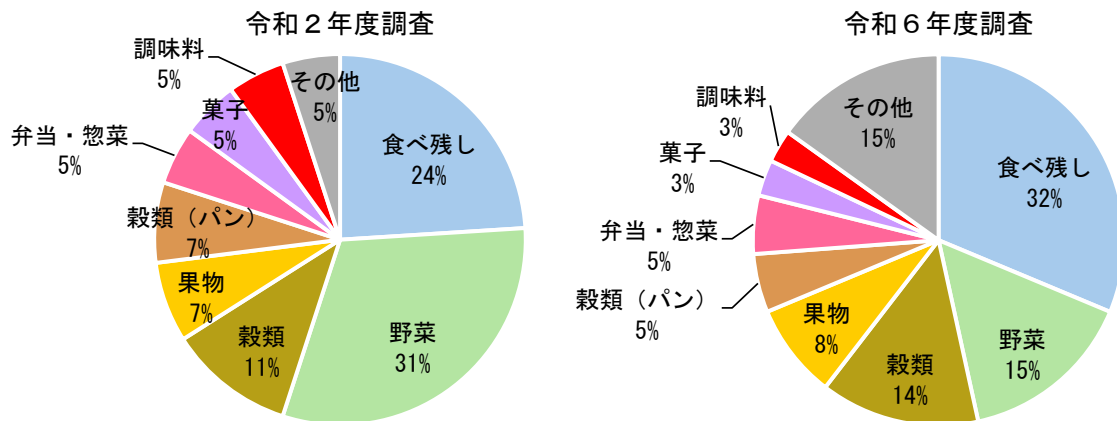


図4-5 食品ロスの内訳（令和2、6年度調査結果）

### 2.1.3 食品ロスにおける「直接廃棄」と「食べ残し」の割合

令和6年度調査の結果をみると、令和2年度調査と比べ「手つかず50%以上残存」、「手つかず50%未満残存」の割合が減少した一方、「食べ残し」、「手つかず100%残存」の割合が増加している。「購入したもののまったく食べることができなかった（買いすぎた）」、「食材はすべて調理したものの食べ残してしまった」というケースが考えられる。

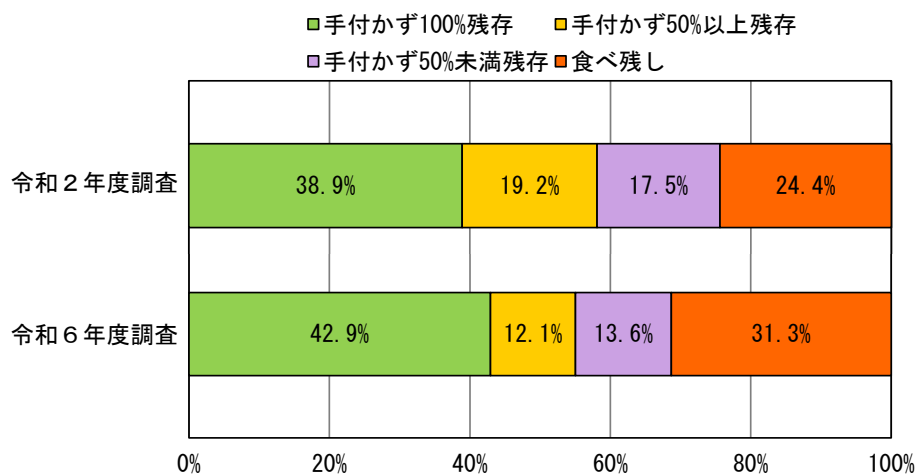


図4-6 直接廃棄と食べ残しの割合（令和2、6年度調査結果）

### 2.1.4 「消費期限」・「賞味期限」と廃棄状況

令和6年度調査の結果をみると、令和2年度調査と比べ「消費期限」が表示されているもののうち、「期限切れ」が80.0%から89.2%となっている。

一方「賞味期限」では、「期限内」が24.4%から33.5%と増加しており、消費期限が過ぎたものが捨てられる一方、まだ食べられる賞味期限内のものも捨てられており、賞味期限・消費期限の違いが十分に理解されていない可能性がある。

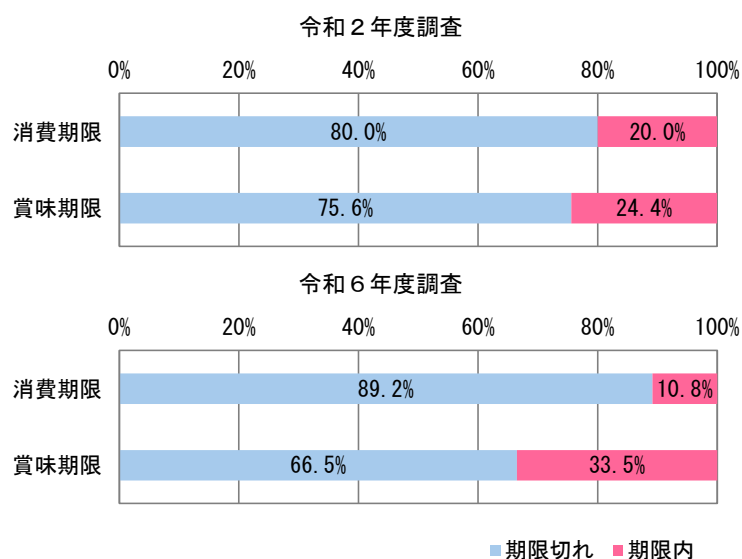


図4-7 「消費期限」・「賞味期限」の割合（令和2、6年度調査結果）

## 2.2 目標達成の状況

令和6年度の食品ロス実態調査の結果と燃やすごみの原単位をもとに、家庭系食品ロスを推計すると887t、市民一人あたり17.23g/人・日となり、中間目標年度（令和8年度）・目標年度（令和12年度）の数値を達成している。

表4-1 目標達成状況

	基準年度 《2000年》	計画時現状 《2020年》	最新 《2024年》	中間目標年度 《2026年》	目標年度 《2030年》
家庭系 食品ロス量 (t)	2,328	1,389	887	1,254	1,164
市民一人あたりの 食品ロス量 (g/人・日)	41.35	26.47	17.23	24.71	23.61

### 3 計画の基本的事項

#### 3.1 計画の目的

本計画は、市民・事業者・行政が相互に連携・協力し、市民生活や事業活動などにおいて食品ロス削減の取組を進めることに加え、取組を通じて“もりぐちゼロカーボンシティ宣言”で掲げている脱炭素社会、持続可能な循環型社会の実現を目的として策定するものである。

#### 3.2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定する。

#### 3.3 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、基準年度は令和6年度とする。また、令和12年度を中間目標年度とし、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正などを踏まえ、計画の見直しを行う。

#### 3.4 計画の対象範囲

本計画の対象は、本市から発生する食品ロスとする。

#### 3.5 計画の目標

食品ロスである直接廃棄<sup>※1</sup>、食べ残しの15%削減

令和6(2024)年度:17.2g/人・日⇒令和17(2035)年度:14.5g/人・日<sup>※2</sup>

※1 直接廃棄は100%残存、50%以上残存、50%未満残存それぞれにおいても15%削減を目指す。

※2 現状推移による減少分0.1g/人・日含む。



## 4 目標達成のための取組

### 4.1 基本方針

食品ロスの削減を推進するためには、消費者（市民）一人ひとりが意識を変え、できるかぎり食品ロスを発生させないライフスタイルに変えていくとともに、事業者から発生する食品の製造や販売ロスを極力減らすための仕組みを構築していくことが重要である。

そのため、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を行い、食品ロスについて考える機会を創出し、食品ロスの削減に繋がる取組を推進する。

### 4.2 取組内容

#### 4.2.1 ホームページ、広報誌、SNS などを用いた情報提供と普及啓発

##### (1) 消費者（市民）への取組

- ◆消費期限と賞味期限の違いなど、期限表示の正しい知識の普及啓発
- ◆てまどりの普及啓発
- ◆季節ごとの消費の機会に、予約購入や食べきりなどに係る普及啓発
- ◆冷蔵庫の定期的な在庫管理や使いきれの量・食べられる量だけの購入といった「使う分だけ購入」の実践の呼びかけなど、手つかず食品の削減の普及啓発
- ◆無駄な食材を出しにくい調理方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など、食材の有効活用の促進
- ◆会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発

##### (2) 事業者への取組

- ◆「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の普及
- ◆会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発
- ◆外食時の料理が残ってしまった場合に料理を持ち帰るドギーバッグの普及啓発
- ◆食品ロス削減に関する取組事例などの共有、周知

#### 4.2.2 実態調査の実施と対策の推進

- ◆見直し年度、目標年度における食品ロスなどの実態調査の実施
- ◆調査結果（食品ロスの内容、発生要因などの分析）に基づいた削減対策の実施

### 4.2.3 効果的な削減方法などの情報収集及び提供

- ◆国や府、他自治体などの先進的な取組の情報収集及び周知
- ◆フードバンク活動団体などを通じたフードドライブ活動の周知・推進

## 4.3 各主体の役割

食品ロスは、消費者（市民）・事業者・行政それぞれが協働して削減に取り組む必要がある。食品ロスは、消費者と事業者の双方から発生しており、食品の製造から消費までの流れ（フードサプライチェーン）全体で取り組む必要がある。

### 4.3.1 消費者（市民）の役割

食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしのなかで自身が排出している食品ロスについて、適切に理解・把握する。

その上で、食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、買い物や料理などの日常生活の中で行動に移す。

また、食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用するなどの行動により、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

#### 家庭でできる食品ロス削減に向けた行動

食品ロスの約半分は家庭から発生している。日々の生活の中でできることから取り組んでいくことで、食品ロスの発生を抑制につながる。

##### 《食品の管理》

- 🍽️ 食品収納庫を減らす
- 🍏 保存方法を確認する
- 🍷 備蓄食料などは、賞味期限・消費期限を考慮して、古いものは日常生活で消費
- 🍳 し、ローリングストックを実践する
- 🍷 食べきれないものはフードバンクなどに寄付する

##### 《調理時の工夫》

- 🍷 残っている食材から使う
- 🍳 食べきれる量をつくる
- 🍷 使い切れない食材は冷凍、塩漬、タレ漬などの保存方法を工夫する
- 🍏 余った食材や料理はほかの料理にリメイクする

##### 《買い物時の工夫》

- 🍷 買い物に行く前に冷蔵庫などをチェックする
- 🍳 使う分だけを買う
- 🍏 期限表示を確認して買う
- 🍷 「てまえどり」を心がける
- 🍷 空腹で買い物しない

4.3.2 事業者の役割

(1) 食品製造業者

食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫などにより、賞味期限の延長、年月表示化など賞味期限の大括り化に取り組む。

(2) 食品卸売・小売業者

食品小売業者サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しいルール（1/3ルールなど）の緩和や需要予測の高度化、受発注リードタイムの調整などによる適正発注の推進といった商習慣の見直しに取り組む。

また、小分け販売や少量販売など、市民が使い切りやすい工夫に取り組む。

(3) 外食産業者

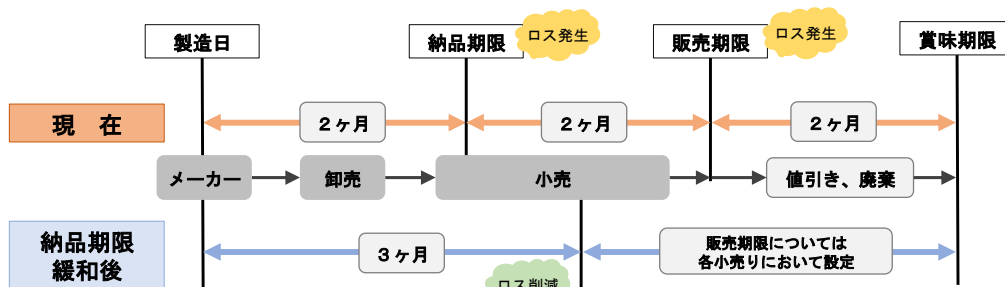
天候や日取り（曜日）、消費者の特性などを考慮した仕入れ、提供の工夫や、消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューなど）の導入に努める。

また、衛生上の注意事項を説明したうえで、可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、持ち帰りについてわかりやすい情報提供を行う。

3分の1ルールとは

3分の1ルールとは、賞味期限までの期間を3分割し、最初の3分の1の期限までに食品製造業者や卸売事業者が小売りに納品する食品業界独自の商習慣である。納品期限を3分の1から2分の1に見直した場合、食品製造業の未出荷廃棄の削減や物流センターからの納品期限切れ発生数量が減り、返分が削減されることが見込まれる。

《賞味期限6ヶ月の例》



出典：農林水産省HP

### 4.3.3 行政（市）の役割

本市は自ら率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践するとともに、国が策定している各種ガイドラインなどを踏まえ、市民、事業者、関係団体などの取組に対し、積極的な支援を実施する。

また、取組を実施する消費者（市民）、事業者が増えるよう、食品ロス削減に関する普及啓発を行う。

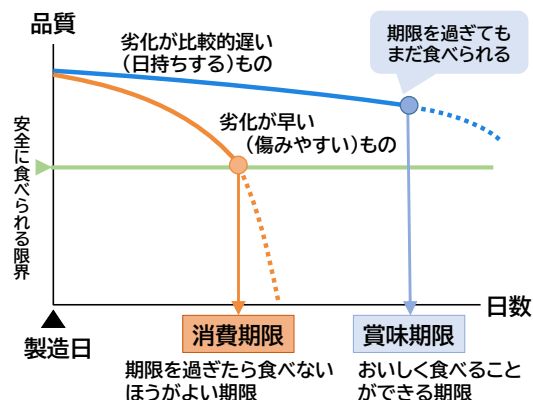


#### 賞味期限と消費期限の違い

「賞味期限」とは、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「おいしく食べられる期限」のこと。

また、「消費期限」とは、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことである。

消費期限と賞味期限の違いを知った上で、冷蔵庫や棚にある食品の期限を確認し、無駄のない調理・食事ができれば、食品ロスの削減にもつながる。



## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の現状

#### 1.1 生活排水の処理体系

令和8年4月における生活排水の処理体系は、図5-1に示すとおりである。

本市で発生する生活雑排水のほとんどは、公共下水道で処理したのち河川などの公共水域へ放流されている。

また、し尿については、公共下水道、合併処理浄化槽及びみなし浄化槽によって処理され、処理過程で発生する汚泥については、守口市下水終末処理場で処理を行っている。

汲み取りは、し尿を許可業者が収集・運搬し、守口市下水終末処理場で処理を行っている。

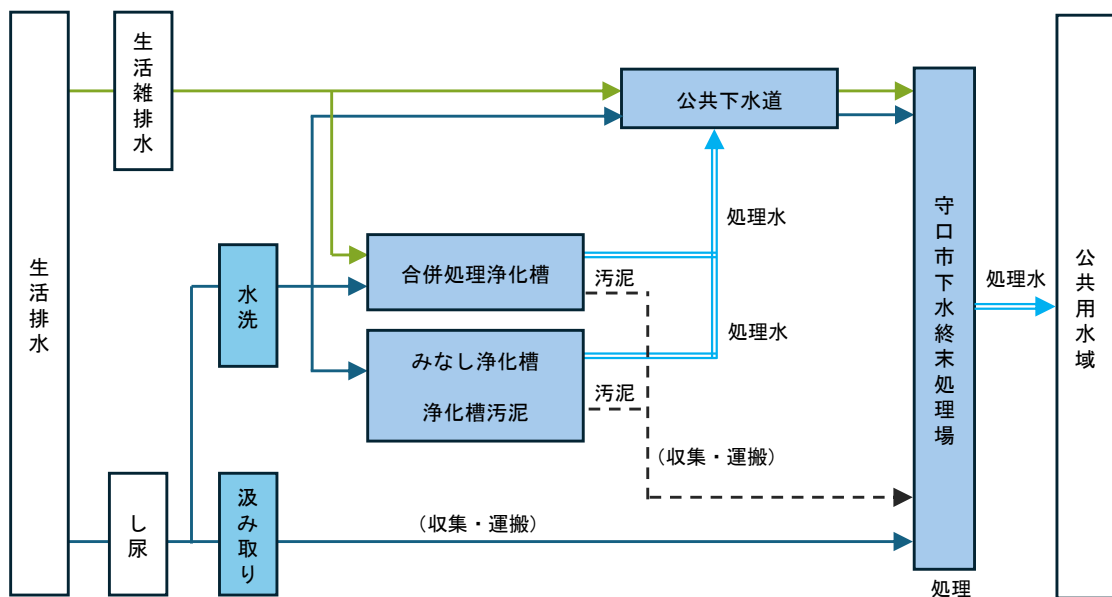


図5-1 生活排水の処理体系（令和8年4月）

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1.2 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、図5-2及び表5-1に示すとおりである。

処理形態別人口は99.9%が水洗化人口となっている。

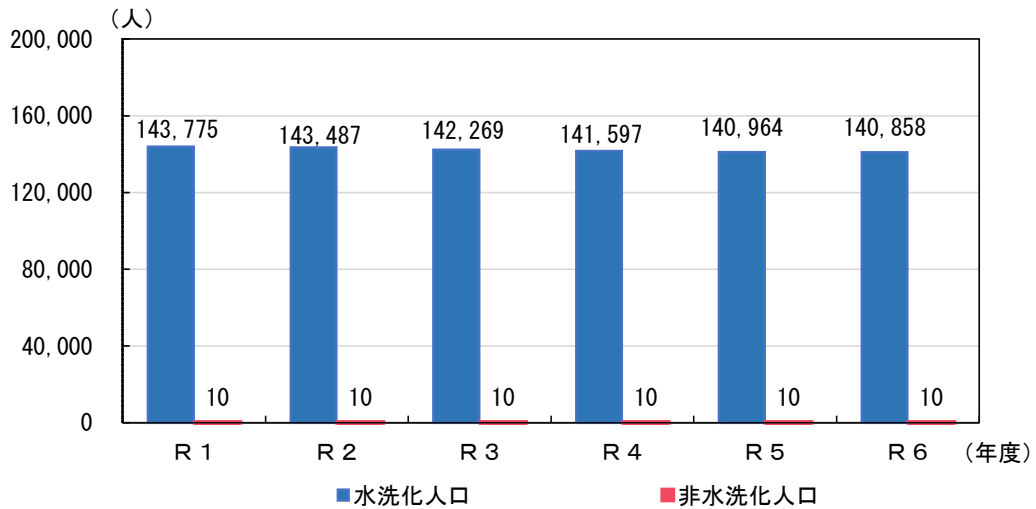


図5-2 処理形態別人口の推移

表5-1 処理形態別人口の推移

(人)			
	R 1	R 2	R 3
公共下水道接続人口（水洗化人口）	143,775	143,487	142,269
計画収集人口（非水洗化人口）	10	10	10
総人口（水洗化人口＋非水洗化人口）	143,785	143,497	142,279
水洗化率（%） <sup>注）</sup>	99.9	99.9	99.9

	R 4	R 5	R 6
公共下水道接続人口（水洗化人口）	141,597	140,964	140,858
計画収集人口（非水洗化人口）	10	10	10
総人口（水洗化人口＋非水洗化人口）	141,607	140,974	140,868
水洗化率（%） <sup>注）</sup>	99.9	99.9	99.9

出典：市資料

注）水洗化率 [%] = 水洗化人口 ÷ 総人口 × 100

### 1.3 し尿などの排出量

し尿などの排出量の推移は、図5-3に示すとおりである。

し尿及び浄化槽（汚水槽）汚泥は増減を繰り返しながら推移している。

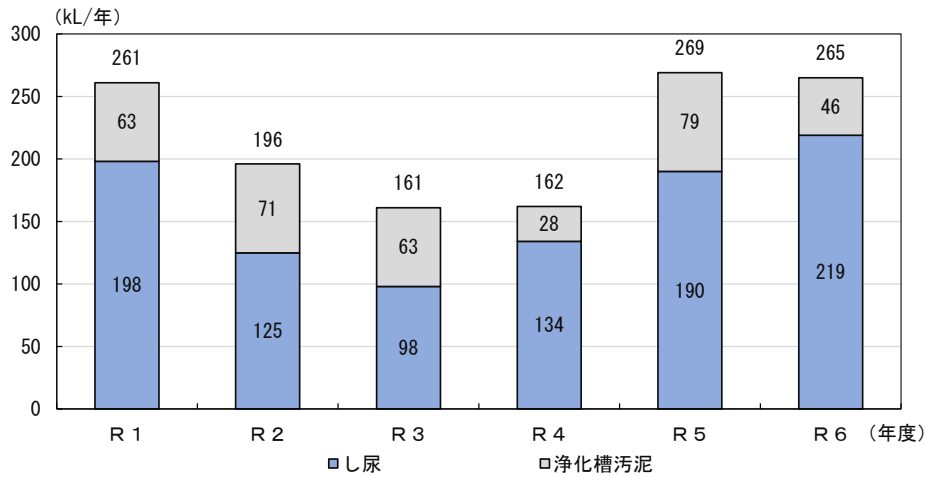


図5-3 し尿などの排出量

出典：一般廃棄物処理実態調査結果

### 1.4 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽（汚水槽）汚泥の収集・運搬は、許可業者により行っている。

### 1.5 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表5-2に示すとおりである。

表5-2 生活排水などの処理主体（令和8年4月）

排水などの種類	処理施設の種類		処理主体
生活雑排水	公共下水道	守口市下水終末処理場	守口市 寝屋川北部流域下水道
	合併処理浄化槽		
	みなし浄化槽		
し尿及び浄化槽（汚水槽）汚泥	守口市下水終末処理場		守口市

### 1.6 下水道整備状況

下水道などの普及状況は、表5-3に示すとおりである。

守口処理区は、面積及び人口ともに普及率が100%となっている。鴻池処理区は、面積の普及率が96.42%、人口の普及率が99.99%となっている。

全体で見ると、面積の普及率が98.28%、人口の普及率が99.99%となっている。

面積の普及率、人口の普及率ともに100%に近くなっており、今後も継続的に下水道整備を計画的に推進し、最終的には面積及び人口ともに普及率100%を目指すものとする。

表5-3 下水道などの普及状況

区分	面積			人口				
	計画 (ha)	整備済 (ha)	普及率 (%)	計画 (人)	令和6年度末 (a) (人)	現在利用 (b) (人)	普及率 (b/a) (%)	
守口 処理区	守口排水区	286.099	286.099	100.00	13,300	43,810	43,810	100.00
	寺方排水区	135.516	135.516	100.00	42,300	12,620	12,620	100.00
	八雲排水区	183.288	183.288	100.00	12,300	13,373	13,373	100.00
	小計	604.903	604.903	100.00	67,900	69,803	69,803	100.00
鴻池 処理区	庭窪排水区	389.250	373.070	95.84	51,250	51,911	51,902	99.98
	菊水排水区	42.120	42.120	100.00	4,870	4,949	4,949	100.00
	東寺方排水区	78.000	78.000	100.00	4,560	4,664	4,664	100.00
	大日排水区	50.890	46.990	92.34	9,470	9,541	9,540	99.99
	小計	560.260	540.180	96.42	70,150	71,065	71,055	99.99
合計	1,165.163	1,145.083	98.28	138,050	140,868	140,858	99.99	

出典：市資料

注）四捨五入の関係により割合が異なることがある。

## 2 生活排水処理の課題

本市では、ほぼ全ての地域で公共下水道処理が可能となっているものの、接続については100%とはなっていない。

したがって、今後も市民・事業所に対する啓発を継続し、公共下水道処理への切替えを推進していく必要がある。

### 3 生活排水処理計画

#### 3.1 基本理念

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることがないように、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定める。

- ①快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域の自然環境を保全するため、社会環境の変化や地域特性などを十分考慮しながら啓発に努める。
- ②水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図る。

#### 3.2 基本方針

本市の生活排水処理の現状を踏まえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定める。

##### **基本方針1 公共下水道への接続の推進**

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、管きょへの接続を推進し、浄化槽から公共下水道への切替えを推進する。

##### **基本方針2 生活排水対策の啓発**

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果などについて、市民の理解を深めるとともに、発生源（台所など）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行う。



## 第5章 生活排水処理基本計画

### 3.3 処理形態人口の見込み

#### 3.3.1 将来予測の手順

行政区域内人口は、「守口市人口ビジョン」（令和8年3月）に基づき設定した。

計画収集人口は、近年変化がないことから、現状が継続すると想定し、令和6年度の実績値を採用した。

下水道人口は、行政区域内人口から計画収集人口を差し引くことによって設定した。

#### 3.3.2 将来予測の結果

処理形態別人口の推移は、図5-4及び表5-4に示すとおりである。

公共下水道人口は行政区域内人口の減少に伴い減少傾向、計画収集人口は横ばいで推移すると見込まれる。

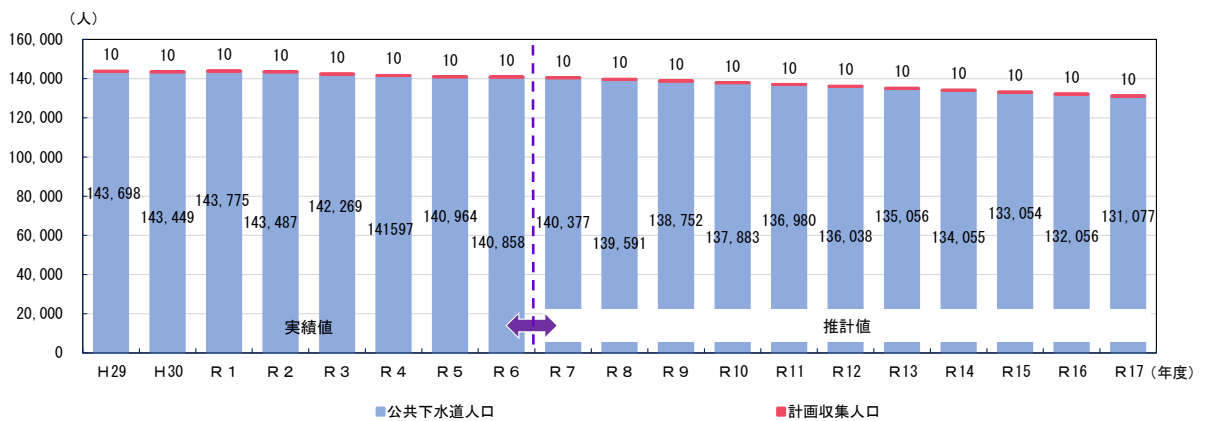


図5-4 処理形態別人口の将来予測の結果

表5-4 処理形態別人口の将来予測の結果

	令和6年度 実績値	令和12年度推計値 (中間目標年度)	令和17年度推計値 (目標年度)
公共下水道人口	140,858	136,038	131,077
計画収集人口	10	10	10
合計	140,868	136,048	131,087

### 3.4 処理主体

処理施設毎の処理主体については現状維持とし、排水などの種類別でみると表5-5のとおりである。

表5-5 処理主体

排水などの種類	処理施設の種類		処理主体
生活雑排水	公共下水道	守口市下水終末処理場	守口市 寝屋川北部流域下水道
	合併処理浄化槽		
	みなし浄化槽		
し尿及び浄化槽 汚泥	守口市下水終末処理場		守口市

## 4 収集・運搬計画

### 4.1 基本方針

市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。

### 4.2 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

### 4.3 収集形態

し尿などの収集形態は、現状と同様に許可収集とする。



## 5 中間処理計画

### 5.1 中間処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、守口市下水終末処理場で処理する。

### 5.2 目標年度における収集量

目標年度（令和17年度）の収集量の見込みは、表5-6に示すとおりである。

目標年度（令和17年度）のし尿などの排出量は265kL/年が見込まれる。

表5-6 収集量の見込み

	平成6年度 実績値	令和12年度 推計値 (中間目標年度)	令和17年度 推計値 (目標年度)
し尿 (kL/年)	219	219	219
浄化槽 (汚水槽) 汚泥 (kL/年)	46	46	46
合計 (kL/年)	265	265	265

## 6 災害時のし尿処理に係る計画

地震、台風及び集中豪雨などの大規模災害時のし尿処理に関しては、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集運搬ルートの検討や周辺自治体の処理施設との連携体制を構築する。

## 7 その他し尿などの処理に関し必要な事項

生活排水処理に関し、以下について市民に対する広報・啓発活動を行う。

- 発生源の汚濁負荷削減対策として、市民一人ひとりの意識高揚を図るため、広報誌への掲載、チラシ、パンフレットなどを作成・配布する（発生源の汚濁負荷削減対策：調理くずや廃食用油の適正処理など）。
- 子ども向けの環境教育を推進する。
- 自治会及び企業担当者向け研修会を開催する。

## 第6章 計画の進捗管理

計画の推進については、排出抑制、再使用、資源化をさらに進めるため、計画の趣旨や目的、目標とその達成に向けた施策市民や事業者の説明を実施し、理解と協力を得るように努める。

また、広報誌などへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供などにより、廃棄物処理業者、排出事業者などにも広く周知啓発していく。特に収集・運搬、処理・処分については、生活環境の保全上支障が生じないように留意し、区域内の一般廃棄物の円滑な処理に努める。

計画の進捗管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCA サイクルにより、継続的に一般廃棄物処理基本計画の点検、見直しを実施し、評価を行う。

一般廃棄物処理基本計画における取組の改善・進捗の評価の指標については、ごみの収集や処理に係る数値目標を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果をホームページなどで公表する。

これらの評価をふまえ、概ね5年ごとまたは計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを実施する。

また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策やその他の施策を定める。

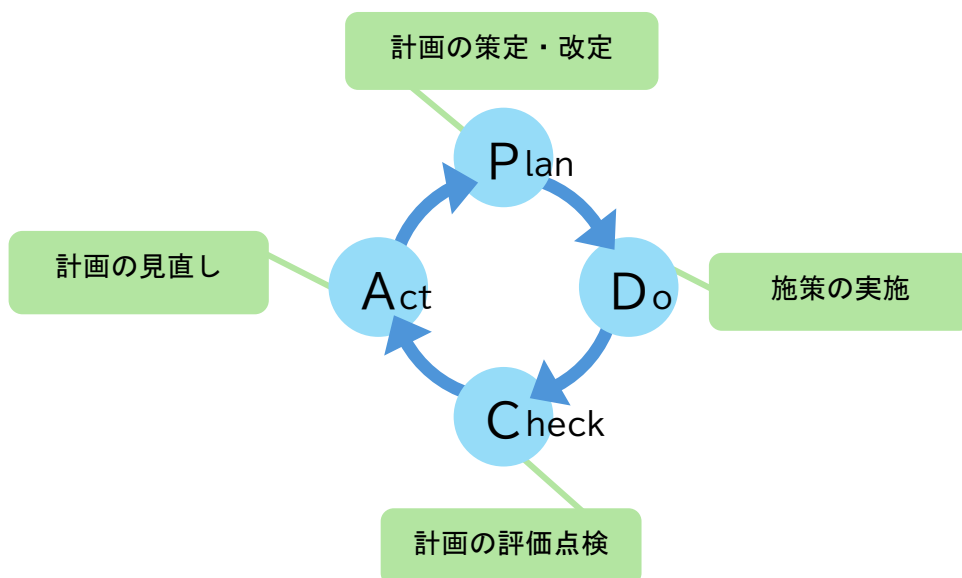


図6-1 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCA サイクル



## 第6章 計画の進捗管理

用語集



## あ行

## い 一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は家庭から排出されるものと事業所から排出されるものに分けられる。

## え SNS

「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略称。登録した利用者同士がインターネット上で交流できるオンラインサービスのこと。代表的なものとして、LINE、X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook などがある。

## お 大阪広域環境施設組合

大阪市、八尾市、松原市及び本市から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うために設立された組合のこと。

## 大阪府循環型社会推進計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画。循環型社会の形成に向けて、府民、事業者、市町村、府の各主体の役割を示し、サーキュラーエコノミーへの転換、プラスチックごみ対策の推進、カーボンニュートラルの推進、適正処理の推進を柱として、2030 年度における一般廃棄物・産業廃棄物の目標を設定するとともに、に講じるべき様々な施策を定めている。

## オフィス町内会

オフィスから出る OA 用紙などの古紙類を資源化するために、複数のオフィスが共同で資源を回収する仕組みのこと。

## 温室効果ガス

太陽からの光で暖められた地球表面から地球の外に向かう赤外線を吸収する二酸化炭素やメタン、亜酸化窒素、フロンなどの気体のこと。化石燃料の使用や森林の減少といった人間の経済活動の影響によってこれらの気体の量が増加し、大気の温室効果が強まったことが地球温暖化の原因と考えられる。

## か行

## か カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる温室効果ガスの「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

### 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称。一般家庭や事業所から排出されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有用利用を推進するための法律である。

### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂などの雑排水をあわせて処理ができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「みなし処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されている。

## き 行政回収

市区町村が主体となりごみを回収する方法のこと。収集運搬業務を民間事業者へ委託する場合もある。

### 拠点回収

公共施設などの拠点で資源物などを回収する方法のこと。本市では、庁舎やコミュニティセンター、守口市クリーンセンターに回収ボックスを設置し、乾電池、蛍光管、使用済小型家電を回収している。

## け 下水道

家庭の台所や風呂・水洗トイレ、工場・事業所などから出る汚れた水を、下水道管を通して処理施設に集め、きれいな水にして河川などに放流する施設のこと。

### 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）について、その分別解体や再資源化などを促進するための措置を講じ、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量などを通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

## こ 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。デジタルカメラやゲーム機などに利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するために定められた法律である。

### ごみステーション

家庭から出るごみを集積する場所で、ごみの区別に決められた曜日に排出する。1カ所につき数世帯から十数世帯が利用することが多く、管理は地域の自治会や町内会などが担う。

**ごみ質分析調査**

家庭または事業者から排出されるごみの内容について、種類別の重量を調査し、リサイクルできるものなどの混入状況や性状を把握するための調査のこと。調査結果は、ごみの減量やリサイクルの推進のための基礎資料として活用する。

## さ行

**さ 災害廃棄物**

地震や台風などの自然災害によって生じた廃棄物のこと。

**産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のこと。

**し 資源有効利用促進法**

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進するための法律である。特に事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしている。

**自動車リサイクル法**

使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律である。

**し尿**

人体から排出される大便と小便の混合物のこと。

**循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。

**上水道**

家庭などへ水を供給する水道管などの設備・施設のこと。河川などから水を取り込み、浄水施設で安全な飲み水にして配水池に溜め、ポンプを使って配水管から家庭などに届けている。

### 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたクズなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者である食品メーカー、スーパー、八百屋、飲食店や旅館などが取り組むべき事項が規定されている。

### 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減の推進に関する法律の略称。食品ロスの削減に関する国、地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進する法律である。本法律の規定に基づき定められた基本方針を踏まえ、都道府県・市町村は「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされている。

### 処理困難物

市による収集・運搬及び破碎・焼却処理に支障があるもの。重量物（30kg を超えるもの）、大型物（3辺合計で6m を超えるもの）、長尺物（1辺2m を超えるもの）のほか、液体状や粉体状のもの、耐火金庫、ドラム缶、鉄材などの金属類、フロン使用製品、爆発物や危険物などが対象となっている。

### 新型コロナウイルス感染症

重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2による感染症で、世界的な流行を引き起こした。日本では急速な流行に伴い緊急事態宣言が発出され、飲食店の営業時間短縮や企業のテレワーク推進など日常生活や事業活動に大きな影響を与えた。その後、重症度や致死率が低下したことから2023年5月に5類感染症に移行した。

### す ストックヤード

収集により回収した資源ごみを搬出するまでの間、保管する倉庫などの施設のこと。

### 3R

廃棄物などの発生抑制（リデュース：資源を効率的に使用し製品を作り、また、長期に渡る使用などにより、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル：資源として再び利用すること）の3つの頭文字をとり『3R（スリーアール）』としている。

### せ 生活排水

トイレ、台所、風呂、洗濯など日常生活からの排水のこと。

## た行

た **脱炭素社会**

地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素について、実質的な排出量ゼロを達成している社会のこと。

**多量排出事業者**

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例第12条に規定されている「事業活動に伴って1日の平均排出量が100キログラムを超える一般廃棄物を生ずる占有者等」のこと。該当する事業者は、事業系一般廃棄物減量等計画書を提出する必要がある。

ち **中間処理**

廃棄物の減量・減容化、資源化、安定化・無害化などを目的として行う処理（焼却、破砕、溶融、脱水、選別など）のこと。

つ **2R**

廃棄物などの発生抑制（リデュース：資源を効率的に使用し製品を作り、また、長期に渡る使用により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：使い捨てせず、繰り返し使用すること）の2つの頭文字をとり『2R（ツーアール）』としている。

**積替搬送**

廃棄物を中間処理施設などへ運搬する途中で、一時的に廃棄物を車両から降ろし、保管したり別の車両に積み替えたりすること。より大きな車両に積み替え、まとめて搬送することで、運搬効率の向上やコスト削減、環境負荷の軽減などにつながる。

て **デコ活**

英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素を減らす、環境に良い活動という意味が込められている。

と **特定家庭用機器廃棄物**

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目がこれに該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられている。

**特別管理一般廃棄物**

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するとして政令で定められている廃棄物のこと。

## な行

### に **二次電池**

充電して繰り返し使える電池のことで、リチウムイオン電池も二次電池のひとつ。一次電池は使い切りの電池を指す。

## は行

### は **バイオマスプラスチック**

植物などの再生可能な有機資源を原料とするプラスチックのこと。

### **廃棄物管理責任者**

所有者や管理者が選任する、当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる責任者のこと。減量計画書の作成や従業員やテナントに対しての指導・啓発、減量やリサイクルを推進するための組織体制の整備などを行う。

### **ばいじん**

物が燃えた際に発生、飛散する微細な物質のこと。

### **搬入検査**

処理施設へ搬入される事業系一般廃棄物について、産業廃棄物などの不適物の混入を防止するため、搬入物を目視で確認している。搬入不適物があった場合は、搬入者及びごみの排出事業者への啓発指導を行う。

### ひ **PDCAサイクル**

Plan、Do、Check、Actionの頭文字を取ったもので、組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実施（Do）する。その結果を点検（Check）し、さらに次のステップを目指して見直し（Action）を行うこと。

### **1人1日あたりのごみ排出量**

年間排出量を人口及び年間日数で除した値であり、各自治体のごみの排出状況の比較や施策効果の評価などに用いられる。

### ふ **フードドライブ**

家庭で余っている食品を回収拠点（スーパーや自治体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のこと。

**フードバンク**

食品関連企業などの寄贈者から食品（製造工程で発生する規格外品など）を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体などに無償で提供する仕組みのこと。

**不法投棄**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という条文に反して廃棄物を投棄する行為のことである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条に罰則規定が設けられている。

**プラスチック資源循環促進法**

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の略称。海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などを背景に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれている。

## ま行

**み** **みなし浄化槽**

トイレの排水のみを処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽と呼ばれていたが、法律改正により平成 13 年 4 月からは新たに設置することは禁止されている。

**も** **もりぐちゼロカーボンシティ宣言**

近年の気温上昇や大雨などの自然災害の増加といった気候変動が生活に様々な影響を及ぼしている危機的な状況に向き合い、これに対応するため、持続可能な循環型社会の実現に向けて市民・事業者・行政が協働して対策に取り組み、2050 年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを令和 7 年 2 月に宣言したもの。

## や行

**よ** **容器包装リサイクル法**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律である。

**り** **リサイクル**

【Recycle：再生利用】、3Rのひとつ。廃棄される物から再度利用できるものを資源として再び使用し、製品などを生産すること。具体的には、生産者や販売者が使用済みの製品、部品、容器などを回収して修理・洗浄などをしてから、再び製品や部品、容器として使う場合がある。

**リチウムイオン電池**

小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れた二次電池で、様々な身の回りの製品に普及している。一方、強い衝撃や高温環境に弱く、発熱・発火する危険性があり、全国で収集車両や施設などでの火災事故が頻発している。

**リデュース**

【Reduce：抑制】、3Rのひとつ。生産段階で資源を有効利用することや、長期使用することで廃棄物になる量を削減するといった、廃棄物になる段階で発生抑制をすること。

**リニューアブル**

【Renewable：再生可能な（資源に替える）】、3Rに加えて重要とされる取組のひとつ。国の「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）では「3R＋Renewable」が原則に掲げられており、製品の原料を再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチックなど）に適切に切り替え(Renewable)ること。

**リユース**

【Reuse：再使用】、3Rのひとつ。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

**る** **類似自治体**

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いてごみの排出量やリサイクルなどの状況について分析評価を行う際、比較対象となる自治体のこと。全国の市町村を都市形態、人口規模、産業構造の要素で分類し、同じグループに属する市町村。

## 守口市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画・生活排水処理基本計画)

～みんなの責任と協働で目指す循環型社会～

---

令和8(2026)年3月発行

発行者：守口市環境下水道部環境対策課

〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5

電話：06-6991-3840